Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	学位授与者氏名及び論文題目;学位請求論文審査の要旨及び担当者
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2020
Jtitle	慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要:社会学心理学教育学: 人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.90 (2021.) ,p.115- 187
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学事報告
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069 57X-00000090-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学事報告

学位授与者氏名及び論文題目

修士 (社会学)

- 第1470号 邱 靖嵐 性的マイノリティと同性婚事情について――台湾と日本を事例に
- 第1471号 金 蓮姫 中国のネット上に見られる「嫌韓流」現象の分析―Weiboの韓流関連投稿 に対する内容分析を中心として―
- 第1472号 セリーワッタナウート, ラクサミー 「ドラゴンクエスト」シリーズのキャラクター描写に関する研究―ジェンダーの視点からみた31年間の変化―
- 第1473号 戴 沁イン 日中のテレビ・ドキュメンタリーに関する比較研究―大震災の語り方を中 心に―
- 第1474号 程 暁埼 WeChat モーメンツにおける写真投稿と自己呈示に関する研究―中国20代 の若者を中心に―
- 第1475号 土井 梓 新聞報道にみる日本のセクシュアルマイノリティ―「新潮45問題」の分析 から―
- 第1476号 ミラディノヴィッチ, アドリヤナ Whiteness and Social Integration in Japan: The Experience of Highly—Skilled European Workers
- 第1477号 李 雪 中国のSNSにおけるフェミニズム投稿の推移に関する研究―Weibo上の議 論に対する内容分析を中心に―
- 第1478号 リ ソウ ファン・アイデンティティの形成要因に関する研究―中国映画『Monkey King: Hero is Back』のファンを対象に

修十 (心理学)

- 第1479号 青田伊莉安 鳥類の集団形成メカニズムに関する研究
- 第1480号 大森由紀乃 「読み」学習支援プログラムの開発と定量アセスメント
- 第1481号 小澤 怜平 絵画鑑賞におけるマインドワンダリングの生起要因に関する実験心理学的 検討
- 第1482号 小高 真奈 ノイズ感受性と課題無関連聴覚刺激への反応―事象関連電位を用いた検 計—
- 第1483号 河本 侑己 耳撃記憶における事後情報効果―音声に対する評価と識別からの検討―
- 第1484号 品川 和志 自発思考時の脳活動に関する多角的検討
- 第1485号 林 慎太郎 顔の形態構造に基づく顔印象評価とそのバイアスに関する検討
- 第1486号 山田 航太 詳細な行動計測から迫るマウスの学習過程

修士(教育学)

第1487号 早川 裕 海外研修による英語教師の教育観と学習観の変容プロセス―TEA分析を通じた検討―

第1488号 冨永ももこ アルフレート・リヒトヴァルクの美的教育思想—ハンブルク美術館における実践を手がかりに—

第1489号 奥 ささら 本居宣長の教育思想史的研究―「道の学問」を手がかりに―

第1490号 菊池 瞳 自尊感情と心理的幸福感の関連―双生児法による行動遺伝学的検討

第1491号 常深 新平 メルロ=ポンティにおける絵画の知―後期の表現論を手がかりに―

第1492号 深田 愛乃 教師・宮沢賢治と法華経――戦前期体制からの離反――

第1493号 三木 春紀 マルティン・ブーバーの教育関係論―「神のまねび」としての人間形成

(Bildung) に着目して一

学事報告

学位請求論文審査の要旨及び担当者

博士(2019年度)

博士(社会学) [2019年7月10日]

甲 第5150号 山本 直子

「多文化共生」言説の批判的再検討 在日日系ブラジル人第二世代のハイブリディティに着目して

[審查担当者]

主查 慶應義塾大学法学部教授・大学院社会学研究科委員

博士(社会学) 塩原 良和

副查 慶應義塾大学名誉教授,前大学院社会学研究科委員

社会学博士 関根 政美

副查 明星大学名誉教授·移民政策学会元会長

社会学修士(社会学) 渡戸 一郎

1. 論文の概要

本論文は、山本直子君が慶應義塾大学大学院社会学研究科に博士学位請求論文(課程博士)として提出したものである。本論文は、日本において外国人の社会統合のための理念として普及している「多文化共生」に内在する問題性を明らかにし、それを乗り越える視点を提示することを目的としている。

2018年末の段階で、日本には270万人を超える在留外国人が住んでいる。そしてニューカマーと呼ばれる1980年代後半以降に来日した人々の子ども世代も増加している。なお本論文では、日本生まれで両親のうち少なくとも一人が外国出身である者、および外国生まれであるが幼い頃に親に連れられて来日し日本社会で育った者を「第二世代」と定義している。こうした第二世代の若者は必然的に、日本に育ち日本語を話しながら成長しつつ、各自の多様な出自とのハイブリディティを有することになる。しかし「多文化共生」概念は、「日本人」と「外国人」という本質主義的な二項対立の論理を前提としており、そこに問題が生じているのではないか。山本君はそうした問題意識から、在日日系ブラジル人第二世代の若者に注目しつつ、以下のふたつ問いに答えようとする。第一に、上述の二項対立的な前提に立つ多文化共生施策は、日本の地域社会で暮らす第二世代の若者の存在を不可視化し、同化の強制や排除をもたらしているのではないか。第二に、第二世代の若者はどのようにして、この二項対立的な言説のネガティブな影響を乗り越えようとしているのか。山本君はこれらの問いを、アレハンドロ・ポルテ

スの分節同化(segmented assimilation)理論を分析枠組としつつ、行政の施策、日本人住民の外国人に対する態度、在日日系ブラジル人第二世代の若者のネットワークとコミュニティ、そして第二世代の若者自身の経験や語りの考察を通じて明らかにしていく。

本論文は、愛知県豊田市にある保見団地を主な調査地とした徹底したフィールドワークに基づく、豊富なデータに基づいた分析を行っていることに大きな特徴がある。調査期間は7年間に及び、第二世代の若者19名を含むブラジル人住民のほか、自治体職員、市議会議員、学校関係者、自治会役員など、多文化共生施策にさまざまな立場で関わる57名への聞き取りを行っている。また保見団地内での2ヶ月間の住み込み調査、現地の公立学校の調査、在日ブラジル大使館、地方自治体、NPO、在日ブラジル人キリスト教会といった場所での参与観察が行われている。一次文書資料も含む、こうした徹底的な質的データの収集と分析により、在日日系ブラジル人第二世代の若者の意識や、そこに影響する現実の解釈が試みられている。

2. 論文の構成と各章の要旨

本論文の構成は以下の通りである。本文 A4 版 165 ページ,目次や文献リストを含めて 189 ページと,博士論文として十分な分量である。

序章

- 1. 研究の背景と目的
- 2. 主要概念の定義と調査対象者の設定
 - 2-1. 概念の定義
 - 2-2. 調査対象者の設定
- 3. 先行研究の検討
 - 3-1. 多文化共生の理念とその変質
 - 3-2. 本質主義的文化観の問題
 - 3-3. ハイブリディティ概念の可能性
 - 3-4. 多文化共生とハイブリディティ
- 4. 分析の枠組み
- 5. 調査の方法と限界
- 6. 本論文の構成

第一章:政府文書にみる多文化共生概念の展開

- 1. 「90年体制」による社会の変化と地域からの動き
- 2. 「第二次出入国管理基本計画」―社会統合という観点の芽生え
- 3. 「地域における多文化共生推進プラン | 一日本語と生活の支援
- 4. 「グローバル戦略」 ―経済成長のための「多文化共生」という観点
- 5. 「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」―生活環境整備の責任
- 6. 「日系定住外国人施策に関する基本指針」―福祉的観点の強化
- 7. 小括

第二章: 地域社会に浸透する多文化共生言説

- 1. 外国人集住地における多文化共生施策
 - 1-1. 愛知県豊田市と保見団地
 - 1-2. 保見団地への外国人の流入
 - 1-3. 多文化共生の先進地域へ
 - 14. 公立小学校間での不均衡な外国籍児童の在籍状況
- 2. 地方行政に見られる多文化共生をめぐる言説
 - 2-1. 梅田による市議会での提案
 - 2-2. 多様性の許容限度
 - 2-3. 日本語教育と非行・犯罪の結合と分離による強制的同化という解決策
 - 2-4. 差異」と「対等」に関する言説
- 3. 多文化共生をめぐる言説の多層性
 - 3-1. 接触仮説
 - 3-2. 子どもの学校生活に関係するレベルでの「共生」
- 4. 小括

第三章: 支援制度から生み出されるスティグマ

- 1. 支援のポジティブな側面
 - 1-1. 子どもに対する支援
 - 1-2. 親への支援
 - 1-3. 子ども・家庭と社会をつなぐ役割
 - 1-4. 発達障害の判断
- 2. 支援の制度的問題点
 - 2-1. 資金・人材の不足
 - 2-2. 人材教育の不足
- 3. 「支援」がもたらす弊害
 - 3-1. 取り出し支援により生じる「学習の遅れ」
 - 3-2. 「日本語支援」カテゴリーからの締め出し
- 4. 学校での二項対立構図の強化
 - 4-1. 管理される第二世代の文化
 - 4-2. ハイブリディティの無効化
- 5. 小括

第四章:居住地・宗教・インターネットによるコミュニティとネットワーク

- 1. 居住地のエスニック・コミュニティ
 - 1-1. 日本国内のブラジル人のエスニック・コミュニティ
 - 2-2. エスニック・コミュニティが持つ意味
- 2. 宗教コミュニティ
 - 2-1. 在日ブラジル人の宗教
 - 2-2. 結束型社会関係資本としての宗教コミュニティ

- 2-3. 従属的な立場からの解放
- 3. トランスナショナルなネットワーク
 - 3-1. ブラジルとの日常的なつながり
 - 3-2. 第二世代とヴァーチャルなコミュニティ
 - 3-3. インターネットを介した「移民の第二の人間像」の形成
- 4. 小括

第五章:「グローバル人材」言説が与える新たな立ち位置

- 1. 在日日系ブラジル人の学力の低迷
 - 1-1. 学力の低迷と逸脱行為への注目
 - 1-2. 逸脱行為の背景にあるもの
- 2. 大学進学を果たすブラジル人第二世代の出現
 - 2-1. 第二世代の戦術としての「白人」化
 - 2-2. 「グローバル人材」の言説と英語
 - 2-3. 英語による戦略的な社会上昇
- 3. 「グローバル人材 | 言説の影
- 4. 小括

終章

- 1. 本論文で明らかになったこと
- 2. 本論文の学術的貢献
- 3. 本論文の限界と今後の課題

引用文献一覧

以下、各章の内容を紹介する。まず序章では、上述した本論文の問題意識とその背景、分析の枠組み、調査方法などが記述されている。続く第一章では、多文化共生の理念に言及した日本政府の主要な公式文書を題材に、多文化共生概念の論理が分析される。具体的に分析されるのは、2000年に公表された「第二次出入国管理基本計画」、2006年3月の「地域における多文化共生推進プラン」、同年5月の「グローバル戦略2006」、7月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」、12月の「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」、そして2011年の「日系定住外国人施策に関する基本指針」である。それらの分析から、多文化共生施策が1990年代以降のニューカマー外国人の急増を背景に、日本語や日本の文化・慣習に不慣れな外国人を想定して形成されたことが明らかになる。なお2000年代半ばの政府文書では、外国人の人権や福祉を目的とした多文化共生と、グローバル化を背景とした経済成長や生産性の向上を目的とした多文化共生という二つの観点が混在していた。しかし2008年の経済危機以降、派遣雇用や非正規雇用といった不安定な労働条件で働いていた日系ブラジル人の多くが失業し生活困難に陥ったことから、社会的弱者としての外国人に対する社会政策としての多文化共生という観点が強まっていった。一方、経済成長と生産性の向上という観点は「グローバル人材育成」といった観点から教育政策に織り込まれていった。

第二章では保見団地における事例から、こうした多文化共生言説の地域社会における受容のされ方を 考察する。まず、保見団地における外国人住民の集住の経緯と現状が紹介される。そして団地に隣接 し、外国人児童が集中するふたつの公立小学校の状況を問題視する市議会議員の主張やそれに対する行政の答弁、地域住民の見解が分析される。そこからは、外国人が抱える問題は日本語能力の不足に起因しており、日本語教育によって解決可能であるという強い固定観念が観察される。それゆえ日本語の習得によって問題が解決すれば、日本人と外国人を区別する必要はないという発想になる。そこには、「日本人」と「外国人」の二項対立と日本人の優越性の自明視、日本人による外国人へのパターナリズム、そして同化主義といった、多文化共生言説に含まれる論理が影響を与えている。

第三章では、多文化共生をめぐる言説が公立学校における日系ブラジル人第二世代の若者への支援に与える影響を明らかにする。こうした支援の現場では、予算、人材、研修機会の不足といった制度的な課題が広く観察される。そこに同化主義やパターナリズムが影響を与えることで、支援の実践は第二世代の若者を排除・周辺化する結果となりうる。すなわち、「日本語がわからない外国人」を想定した支援は同化主義的な日本語習得を最優先する結果、第二世代の生徒の教科学習の機会をかえって奪ってしまう。その結果として学力達成できない生徒は「頭が悪い」とされ、「学習障がい」といったレッテルを貼り「日本語支援」から「特別支援」のカテゴリーへと追いやられることすらある。また多文化共生に内在するパターナリズムが教員と第二世代の生徒との関係性にも影響を与え、そこに日系ブラジル人や外国人への偏見が作用することで、生徒に「非行」「不良」といったレッテルが貼られることで、生徒が自尊心をもつことが難しくなる。こうして、支援の実践自体が、第二世代の生徒を排除・周辺化してしまう。

こうした同化主義やパターナリズムは、「日本人」と「外国人」の二項対立的理解を前提としている。「日本人の血を引く、日本生まれ・日本育ちの外国人」である在日日系ブラジル人第二世代の若者は、この二項対立に収まらないハイブリディティをもつはずだが、公立学校の生活のなかでは彼・彼女たちのハイブリディティは無効化されてしまう。子どもたちに同質性を求める生活指導といった学校文化と、マイノリティの多様性を尊重する多文化共生という二律背反する論理を両立させるためには、「外国人」としての差異を強調し、彼・彼女らを他者化することで特別扱いを正当化するか、日系ブラジル人第二世代の若者の差異を完全に無視し、「特別扱い」は良くないという平等観に基づき第二世代に同化を強いるか、という二者択一の状況に陥ってしまうのである。

第四章では、日系ブラジル人第二世代の若者にこうした同化・排除の圧力に抗う力を与えうる、地域のエスニック・コミュニティ、宗教ネットワーク、そしてインターネットを介したトランスナショナルなコミュニケーションの機能が考察される。地域のエスニック・コミュニティや宗教ネットワークは結束型社会関係資本として機能し、言語や文化の継承を通じて第二世代の若者の自尊心を涵養する。しかし今日の日本では、外国人住民による地域コミュニティの社会的承認や活動には多文化共生理念が不可欠であるため、そのネガティブな影響も受けざるを得ない。いっぽう、外国人住民による宗教ネットワークは地域の文脈から切り離されているため、日本社会からの介入をあまり受けない。しかしその反面、閉鎖された空間となりがちである。ただし、近年急成長している在日ブラジル人のプロテスタント系教会では、第二世代の若者による日本人との交流の動きがみられる。一方、インターネットを介したトランスナショナルなコミュニケーションは、第二世代の若者の親の出身国であるブラジルとのつながりを強め、自己のハイブリディティを確認したり強化したりする。それにより、先行研究が想定した一方的な「日本人化」ではなく、日本人らしさやブラジル人らしさ、あるいはそれと関連するライフコースを彼・彼女らが選択的に選び取る可能性を増大させている。

第五章では、大学進学や大学院進学を果たす日系ブラジル人第二世代の若者に焦点を当て、社会的上昇を可能にしている要因を分析した。彼・彼女らは、母語であるポルトガル語に近いとされる英語の力を向上させて自己肯定感を高め、自らのハイブリディティを戦略的に演出している。そうした戦略は、政府主導で強力に進められてきた「グローバル人材の育成」をめぐる言説によって可能となる。すなわち、コミュニケーションのための英語を重視する教育カリキュラムや、AO入試のような受験制度の拡充によって、「日本文化を理解し、異文化にも精通して英語を話すグローバル人材」として自らのハイブリディティを演出することで、スーパーグローバル大学に認定される有名大学に入学していく第二世代が存在する。

高校進学率でさえ依然として日本社会の平均より大幅に低い在日日系ブラジル人の親のあいだでも,近年では社会的上昇のために子どもを大学進学させようとする機運が高まっている。しかし実際には子どもたちの学力達成は依然として低く,大学進学者がある程度増加したとはいえ,その大多数は社会的評価が低い大学に,多額の奨学金を借りながら進学していく。その結果,大学卒業後の就職先は,主に工場労働者であった親の世代と大差はない。一方,日本政府のグローバル人材育成施策は大学進学を望む第二世代の若者を公的に支援するものではなく,あくまで自助と自己責任を前提としている。

それでも、グローバル人材という言説を活用して社会的上昇を果たそうとする日系ブラジル人第二世代の若者の語りには、スティグマ化された「ニッケイ」から「多文化に精通したグローバル人材」へと自己規定を変えることで、従来の多文化共生言説が前提としてきたパターナリズムや同化主義を乗り越えようとする契機が見出される。こうした方向性を制度的にエンパワーメントしていく施策の重要性も、本章での考察からは示唆される。

終章では、本論文での分析から得られた成果が整理され、その意義と今後の課題が示される。本論文の学術的貢献は以下のようにまとめられる。第一に、日本における社会統合理念としての多文化共生の問題点として先行研究が示唆してきたパターナリズムと同化主義を、質的データに基づいて実証的かつ多面的に検証したことである。その結果、地域社会や公立学校で、多文化共生言説が日系ブラジル人第二世代の若者に与えるネガティブな影響を明らかにした。そして、それが第二世代の若者が本来有するハイブリディティを無効化する作用をもつことを示した。

第二に、日系ブラジル人第二世代の若者をめぐるエスニック・コミュニティやネットワークのあり方を考察することで、従来の研究の知見とは異なる彼・彼女たちのブラジル文化との関わり方を明らかにした。すなわち、第二世代の若者は一方的に「日本人化」するのではなく、とりわけインターネットを通した日常的でトランスナショナルなネットワークを通じてブラジル文化を主体的に選びとり、自己の人間像を形成している。そして、ブラジルとのつながりやブラジル文化への志向を日本社会への統合や適応と両立させながら、ライフコースを模索している。

第三に、従来ほとんど見られなかった。有名大学への進学という教育達成を通じて社会的上昇移動を果たそうとしている日系ブラジル人第二世代の若者の存在に注目し、まとまった数の聞き取り調査を行った。そこからは、日本における「グローバル人材」言説を戦略的に利用し、自己のハイブリディティをポジティブな意味に捉え直すという、彼・彼女らの主体的な実践の可能性が示された。それは依然として限定的な事例であり、過剰な一般化には慎重であるべきだが、それでもオルタナティブな多文化共生理念への新たな視座を拓くものである。

3. 論文の評価

本論文は日系ブラジル人の集住地区として知られる愛知県豊田市保見団地の住民・元住民・行政・支援関係者等に対する、徹底的かつ多角的な聞き取りと長期間に及ぶフィールドワークに基づいて書かれている。保見団地は、急激に進んだ外国人の集住により日本人住民との摩擦が1990年代に顕在化して注目を集めたが、混乱が沈静化した2000年代後半以後、本格的な調査はあまり行われていない。それゆえ、本論文は2010年代の保見団地の現況を伝える貴重な研究である。しかも山本君は大学院に進学する以前、豊田市の職員として勤務しており、そこで築いた人脈を活用し、市職員、スクールソーシャルワーカーなどの支援者、さらには市議会議員など、他の調査者ではアクセスしづらい人々への聞き取りに成功している。また保見団地での住み込み調査も敢行し、団地内の日常の観察や多くの住民への聞き取りも行っている。こうしたデータを駆使して書かれた本論文は、外国人集住地区の事例研究として貴重なものである。

さらに本論文は、日本の多文化共生言説の批判的再検討を、こうした豊富な質的データをもとに実証的に行ったという点で極めて独創的である。山本君が適切に指摘しているように、従来の研究においても多文化共生言説のもつパターナリズム、同化主義、日本人と外国人の二項対立的図式といった問題性は指摘されてきたが、それはあくまでも公的文書のテキストの解釈に基づく理論的示唆に留まってきた。それに対して本論文は、テキストに内在するそうした論理が実際に現場での支援活動にどのような影響を与えているのか、そしてそれが外国人住民の社会的編入にどのような帰結をもたらしているのかを、実証的な調査によって明らかにした重要な研究である。山本君は、多文化共生言説が「日本人」と「日本の文化・慣習に不慣れな外国人」という二項対立を内包しているがゆえに、同化主義やパターナリズムを作動させ、第二世代のハイブリディティを抑圧し、日本社会への同化を強いていることを、実証的に検証することに成功した。

なお法務省は2018年12月25日に、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を公表した。これは、本論文の第一章で考察された過去の多文化共生関連文書の内容を発展させたものである。その内容は、本論文において示された多文化共生言説の問題点をそのまま引き継いでしまっている。執筆時期との兼ね合いで、この文書に関する分析は行われていないが、このことも山本君の本論文での分析の確かさを証明している。

ただし本論文の価値は、多文化共生言説の批判的考察に留まるものではない。こうした問題性を乗り越える新たな多文化共生理念のあり方を、日系ブラジル人第二世代の若者の視点から描き出している。 第二世代の若者は居住コミュニティ、宗教コミュニティやトランスナショナルなネットワークを通じて、自らのハイブリディティの主体的に意味づけようとしている。さらに、日本政府が強調する「グローバル人材」の言説を戦略的に活用して社会的上昇を果たそうとする者が一部に出現している。山本君は、こうした彼・彼女らの取り組みをエンパワーメントしていく制度が必要であることを指摘している。

第五章において、有名大学に進学した日系ブラジル人第二世代の若者に焦点を当て、まとまった数の聞き取り調査を行っている点も特徴的である。山本君も述べているように、日系ブラジル人の若者の高校進学率は依然として低く、ましてや大学進学者の数は少ない。とりわけ、スーパーグローバル大学事業に採択される水準の大学に進学する者は極めて少数であり、そうした人々に注目した研究もほとんどない。その意味で、この章での分析は先駆的な試みとして大いに評価できる。もちろん、山本君も本章

での分析をもって在日日系ブラジル人第二世代全体の学力達成が向上していると主張しているわけではない。特定の成功事例を過度に強調することの問題性についても山本君は十分認識しており、日系ブラジル人の親たちのあいだに広がる、子どもをとにかく大学に進学させようとする風潮に対して一定の距離を置いた考察を行っている。

ところで本論文で考察された、パターナリズムや同化主義が学校現場において移民の若者にもたらす ネガティブな影響の事例は、白豪主義・同化政策から多文化主義政策に移行して間もないオーストラリ ア社会においても観察されたものであった。その意味で、本研究は国内の視点に限定されがちな日本の 多文化共生に関する社会学的研究を、国際比較へと拓いていく可能性をもっている。本論文自体では国 際比較は行われていないが、公開審査の際に、山本君も今後の研究の方向性として国際比較調査の計画 に言及しており、今後の研究の展開に期待したい。

このように、本論文は質的調査による実証研究としても、その理論的な含意のうえでも、大いに評価できるものである。しかし、本論文には次のような問題点や課題も見出せる。まず、機縁法によって調査対象者を選定しているが、この手法が不可避にもたらす対象者の偏りに留意し、分析をさらに工夫するべきであった。また調査地は日本で有数の日系ブラジル人エスニック・コミュニティであると同時に、グローバル企業であるトヨタの企業城下町でもある。後者の観点から、調査で得られた知見をどう敷衍しうるか、さらに丁寧な論述がほしかった。そして、本論文の中心的な課題のひとつである「ハイブリディティ」概念は、必ずしも切れ味がよい分析枠組みとなっていない。在日日系ブラジル人自体が多様化していくなかで、その第二世代のハイブリディティとはいかなるものか、より一層踏み込んだ定式化と分析が可能であっただろう。また第四章のエスニック・コミュニティとトランスナショナル・ネットワークの分析は、その他の章と関連するものの、やや異なった主題を扱っており、論文全体に円滑に組み込むための構成上の工夫がもう少しできたかもしれない。

ところで、本論文は、「日本人」と「外国人」の二項対立を内包した多文化共生言説が今日の日本社会で再生産され続けていることを示した。それに関連して、近年の外国人住民支援において日本語教育が重視される一方、母語・母文化教育の保障の取り組みが大幅に遅れているはなぜなのか。これは重要な論点であり、今後の課題である。同様に、多文化共生言説に内包される同化主義の評価についても、社会に適応するための日本語習得をどのように評価するか、議論を深める必要があるだろう。

4. 結論

本論文は現在日本における日系ブラジル人第二世代の若者の直面する現実に、日本有数の外国人集住地域での綿密な調査から接近し、多文化共生言説のもつ問題性を批判的に検証した労作である。そして、そうした問題性を乗り越える方向性を模索したという点で、実践的な意義も兼ね備えている。そうした実証的・理論的・実践的な意義は大いに評価できるが、実証的な緻密さと理論的な鋭さの両立という困難な目標に挑戦したがゆえに、細部における課題も見られることは確かである。しかし、それらは本論文が高い目標を掲げ、そこにある程度到達したからこそ生じたものであり、本論文で示された山本君の研究者としての力量をもってすれば、近い将来に十分に乗り越えることができると考えられる。

大学院進学以後に経験した二度の出産を含め、三児の養育をし、なおかつ、複数の大学での非常勤講師をしっかりと務めながら、これだけ高水準の博士論文を課程博士の期間内に完成させることができたのは、山本君の研究者・フィールドワーカーとしての能力の高さだけではなく、その意思の強さ、自己

管理能力の確かさの証である。公開審査ではプレゼンテーション能力の高さも示され、副査や傍聴者からの厳しい質問に的確に応答し、今後の研究計画についての意欲的な展望も伺えた。本論文の提出をひとつのステップに、山本君は日本の社会学・移民研究を担う若手研究者として、順調に成長していくであるう。

結論として審査者一同は、山本直子君が提出したこの論文が、博士(社会学・慶應義塾大学)の学位を授与されるのにふさわしいと評価し、ここに報告する次第である。

以上

博士(2019年度) 博士(社会学)[2019年12月11日] 乙 第5063号 大坪 寛子

> コミュニケーション欲求とメディア利用 ―「利用と満足」研究枠組みによる今日的検討―

[審査担当者]

主査 慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員

博士(社会学) 李 光鎬

副査 慶應義塾大学法学部教授・大学院社会学研究科委員

博士(法学) 大石 裕

副查 立教女学院短期大学教授‧慶應義塾大学名誉教授

副查 東京女子大学現代教養学部教授‧大学院人間科学研究科委員

Ph.D. in Communication 斉藤 慎一

学識確認 慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員

博士(心理学) 杉浦 淳吉

I 本論文の構成

本論文は、「利用と満足」研究枠組みに基づき、親和欲求、情報獲得欲求、安らぎ感獲得欲求、心理的危機回避欲求、承認獲得欲求、出会い欲求という6種類のコミュニケーション欲求を抽出し、それらの欲求の充足に様々な新旧のメディアがどのように利用されているかを検討している。インターネットの普及と情報通信機器の進化によってメディア環境は激変し、新たな電子メディアの興隆が旧来のメディアの利用に大きな影響を与えると同時に、それらのメディア利用に顕著な年齢差を現出させている。こうした時代の変化や年齢差とは別に、本論文では「世代」という出生コーホートに注目し、「団塊世代(1944~1963年生)」「新人類世代(1954~1968年生)」「団塊ジュニア世代(1969~1983年生)」「新人類ジュニア世代(1984年以降生)」の4世代を取り上げ、各世代の青年期における時代背景を考慮しつつ、世代間のコミュニケーション欲求の違いを分析するとともに、「他者志向性」「一般的信頼」「自

尊心」といった社会心理的変数をコミュニケーション欲求の規定要因として導入し、そこにみられる世代間の違いや各世代での規定力の違いなどを併せて検討している。

本論文の構成は以下のとおりである。

- 第1章 本研究の目的と意義
 - 第1節 本研究の目的
 - 第2節 本研究の意義
- 第2章 「利用と満足」の研究系譜と先行研究の概観
 - 第1節 「利用と満足」研究の系譜
 - 第2節 本研究の基本的枠組み
 - 第3節 先行研究の概観
- 第3章 説明変数についての先行研究の概観と研究課題の設定
 - 第1節 他者志向性
 - 第2節 一般的信頼
 - 第3節 自尊心,「ライフ・ポジション」要因,世代
 - 第4節 研究課題の設定
- 第4章 「世代」の設定と各世代の青年期の社会的背景
 - 第1節 「世代」という変数の設定
 - 第2節 各世代の青年期の時代的背景
- 第5章 テレビ視聴行動に影響を与えた社会的要因についての検討―「NHK国民生活時間調査」に見る視聴時間の変化から―
 - 第1節 本章における問題の設定と「NHK国民生活時間調査」について
 - 第2節 本章での検討方法
 - 第3節 結果
 - 第4節 結論と考察:テレビ視聴行動に影響を与えた社会的要因と世代別結果のまとめ
- 第6章 研究方法と調査回答者
 - 第1節 研究方法第2節 調查回答者
- 第7章 コミュニケーション欲求の抽出と世代間での比較
 - 第1節 コミュニケーション欲求の抽出
 - 第2節 コミュニケーション欲求の世代間比較
 - 第3節 2013年から2017年の変化
 - 第4節 結果のまとめと考察
- 第8章 他者志向性とコミュニケーション欲求との関係
 - 第1節 「他者志向性」の測定と世代間比較
 - 第2節 コミュニケーション欲求との関係
 - 第3節 2013年から2017年への変化: 両年の比較
 - 第4節 他者志向性とコミュニケーション欲求についての結果のまとめと考察
- 第9章 一般的信頼とコミュニケーション欲求との関係

- 第1節 「一般的信頼」の測定と世代間比較
- 第2節 コミュニケーション欲求との関係
- 第3節 2013年と2017年の比較
- 第4節 一般的信頼とコミュニケーション欲求についての結果のまとめと考察
- 第10章 自尊心とコミュニケーション欲求との関係
 - 第1節 自尊心についての分析結果
 - 第2節 2つの自尊心とコミュニケーション欲求との関係
 - 第3節 結果のまとめと考察
- 第11章 社会的・心理的要因とコミュニケーション欲求との総合的分析
 - 第1節 ライフ・ポジション要因とコミュニケーション欲求との関係
 - 第2節 要因間の説明力の比較
 - 第3節 結果のまとめ:コミュニケーション欲求に影響を与える社会的・心理的要因
- 第12章 コミュニケーション欲求充足のためのメディア利用
 - 第1節 2013年調査に見るコミュニケーション欲求充足のためのメディア利用
 - 第2節 2017年コミュニケーション欲求別に見た充足手段としてのメディア利用
 - 第3節 メディア利用行動に与える社会的・心理的要因の影響
- 第13章 欲求充足におけるテレビ利用の満足と代替的メディア利用
 - 第1節 本章における問題の設定と研究の方法
 - 第2節 テレビによる欲求充足に対する満足についての分析結果
 - 第3節 欲求充足のための代替的メディア利用についての分析結果
 - 第4節 結果のまとめと考察
- 第14章 Web2.0以降のメディア利用者の「能動性」:発信行動
 - 第1節 発信行動の測定結果と分類
 - 第2節 発信行動とコミュニケーション欲求との関係
 - 第3節 発信行動と社会的・心理的要因との関係
 - 第4節 結果のまとめと考察:メディア利用者の発信行動との関連要因
- 第15章 各世代のメディア利用経験:インタビュー調査から
 - 第1節 インタビュー調査の目的と方法
 - 第2節 結果
 - 第3節 結論と考察
- 第16章 結論と考察
 - 第1節 設定した研究課題についての検討結果のまとめと結論
 - 第2節 考察および本研究の限界点と今後の課題

Ⅱ 論文の概要

第1章では、今日の日本社会における人々のコミュニケーション欲求とメディア利用の関係、およびそれに関連する社会心理的要因を、「利用と満足」研究枠組みを利用して明らかにするという本論文の目的が提示される。さらに、その目的への取り組みにおいて、「現代」という時間が歴史的時間の文脈

の中に埋め込まれていることを意識し、1940年代に誕生した「利用と満足」の研究枠組みに、歴史的時間性や社会的要因を加えることで、現代の日本社会におけるこの研究枠組みの説明力の向上を目指していることが、本論文の意義として主張される。

第2章では、本論文が立脚している「利用と満足」研究枠組みに関する先行研究が、大きく3つの時期に分けられ概観される。「利用と満足」研究の原点となる諸研究が、ラジオ番組の聴取者や新聞読者の生の声を聞き取り、利用者がどのようにその番組やメディアを活用しているのか、あるいは、その番組やメディアは利用者にとってどのような意味を持つのかを質的に明らかにしていたこと、それに続く第2期においては、メディア接触を導くまでの「欲求」や「動機」や「探求される充足」に及ぼす社会的要因の検討が行われるとともに、オーディエンスの能動性を証明する経験的研究の蓄積を通じて研究が進み、「利用と満足」の研究史上、多くの成果を残したこと、そして1990年代以降の第3期においては、次々と登場するインターネットを使った新しいメディアやサービスについて、その利用動機を明らかにする方向へ研究が進んできたことなどが、詳しく説明される。

このような先行研究の流れの中で、本論文は、「利用と満足」研究枠組みの体系化に大きく貢献した Rosengren(1974)のモデルを一部修正のうえ採用し、コミュニケーション欲求やメディア利用に影響する外的個人特性として「他者志向性」と「一般的信頼」を、内的個人特性として「自尊心」と「満足感」を設定する。また、歴史性を問題としないライフサイクル上の位置を表す「年齢」ではなく、日本という特定の社会で歴史的時間の中を生きる人々の生きた時間を捉える「世代」という変数を導入する。これに続き、コミュニケーション欲求およびメディア間の機能的代替に関する先行研究のレビューが行われる。

第3章では、本論文の説明変数として設定された「他者志向性」「一般的信頼」「自尊心」そして「ライフポジション」要因に関する先行研究が検討され、概念の操作化が行われる。まず、「他者志向性」は、Riesmanがポスト産業社会へ移行した後の社会の成員間に形成される「社会的性格」として提示した「他人志向型」という類型から示唆を得たもので、本論文では、Snyderが提唱した「セルフ・モニタリング」の概念が、その類型を個人レベルで表現したものとして詳細に検討される。続いて、「一般的信頼」については、「信頼の解き放ち理論」に始まる山岸の信頼研究を幅広く参照し、その測定尺度について精査を行うと同時に、一般的信頼の高低が、社会的資源や社会心理の諸側面、様々なメディアの利用とどのような関係にあるかについての先行研究が整理される。「自尊心」に関しては、承認欲求との関連に目配りしながら、Rosenbergの自尊心尺度および速水の「仮想的有能感」尺度が検討される。文脈的年齢とそれを具体的に捉えるためにRubinが導入を提案した「ライフポジション」要因に関しては、「生活満足感」と相対的剥奪に基づく「不満感」に注目する。そして、これらの説明変数に関する詳細な検討を踏まえ、本論文の11の研究課題が提示される。

第4章では、本論文の基盤となる分析軸である「世代」について説明される。ディルタイやマンハイムらの古典的な議論を概観した後、日本における世代区分に関する先行研究が検討される。特に、NHK放送文化研究所が1973年から5年ごとに実施している「日本人の意識調査」の結果に基づき、意識構造が類似している出生コーホート群を「世代」として抽出した河野の区分を重視しつつ、その他の研究による世代区分との整合性も吟味した上で、本論文で分析に用いられる「団塊世代」「新人類世代」「団塊ジュニア世代」「新人類ジュニア世代」の4群が設定される。そして、それぞれの「世代」の青年期を中心とした時代の社会的背景として、その時期に発生した主要な社会的出来事と当時のメディア環

境および若者文化の概略が紹介される。

第5章では、研究課題1「既存の調査結果から、人々のテレビ視聴行動に影響を与えた社会的要因について明らかにする」についての分析が行われる。1960年から現在に至るまで5年ごとに行われている「NHK国民生活時間調査」の結果を2次分析する手法により、テレビ視聴時間の変化を手がかりに、テレビ視聴行動に影響を与えた社会的要因が追跡される。テレビが普及した1965年から2015年までの間、幅広い年齢層に共通して見られた変化は4回ほどあったが、配分された生活時間の増減から、テレビ視聴時間の変化に影響を与えた社会的要因が探られる。

第6章では、本論文の研究課題2から11までを検討するために実施した2回の質問紙調査について、その具体的な方法および回答者の特性が記述される。本論文における分析は2013年と2017年の2時点でのウェブ・モニター対象の横断的調査の量的分析が中心となる。この方法による限界点を補完するために、長期にわたって実施されてきた既存調査を使った2次分析が行われたこと(第5章)、さらに少人数ながらもインタビュー調査を合わせて実施したこと(第15章)が述べられる。続いて、2回の調査の回答者に対して、その職業や家族構成の分布について、4つの世代ごとに国勢調査との比較を行い、本論文の分析結果が導出される回答者が、代表性のある標本とどのように異なっているかを確認する。また、2回の調査間における回答者の等質性もここで確かめている。

第7章では、研究課題2「先行研究で見出された新旧メディアの利用動機や充足に基づき、メディアによって充足可能でメディア利用を導くコミュニケーション欲求を抽出する」が、2013年調査と2017年調査のデータによって検討される。分析の結果、両年の調査ともに、コミュニケーション欲求として、「親和欲求」「情報獲得欲求」「安らぎ感獲得欲求」「心理的危機回避欲求」「承認獲得欲求」「出会い欲求」の6つの欲求が抽出される。そして、「情報獲得欲求」と「安らぎ感獲得欲求」に比べると、「心理的危機回避欲求」と「親和欲求」はやや低く、「承認獲得欲求」と「出会い欲求」は、それよりもさらに低いこと、および同一の測定項目によって2013年と2017年で比較すると、2017年は2013年に比べて「出会い欲求」のみが有意に上昇しており、他の5つのコミュニケーション欲求は、いずれも有意に低下していたことが確認される。

第7章では、研究課題3「『年齢』に歴史的時間性が組み込まれた『世代』概念を用いて、『世代』要因と、コミュニケーション欲求との関係を明らかにする」についても検討が行われる。分析の結果、コミュニケーション欲求は、世代によって有意に高さが異なるものもあることが明らかにされる。両年の調査ともに、「情報獲得欲求」はいずれの世代でも高く、世代間に有意差はなかったこと、「心理的危機回避欲求」と「承認獲得欲求」には世代間で有意差があり、両欲求ともに基本的に世代が若い方が高く、「心理的危機回避欲求」は団塊世代と他の3世代との間に、「承認獲得欲求」は団塊世代と新人類ジュニア世代との間に、有意差があったことが示される。新人類ジュニア世代の中では、「心理的危機回避欲求」も「承認獲得欲求」も、2017年に有意に低下していたが、それでもなお、比較した4世代の中で最も高く、そのことについては、少なくともこの間に変化がなかったことが把握される。さらに、両年の結果を比較し、個別欲求の増加や低下をもたらした要因について考察が加えられる。

第8章では、研究課題4「Riesman(1950, 1961)の「他人志向(other-direction)」の概念を操作化した変数「他者志向性(other-directedness)」を用いて、この要因がコミュニケーション欲求に与える影響について明らかにする」が検討される。分析の結果、「他者志向性」は、産業社会の時代に青年期を過ごした団塊世代よりも、それ以降に生まれた世代の方が高く、Riesman(1950, 1961)の主張が裏づ

けられたとしている。「他者志向性」は、6つのコミュニケーション欲求のいずれとも有意な正の関係があったこと、2017年の調査において有意に低下しており、特に新人類ジュニア世代の低下が顕著であったことが合わせて報告される。

第9章では、研究課題5「『一般的信頼(general trust)』がコミュニケーション欲求に与える影響について明らかにする」が検討される。「一般的信頼」は、両年の調査とも、団塊 世代が最も高く、他の3世代との間に明白な差があったこと,世代が若くなるほど低下し、新人類世代と新人類ジュニア世代との間にも有意差があったことが示される。「一般的信頼」とコミュニケーション欲求との間には、いずれの欲求についても、また、いずれの世代でも、「弱」から「中」程度の有意な正の相関関係があり、2017年調査においてわずかに上昇していた。

第10章では、研究課題6「個人の心理的要因である自尊心(self-esteem)と、コミュニケーション欲求との関係を明らかにする」について、2017年調査のデータによって検討が行われる。自尊心については、下位次元として「自己肯定的自尊心」と「自己卑下否定的自尊心」が抽出されたため、この2つの下位尺度を使って分析が行われている。どちらの自尊心についても団塊世代が他の3世代より有意に高く、世代が若くなるほど低下し、新人類ジュニア世代が他の世代より有意に低かったことが報告される。また「自己肯定的自尊心」はコミュニケーションの諸欲求と正の関係にあって、欲求を高める方向に作用していたのに対し、「自己卑下否定的自尊心」は負の関係にあり、コミュニケーション欲求を低下させる方向に作用していることが明らかになる。

第11章では、研究課題7「Rubin(1985)の『ライフ・ポジション(life-position)』要因から生活全般に対する『満足』と、併せて『不満』を用いて、コミュニケーション欲求との関係を探索的に検討する」について2017年調査のデータによって検討される。「満足」については、生活全般に対する満足感と、現在の職業に対する満足感とを統合した変数「生活・職業満足感」を使って分析が行われるが、コミュニケーション欲求との間には、全体的にそれほど強い関係はなかった。一方、「不満」については、同世代内の他者との比較に基づく相対的剝奪感としての不満感と、自己についての他者からの評価に対する不満感を統合した変数「不満感」を使って分析が行われる。この「不満感」は、団塊世代が他の3世代よりも有意に低く、団塊ジュニア世代の男性で最も高かったが、コミュニケーション欲求との関係では、「生活・職業満足感」よりも「不満感」の方が強かった。第8章からここまでの分析と第12章におけるメディア・レパートリーに関する分析が、研究課題9「社会的・心理的諸要因がコミュニケーション欲求とメディア利用行動に与える影響について明らかにする」についての検討内容に該当する。

第12章では、研究課題8「研究課題1で抽出されたコミュニケーション欲求を充足するために、どのようなメディアが、どの程度利用されているのかを明らかにする」について検討が行われる。2013年調査では、40項目の欲求充足のために最も利用する手段の選択を求めたが、親和欲求、承認獲得欲求、安らぎ感獲得欲求、心理的危機回避欲求について最も多かったのはメディアに依らない方法であり、こうした欲求の充足手段として、メディアが果たすことのできる役割は限定的であることが明らかになる。欲求横断的によく利用されていたメディアは、ウェブサイト、テレビ、ソーシャルメディアであったが、充足を得ようとするコミュニケーション欲求によって、それぞれのメディアの利用の高さは異なっており、世代による違いも大きいことが報告される。2017年調査では、6つのコミュニケーション欲求別に、その充足手段として設定した各メディアの利用頻度について尋ねる形でメディア利用が測定される。メディア利用は、世代による違いが大きく、特に年長の団塊世代の方が利用の高いものと、年

齢が若くなるに従って基本的に利用が高くなり、新人類ジュニア世代において最も利用が高くなるものがあった。

第13章では、研究課題10「テレビによる欲求充足に対する満足度の高低に基づき、テレビと、テレビと競合する機能的に代替可能な他の選択肢との利用関係について明らかにする」が2013年調査のデータによって検討される。テレビによるコミュニケーション欲求充足に対する評価には、「社会的相互作用」「情緒的解放」「情報獲得」の3つの次元があることが明らかになる。まず、情緒的解放次元の欲求充足に対して、テレビと機能的に代替可能で、かつ、テレビよりも有用性が高いと人々に認識されているメディアは、当時においては存在していなかったことが示される。情報獲得次元の欲求充足においては、2013年の調査時点で、人々の間で、テレビからウェブサイトへの欲求充足手段の移行が進んでいたことが示唆される。社会的相互作用の次元の評価は最も低く、テレビによるこうした欲求充足の可能性に対しより否定的に捉えている人々の間では、直接的な相互作用によって欲求充足が図られていた。

第14章では、研究課題11「インターネット上での一般利用者の発信行動について、それを導くコミュニケーション欲求との関係、および発信行動に与える社会的・心理的要因の影響について明らかにする」が2017年調査のデータによって検討される。6つのコミュニケーション欲求すべてが、「非発信」から何らかの発信行動を導くことに関係していること、また、本論文で検討した6つの社会心理的要因もすべて関係していることが明らかにされる。

第15章では、2008年から2019年に至るまでの10年余りの長期にわたって断続的に実施された20名 のメディア利用者に対するインタビュー内容が報告される。これは、研究課題の検討を目的として実施 されたたものではなく、本論文の調査立案や調査結果の解釈に役立てるために行われたものであるが、 得られた知見は以下の2点にまとめられる。1点目は、青年期までのメディア利用経験が、後のメディ ア利用に大きな影響を与えていたこと、2点目は、いずれの世代でも、程度の差はあれ利用されていた ソーシャルメディアは利用者に利便性を与えていたが、息苦しさのようなものも、また新しい楽しさ も、与えていたということである。インタビュー調査から得られたメディア利用に関する生身の声か ら、本論文は、「世代」という変数による分析の必要性と、多様な解釈の必要性の示唆を得ている。 第16章では、本論文で設定した11の研究課題についての検討結果がまとめられる。現代の日本社会に 生きる人々のコミュニケーション欲求として6 つの欲求が存在し、これらの欲求の高さには違いがあ ること、コミュニケーション欲求は世代間で異なり、時の経過とともに変化すること、また、その中に は、メディアに依らない充足が図られるものもあったが、メディアが利用される場合には、ウェブサイ ト、テレビ、ソーシャルメディアが欲求横断的に幅広い世代に利用されており、世代別には2つの異な るメディア利用のパターンが見られること,さらに,検討した社会心理要因の中で,幅広い世代の人々 のコミュニケーション欲求に最も影響を与えていたのは「他者志向性」で、それに次いで「一般的信 頼」も広い世代のコミュニケーション欲求に影響力があったこと,不特定の人々に向けての積極的な発 信行動には、承認獲得欲求と出会い欲求が大きく関わっていることなどが、考察とともに結論として述 べられ、本研究が依拠した「利用と満足」の研究枠組みが、現在のメディア利用について分析するうえ でも有用であると主張される。

Ⅲ 本論文の評価

本論文は以下の点で評価できる。

第一に本論文は、メディア受容過程研究の代表的なパースペクティブの一つである「利用と満足」研究枠組みに、これまで欠落していた社会的な要因に対する考慮を補強すると同時に、人々のメディア利用を歴史的な時間経過の中で捉えることによって、長年この研究分野 の大きな課題として指摘されてきた個人中心主義の問題に答えようとしている。個人の内 的な欲求や動機、およびそれらとメディア利用との関係が、社会的要因によって形作られる 可能性については、すでに誕生期の「利用と満足」研究においても気づかれていたし、その後に提示されたモデルの中では明確に一つの要因として組み込まれていたにもかかわらず、これまでに、社会的な要因の影響を十分に考慮したメディアの利用と満足に関する研究は、国内外を問わず、稀にしか見ることができなかった。おそらく著者が本論文を執筆するにあたって定めた最大のねらいは、手つかずの状態で放置されてきたこの課題に挑むことであったと思われるが、それに関しては見事に成功していると評価できる。著者は、「他者志向性」や「一般的信頼」などの社会心理変数に着目することで、現代における社会変動やメディア環境の変化と個人の内面を関連付けている。また、幅広い年齢層を対象に、ライフサイクル論的な「年齢」ではなく、一定の発達段階における歴史的な経験の共有によって規定される「世代」を分析軸として導入したことで、人々のメディア利用を長期にわたる社会的・歴史的文脈の中で捉えている。このような著者の試みは、社会心理学的なメディア受容過程研究の射程と奥行きを大きく広げる成果である。

第二に評価できる点は、本論文が行っている丹念な先行研究の検討と丁寧な分析についてである。本論文では、合計6つの社会心理変数が説明変数として導入されているが、その一つ一つに対して、由来となっている古典的文献から最新の研究に至るまで、多くの関連諸研究が綿密に検討、吟味されるとともに、実証のための測定に備え、周到に操作化されていく過程が詳述されている。また、実証のための調査は2013年と2017年の2回にわたって行われているが、それぞれの標本に代表性がないことを補完するため、回答者の属性別分布を同時期の国勢調査のそれと入念に対照し、回答者の特性を確認する手続きを踏んでいる。さらに、2回の調査結果を比較分析するにあたって、両調査の標本の等質性も同様な手法によって確認しているが、このような手続きによって、本調査の分析結果はより信頼性の高いものとなっている。具体的な分析においても、複数の要因間、4つの世代間、2回にわたる両調査間という、複雑にならざるを得ない設計になっているが、研究課題ごとに、体系的に計画された分析を一つずつ着実に行い、その結果を丁寧に書き込まれた図や表によって分かりやすく示している。また、有意性の検定だけでなく、効果量や信頼区間を併記するため、結果部分の執筆をすべてやり直すなど、研究の遂行過程全体に見られる著者の真摯で直向きな姿勢は、完成度の高い論文として帰結している。

第三の評価点は、本論文で得られた知見の意義に関することである。本論文では、従来の研究において個別メディアの利用動機として調べられてきた数多くの項目をほぼ網羅し、さらに今日のメディア状況を反映した独自の項目をいくつか加えた上で、信頼できる手続きによって6つの「コミュニケーション欲求」を抽出しているが、著者によるこのようなメディア横断的な「コミュニケーション欲求」なるものの提示は、もっぱら個別メディアの利用動機を調べることに終始してきた昨今の研究状況に、一つの新しい方向性を示すものである。また、本論文で導入された社会心理変数のいくつかについては、今後の類似研究において広く参照される可能性が高く、それらの既存の測定尺度に対する再操作化の試みも、後続研究において踏襲されるべき価値を有している。

最後に、典型的には「団塊世代」と「新人類ジュニア世代」の間にみられた世代間のコミュニケーション欲求およびメディア利用パターンの有意な違いの多くは、これまでも著者自身が参加した小規模のインタビュー調査などを通じて、探索的な発見として提示されることはあったが、これほどの規模のある各世代の人々を対象に、高度に精錬された尺度を用いて計量的に調べられ、信頼性の高い結果として示されたものは他になく、今日の日本社会における人々のメディア利用の大きな流れを捉えたものとしてその意義を高く評価できる。一方、本論文には以下のような問題点もある。

本論文の主要な分析対象の一つは、人々の「コミュニケーション欲求」というものであるが、説明変数として導入された他の諸概念に比べると、コミュニケーション欲求に関する理論的検討は比較的手薄であり、個別メディアの利用動機としてこれまで検討されてきた諸項目をいささか安易に網羅したという印象を拭えない。著者が新たに加えたオリジナルな項目もなくはないが、もう少し独自性かつ厚みのある「コミュニケーション欲求」の構想および操作化が行われていれば、本論文の学術的な重みはさらに増したであろう。

もう一つの主要な分析対象である「メディア利用」に関しても、より多面的で深みのある分析ができなかったか惜しまれる。本論文において従属変数として設定された「メディア利用」は、テレビの利用時間(第5章)、欲求充足のために利用するメディアの種類(第12章)、メディア・レパートリー(第12章)、インターネットを利用した発信行為(第14章)などとなっているが、第14章以外の従属変数の設定は比較的単純で、本論文の迫力や面白さをかなり落としてしまう結果をまねいている。また、「利用と満足」研究枠組みに依拠しながらも、メディア利用から得られた「満足」については本論文で十分に取り上げていないが、この点も今後の研究において取り組まれるべき課題である。

さらに、「他者志向性」や「一般的信頼」などの主要な社会心理変数が着想されるようになった経緯や理由が、必ずしも明確に記述されておらず、やや恣意的に選ばれているような印象を与えていることも問題点の一つである。これらの変数を導入したことは、本論文の根幹にかかわる重要なアイデアの一つだけに、より明確に記述すべきであった。そして、これらの変数を日本社会に適用するにあたって、日本における関連研究、例えばRiesmanの「他人志向型」との関連では、「世間」という概念についての研究などを参照する必要があったのではないか。

本論文で用いたデータ分析の技法についてもいくつか指摘をしておきたい。多岐にわたる研究課題について、2度にわたる大規模な調査データを用い、数多くの多変量解析を駆使して詳細な検討を重ねている点は高く評価出来る。その一方で、設定した調査年次に必ずしも必然性が認められないという問題や、詳細に分析し過ぎた結果、分析結果の一部に重複がみられ、似たような図表が続くという問題があった。また、本論文のデータであれば、2要因分散分析を用いてより簡潔に結果を示すこともできたはずだが、等分散性が仮定できないという理由から1要因分散分析にこだわったことに対しては、評価が分かれるところかもしれない。ただ、この点も、データ分析に対して著者が極めて慎重な態度で臨んだ結果と考えるべきであろう。

IV 審査の結果

上記のような問題点はあるものの、審査員一同は、本論文が、博士(社会学)学位の授与に十分に値するものと判断する。

博士(2019年度)

博士(社会学)[2020年2月20日]

乙 第5080号 鈴木弥香子

The Trials and Tribulations of 'New Cosmopolitanism': A Critical Assessment

[審查担当者]

主査 慶應義塾大学法学部教授・大学院社会学研究科委員

博士(社会学) 澤井 敦

副查 Professor Dr. Anthony Elliott, University of South Australia

副査 慶應義塾大学法学部教授・大学院社会学研究科委員

博士(社会学) 塩原 良和

副查 Professor Dr. Sven Kesselring, Nürtingen-Geislingen University

副查 東京大学大学院人文社会系研究科准教授

博士(社会学) 出口 剛司

学識確認 慶應義塾大学法学部教授・大学院社会学研究科委員

修士(社会学) 竹ノ下弘久

1. 論文の概要

本論文は、「新しいコスモポリタニズム」と総称される近年のコスモポリタニズムをめぐる議論を、社会理論の観点から批判的に検討しつつ再構築することを試み、それをつうじて、グローバル化が進行する世界社会でのより良き共生のあり方をめぐる、新たな理論的構想を提示することを目的としている。

本論文のこの目的の背景には、1990年代以降の急速なグローバル化の進行と、人々の相互関係の範囲拡大と緊密化、それにともなう様々な政治的・社会的問題の噴出という状況がある。現状において、旧来の「多文化共生」や「相互寛容」の理念をもはや自明視できないようなかたちで、排他主義や社会的分断、社会的排除の問題が深刻化しつつある。こうした動向をふまえて、古典的なコスモポリタニズムとは区別されるかたちで、「新しいコスモポリタニズム」を構想しようとする試みが、哲学、政治学など様々な研究分野において領域横断的に行われてきた。社会学においても、ウルリッヒ・ベックの議論に代表されるように、コスモポリタニズムをめぐる新たな社会理論が展開されている。

これらの議論をふまえ、批判的検討と再構築を試みる際、本論文では、相互に関連し合う以下の三つの問題が中心的論点となる。

第一に、ローカル/グローバルの二分法に対する批判である。グローバル化が日常生活の隅々にまで 浸透しつつある現代では、もはや単純に、ローカルな領域を超え出るものとしてコスモポリタニズムを 構想することはできない。むしろ、ローカルな場に根ざしつつ、同時にコスモポリタン的でもあるよう な思考・行為の可能性を、現状をふまえつつ構想することが課題となる。

第二に、ヨーロッパ中心主義に対する批判である。従来、コスモポリタニズムに対しては、一見する

とそれが人類に共通する普遍的な価値観を提示しているように見えて、実はそれ自体が、西欧の知的伝統に深く根ざしたものであるとの批判が投げかけられてきた。「新しいコスモポリタニズム」はまさにこうした批判を克服することを意図するものである。しかしながら、それにもかかわらず「新しいコスモポリタニズム」にはなお、ヨーロッパ中心主義の残滓とでも言うべき潜在的傾向が存在する。こうした傾向をさらに深く批判的に検討することをつうじて、それを乗り越える視点を提示することが課題となる。

第三に、以上のような批判的検討を経て、コスモポリタン的な連帯の、具体的で現実的な形と可能性を慎重に探ることである。あらゆる種類の社会的連帯は、少なからず、他者を排除し、社会的分断を生みだす集合体へと容易に転化してしまう。こうした結末を回避し、なおかつ、現状に即したコスモポリタン的な連帯の可能性と方途を探ることが課題となる。

本論文が意図するのは、以上のような三つの課題をめぐる考察をつうじて、現状に密着した「新しいコスモポリタニズム」の視座を再構築し、新たな社会構想への指針となる社会理論的な視点を提示することである。

なお、本論文は、慶應義塾大学社会学研究科と南オーストラリア大学の間で締結されたダブル・ディグリー協定にもとづき、慶應義塾大学と南オーストラリア大学、二大学の博士学位の申請を同時に行うものである。そのため、本論文は英語で執筆されている。分量は全体でA4版143ページ、構成は5章からなり、目次は以下のとおりである。

Introduction

Chapter 1. New Cosmopolitanism and its theoretical potential

- 1. Why cosmopolitanism?
 - 1-1. The cosmopolitanism revival and its historical backdrop
 - 1-2. The relevance to Japanese society
- 2. Genealogy of the idea of cosmopolitanism
 - 2-1. History of the idea of cosmopolitanism
 - 2-2. New cosmopolitanism
 - 2-3. Suspended between the utopian and the realistic
- 3. What is new about new cosmopolitanism?
 - 3-1. The two critiques in new cosmopolitanism
 - 3-2. From rootless cosmopolitanism to rooted cosmopolitanism
 - 3-3. New cosmopolitanism and 'openness'
 - 3-4. A paradoxical consequence of new cosmopolitanism?
- 4. Beck's cosmopolitan theory and Japan
 - 4-1. Beck's cosmopolitan theory
 - 4-2. Beck's theory and Japan
- 5. The importance of a Japanese perspective in cosmopolitanism studies
- 6. Concluding remarks

Chapter 2. Cosmopolitanism as realpolitik: economic globalization and a limitation of methodologi-

cal nationalism

- 1. Cosmopolitanism as a realpolitik
 - 1-1. The Cosmopolitan Manifesto
 - 1-2. Cosmopolitan realism and cosmopolitan realpolitik
 - 1-3. From the Bretton Woods compromise to the Golden Straightjacket
- 2. The limitation of methodological nationalism: a case of Japanese discourse on economic inequality
 - 2-1. The inequality discourse in Japan
 - 2-2. The Myth of All-Middle Class Society: The strong national context in the criticisms
- 3. Cosmopolitan turn
 - 3-1. States in the global power structure
 - 3-2. The rise of transnational private power
 - 3-3. New stratification in the global age
- 4. Concluding remarks

Chapter 3. Cosmopolitanism and a question of otherness: Beck's theory's possibilities and challenges

- 1. Cosmopolitanism as a research agenda
 - 1-1. Methodological cosmopolitanism and a critique of methodological nationalism
 - 1-2. Cosmopolitanization
- 2. Critiques of Beck's cosmopolitanism
 - 2-1. Beck=Eurocentric Cosmopolitan?
 - 2-2. Bhambra's critique of Beck
 - 2-3. Beck's missed endeavour to transcend Eurocentrism
- 'Cosmopolitan reality'?
 - 3-1. Is 'cosmopolitan solidarity' really self-evident?
 - 3-2. Beck's avoidance of the normative argument
 - 3-3. The gap between cosmopolitanization and cosmopolitanism
- 4. Concluding remarks

Chapter 4. On rooted/routed Cosmopolitanism: from the postcolonial perspective

- 1. 'Rootless' Cosmopolitanism
 - 1-1. Criticisms toward liberal cosmopolitanism
 - 1-2. Martha Nussbaum's cosmopolitanism
 - 1-3. Dichotomy between the local and the cosmopolitan
- 2. Historical and cultural pitfalls of cosmopolitanism
 - 2-2. Western universalism
 - 2-3. Japanese imperialistic universalism, 'Hakkō ichiu'
 - 2-4. Cosmopolitanism and 'a cosmos'
- 3. Toward postcolonial cosmopolitanism
 - 3-2. The ways of postcolonial thinking: border thinking, unlearning and iki thinking

- 3-3. Okinawan vernacular cosmopolitanism
- 4. Wings, roots, and routes
 - 4-1. Multiple belongings and realities
- 5. Concluding remarks

Chapter 5. On cosmopolitan solidarity: How can 'we' relate with 'the others'?

- 1. 'Strong solidarity' and 'weak solidarity'
 - 1-1. Does 'cosmopolitan solidarity' exist?
 - 1-2. 'Strong solidarity' and 'weak solidarity'
- 2. Two cosmopolitanisms: a case of natural disaster
 - 2-1. Humanitarian cosmopolitanism and culpability cosmopolitanism
 - 2-2. The key dilemma of the two cosmopolitanisms—in the case of disaster
 - 2-3. Limits of disaster cosmopolitanism
- 3. Sentiment's potentials and pitfalls
 - 3-1. Cosmopolitanism and sentiments
 - 3-2. 'Humanitarian sentimentalism' criticism
 - 3-3. Keeping 'proper distance'
- 4. 'Who we are' and 'where we are'
 - 4-1. Kyōsei as Japan's Cosmopolitanism?
 - 4-2. Delanty's critical cosmopolitanism
 - 4-3. The importance of self-transformation: from other perspectives
 - 4-4. 'Conversation' and 'literary imagination'
- 5. Concluding remarks Conclusion

References

2. 論文の要旨

以下において、各章の内容を要約しておく。

第1章、「新しいコスモポリタニズムとその理論的潜勢力(New cosmopolitanism and its theoretical potential)」では、古典的なコスモポリタニズムを批判するかたちで現れてきた「新しいコスモポリタニズム」の諸議論が先行研究として整理されると同時に、その意義と問題点が指摘される。新しいコスモポリタニズムの意義は、古典的なコスモポリタニズムを批判的・反省的に再考し、古典的なコスモポリタニズムが前提とするローカル/グローバルの二分法を批判した点、および、それが含むヨーロッパ中心主義的傾向を批判した点にある。しかしながら、とりわけ後者の批判は、新しいコスモポリタニズム自身もまた、自らの立場に関して常に自己批判的な姿勢をとり、自己反省的であることを要請する。このことが、新しいコスモポリタニズムの議論を徐々に抑制し、結果として、文化的混交状態をただ指し示す言葉としてのみコスモポリタニズムが用いられるという傾向が強くなる。言い換えれば、当初は新しい状況に即した規範的な構想を希求し再考された議論が、現状を確認するのみの議論に収斂するという、逆説的な傾向が現れていることが指摘される。そして、このような、規範的な議論を抑制する傾向は、社会学における代表的な論者であるウルリッヒ・ベックの議論においても見られる。ベックの

2000年代の議論においては、規範的構想としてのコスモポリタニズムについて多く論じられていたが、2010年代以降の議論になると、コスモポリタニズムという用語はほとんど使われなくなり、代わって「コスモポリタン化」概念が多用され、規範的構想についてはあまり論じられなくなる。本論文では、新しいコスモポリタニズムを批判的に継承しつつ、現状に即した新しい規範的構想を構築する理論的可能性を探ることが目的となる。

第2章、「現実政治としてのコスモポリタニズム―経済的グローバリゼーションと方法論的ナショナ リズムの限界 (Cosmopolitanism as realpolitik: economic globalization and a limitation of methodological nationalism) | では、国家を枠組みとして前提としつつ諸問題を考察する「方法論的ナショナリズ ム」の限界が指摘されると同時に、政治的ヴィジョンとしてのコスモポリタニズム、つまり、コスモポ リタニズムをとることが結局は現実主義的であるとするコスモポリタニズム的な現実政治の可能性と問 題性が、ベックの議論を中心として考察される。経済的なグローバリゼーションの進展と、それが生み だす世界規模での格差や貧困の問題は、もはや一国の枠組みでは対処できないものとなる。むしろ、自 国の利益だけを追い求めたり、逆に自国の利益を犠牲にしたりするのではなく、他国の利益をも考慮に 入れて行動することが、結局は自国の利益にもつながる。新自由主義的な政策のもとに、経済的なグ ローバリゼーションと歩調を合わせるよりもむしろ、こうしたコスモポリタニズム的な視点から各国が 連携し行動することが、結局は政策として現実的な選択肢であるとする見方がなされる。本章では、日 本における格差や不平等をめぐる議論が,こうしたコスモポリタニズム的な文脈で立てられることが少 なく、むしろ多くの場合、実質的には方法論的ナショナリズムの視点から論じられているとの分析もな されている。ただし、結果的な利益の認識だけでは、コスモポリタン的な現実政治への移行を実現する ことはできず、実際は排外主義や自民族中心主義が障壁となっている可能性が指摘される。それ故、コ スモポリタニズム的な政治の実現は、単に政治的・経済的な課題であるだけでなく、「他者」にどう向 き合い、排外主義的傾向を乗り越えるのかという倫理的課題をも孕んでいるとの指摘がなされる。

第3章、「コスモポリタニズムと他者性への問い―ベック理論の可能性と課題(Cosmopolitanism and a question of otherness: Beck's theory's possibilities and challenges)」では、コスモポリタニズムをめ ぐるベックの社会理論の中心的概念である「コスモポリタン化」、および、研究上の視座としての「方 法論的コスモポリタニズム」について、従来ベック理論に向けられてきた批判を整理しつつ、理論的検 討が加えられる。ベックによれば、グローバル化の影響が日常生活の隅々にまで浸透した現代社会の現 状は、すでに「コスモポリタン的な現実」と呼びうるものとなっており、そこではもはやナショナル/ インターナショナルといった区別さえ有効ではない。それはむしろ、現実が「コスモポリタン化」して いると言いうる状況である。こうした現状は、規範的要請というよりは、むしろ現実的な必要性とし て、我々にコスモポリタン的な思考・行動をとるよう促す。本章では、こうしたベックの理論を詳細に 検討しつつ、それが「コスモポリタン的な現実」を過大評価している可能性が指摘される。場合によっ ては、あたかもコスモポリタン的な共生や連帯がすでに実現されているかのような印象を与えるベック の議論においては、むしろ現実において依然として存在している格差や不平等、抑圧が不可視化されて しまう恐れがある。また、この論点と関連するのが、従来ベックの理論に多く投げかけられてきた、 ヨーロッパ中心主義的であるとする諸批判である。本章では、この批判の重要性をふまえつつも、それ らの批判がベック自身のヨーロッパ中心主義克服の試み. 「方法論的コスモポリタニズム」を過小評価 しているという傾向が、まず確認される。そしてその上で、ヨーロッパの目に加えてアフリカやアジア

など複数の目を持ち、多元的なパースペクティブをとるというベックの方策が、その複数の視点間にある非対称的な権力関係を不可視化する可能性、そして結果的に西欧の知的特権、ヨーロッパ中心主義の再生産につながる可能性が指摘される。こうした可能性を回避するためには、帝国主義、植民地政策の歴史と影響を省察するポストコロニアルな視点や思考が重要である。そして、それをふまえて、格差や不平等を問題化しうるコスモポリタニズムの理論的視座を構想すること、また、それに基づく具体的な連帯の指針を構想することの重要性が指摘されている。

第4章,「根のある/経由されたコスモポリタニズムについて―ポストコロニアルな視点から(On rooted/routed Cosmopolitanism: from the postcolonial perspective) | では、ポストコロニアルな視点 をふまえて、特定のローカルな領域に根ざしたコスモポリタニズムを構想する可能性について、理論的 な検討がなされる。古典的なものから現在のリベラルな立場のものまで、コスモポリタニズムはしばし ば、個々人が世界市民となり、地域的な限界を超えて普遍的かつ包括的な視野を持つことを提唱するも のとしてあった。こうしたいわば「根のない」コスモポリタニズムの抽象性を批判し、ローカル/グ ローバルの二分法に依拠しない、具体的な状況に「根ざした」コスモポリタニズムの構想を重視するの が「新しいコスモポリタニズム」である。ただ、こうした言わば「下からの」コスモポリタニズムが構 想されるべきもうひとつの理由として、コスモポリタニズムが帯びがちなヨーロッパ中心主義的傾向が あった。コスモポリタニズムの構想においては、意図せずして暗黙のうちに西欧の価値観を普遍化する こと、また、西欧のエリート層の特権的立場を正当化することの可能性に常に留意する必要がある。し かしながら、こうした観点から非西欧の地域に根ざしたコスモポリタニズムを構想し、ヨーロッパ中心 主義の回避を試みるとしても、そこには同様の、自民族中心主義に陥る恐れがある。本章では、日本の 「八紘一宇」の理念が文脈を変えながら現在でも言及される事例や、仏教や儒教を軸としてアジアから のコスモポリタニズムが構想される事例を考察しながら、表面的にはコスモポリタン的な装いのもと に、実質的には「共通の価値」とされる特定の価値観が他者に押しつけられる危険性が指摘されてい る。重要であるのは、自らのアイデンティティや他者のアイデンティティを固定化された、本質的に不 変のものとして,なかば無意識のうちに前提としてしまうことに対して反省的であることである。本章 ではポストコロニアルな「境界の思考」やハイブリッド性をめぐる議論、「土着コスモポリタニズム」 をめぐる議論を検討することをつうじて、特定の場に「根ざし」つつも、他者を「経由して」自己を変 容させることを基軸とするコスモポリタニズムを構想する可能性が提示されている。

第5章、「コスモポリタンな連帯について―『我々』は『彼ら』とどのように関係性を築くのか?(On cosmopolitan solidarity: How can 'we' relate with 'the others'?)」では、コスモポリタン的連帯の具体的な形成・維持の過程について、社会理論的観点からの検討がなされる。本章ではまず、再分配システムなど制度的基盤のある「強い連帯」と、開放的で柔軟な「弱い連帯」という区別を導入し、国境を越える「強い連帯」形成の困難さ、そして同じく国境を越える「弱い連帯」の、より強い形での形成について考察がなされ、後者の可能性を探ることが課題として設定される。そしてその形成要因を考察するにあたって、共感や同情を基盤とする「人道主義的コスモポリタニズム」と有責性の意識を基盤とする「帰責コスモポリタニズム」について検討がなされる。両者は相互補完的であり、とりわけ共感や同情のような感情がはたす役割が、自然災害のケースなどにおいては強調される。コスモポリタンな連帯を形成するにあたって感情が果たす役割について、近年の議論では、むしろ感情がコスモポリタン的な思考・行動への動機付けとなるという側面から、また、感情はそもそも道徳性と不可分であるとの見解

から、肯定的に評価される傾向がある。しかし、感情による連帯は、一過性のものであり、グローバル経済の下で生みだされる格差や不平等といったより持続的な問題に抗する連帯を形成する要因とはなりにくい。さらに、感情的な次元で遠いところにある他者に対する同情が喚起されたとしても、それは、実質的には他者の現実的な窮状を脱政治化・脱人間化して捉えており、結果的に意図せずして、自身と他者の間にある既存の権力関係を再生産することにつながる可能性がある。本章では、日本での「共生」概念の現状にもふれつつ、コスモポリタンな連帯のためには、感情的な同一化により「我々」の範囲を拡張しようとするのではなく、「我々」自身を問い直し、その内に含まれるハイブリッド性を認識することこそ重要であるとの認識が提示される。暗黙のうちに前提とされている「我々」を問い直すことは、批判的な自己変容の契機となる。この批判的な自己変容、それを可能とする想像力は、コスモポリタニズムの規範的構想において一つの軸となるものであり、より良き共生のあり方、コスモポリタンな連帯をかたちづくるための指針となるものである。

3. 論文の評価

鈴木君の論文は、まず以下の点で評価できる。

第一に、日本ではまだ断片的にしか紹介されていない「新しいコスモポリタニズム」の思想的諸潮流 について、本格的かつ詳細な理論的検討を行った点である。たとえばウルリッヒ・ベックの社会学理論 について言えば、日本では、『危険社会』(原著1986年)の翻訳刊行(1998年)以降、東日本大震災 (2011年)を経てベックの社会学理論に対する関心が高まってきているものの、その関心の対象は「リ スク社会論」や「個人化論」に限定されている。本論文のように、ベック社会学の基礎理論あるいは基 本的方法論とも言うべき彼のコスモポリタニズムに関する議論にいたるまで幅広く、また、丹念に考察 した研究はいまだ存在しない。本論文はまず、思想史上に登場するコスモポリタニズムを古典的コスモ ポリタニズムと新しいコスモポリタニズムに区別し、「ヨーロッパ中心主義の克服」や「自己批判の契 機」を組み込んだ「新しいコスモポリタニズム」の一つとして、ベックの社会学理論を位置づけてい る。こうした試みによって、ベックの社会学の意義を思想史的な広がりの中で評価することが可能と なった。さらに「コスモポリタニズム」という規範概念と「コスモポリタン化」という分析概念に注目 することにより、これまで「楽観的」と見なされてきたベックの社会学が、むしろ事実と規範、現実と ユートピア、現実的なものと潜在的なものとの厳しい二項対立と葛藤を基底に据えつつ発展してきた. その軌跡を鮮明に描き出すことに本論文は成功している。ベックの理論に限らず、他の諸理論について の考察も含めて、本論文での記述は、複雑かつ多様な議論を、その本質を損なうことなく簡潔に描き出 し、それらの理論の意味と意義を首尾よく抽出し整理することに成功している。

第二に、本論文が、単なる学説の紹介と整理にとどまらず、「新しいコスモポリタニズム」に向けられた数々の批判を丹念に精査することによってその妥当性を検証し、それをつうじて、自らその限界を乗り越えるべく、独自の議論を展開している点である。本論文は、「新しいコスモポリタニズム」論の中に、歴史的に構造化された支配と被支配の関係を十分に射程に収めきれないという、ある種の弱点を見出す。そしてこの問題性をポスト・コロニアリズムの視点、とくにコロニアルであると同時にポストコロニアルという位置性から生まれた、日本のポストコロニアル思想に注目することによって乗り越えようとする。ここで言う日本のポスト・コロニアリズムの可能性とは、アジア諸国に対し「八紘一宇」のイデオロギーを掲げ、植民地支配者として君臨した一方、激戦地沖縄はアメリカの占領地でありつづ

けるといった矛盾から生じる自らの思想に対する自己批判的再帰性である。こうした考察を通して、本論文は、結論として、規範的なコスモポリタニズムが内包するイデオロギーを失効させる再帰性の機制を理論それ自体に組み込むことを提唱する。しかしこの再帰性こそ、アンソニー・ギデンズとウルリッヒ・ベック自身が現代社会を分析するために使用した概念でもあり、 その意味で本論文は、ポスト・コロニアリズムを経由することにより、ベックのコスモポリ タニズムの規範的側面を社会学的かつ理論内在的に発展させたものと理解することができる。

そして第三に、本論文が、理論的な研究であると同時に、実証的な研究や実践的な営みへと接続していくことを常に視野に入れつつ執筆されている点である。本論文の、とりわけ第5章では、コスモポリタニズム論の観点からの、日本における「共生」、「多文化共生」概念の検討が行われており、これは、同テーマをめぐる実証的研究に理論的基礎付けを提供する可能性という点で高く評価できる。また、従来のコスモポリタニズム論の限界を乗り越える、批判的な自己変容の契機を内包する新たな規範的方向性を示そうとする議論は、日本における社会的分断の乗り越えと共生に向けた実践的な取り組みに対しても、重要な示唆をもたらすものである。

次に、さらなる改善の余地が見いだされる点について、3点あげておきたい。

第一に、「古典的コスモポリタニズム」から「新しいコスモポリタニズム」へといたるコスモポリタニズムの系譜の記述がやや平板なものとなっている点である。確かに、古典的なコスモポリタニズムの系譜は膨大な量の議論を含んでおり、あくまでも新しいコスモポリタニズムの「新しさ」を論じるために必要な、最小限の整理にとどめた本論文の意図は理解できる。ただ、一般に「世界市民主義」、「世界政府」などのキーワードとともにいささか揶揄的に論じられることの少なくない古典的なコスモポリタニズムが、具体的にはどのような人物によって、いかなるかたちで論じられてきたのか、国際政治における理想主義や、国際法の思想なども視野に入れて論じることはできるはずである。そのことが、新しいコスモポリタニズムに関しても、さらにより奥行きの深い理解と考察をもたらすと考えられる。

また第二に、コスモポリタニズムの社会理論に隣接する、他の社会学的理論との関連性の検討が必ずしも十分ではない点である。確かに、コスモポリタニズム論に関連・隣接する社会理論の量もまた膨大なものではある。ただ、国境を越える連帯のヴィジョンを提示する思想という視点から考えても、さまざまな議論の展開の可能性があるだろう。たとえば、エミール・デュルケームの社会分業論における古典的な連帯論との比較検討の可能性。あるいは、古典的マルクス主義の系譜、とりわけマルクス主義的なコスモポリタニズムと呼びうるものがあるとすればその現代における重要な旗手と言えるアントニオ・ネグリ、マイケル・ハートの「マルチチュード」に関する議論との比較検討の可能性。さらに、フェミニズム、ポスト・フェミニズムの社会理論での連帯をめぐる議論の系譜との関連性を検討する可能性などである。また、第4章から扱われるポスト・コロニアリズムの社会理論についても、自身の議論に援用するのみならず、それ自体としてより詳細に検討し、コスモポリタニズム理論との関連性をより深く詳細に検討する余地が残されている。

そして第三に、コスモポリタニズムに関連する現代の社会的・政治的問題に対する現状分析や、それに取り組む制度的方策についての議論が具体的かつ詳細に、十分に展開されるところまでいたっていない点である。確かに本論文では、トランプ現象、ブレグジット、ヨーロッパにおける政治的右派のポピュリズムの台頭などへの言及はなされてはいる。しかし、こうしたまさに現代における喫緊の問題である、世界的な政治的潮流の変化に対して、コスモポリタニズム論にもとづくより詳細な理論的分析が

なされることが期待される。また、第5章で提示されている規範的構想を、具体的に、どのような制度的方策をもって推進していくのか、という問題についても、さらなる考察の進展が望まれるところである。たとえばベックは、彼の最後の著作、『変態する世界』(2016年)の中でコスモポリタンな政治的統治が、国家間の連帯というよりは、むしろ世界都市間の連帯によって培われるとの見解を示していた。このように、いかなる制度的枠組みの中でコスモポリタニズムの規範的構想が実現されうるのか、という問題に関する、さらなる理論的検討が望まれる。その際、ベック自身も終始関心を寄せていた「持続可能性」や「持続可能な開発」に関する現在の、世界的な広がりを有する政治的議論は、上述の具体的な制度的枠組み・方策を考察し、本論文の結論をより具体的な次元で例証する可能性を考える上で有益な材料を提供してくれるものと見なされるだろう。

以上3点にわたって、さらなる改善の余地が見いだされる点について述べてきたが、もちろん以上で述べた批判点は、本論文の評価されるべき点やその価値を、いささかなりとも損なうものではない。以上で述べた批判点は、むしろ、今後の研究の進展の中で取り組まれるべき課題である。こうした課題に鈴木君が真摯に取り組み、さらに充実した研究成果を生みだしていくであろうことを、審査員一同、確信している。

結論として、審査員一同は、鈴木弥香子君が提出した本論文が、博士(社会学)の学位を授与するに 値するものと判断し、ここに報告する次第である。

以上

博士(2019年度)

博士(社会学) [2020年3月23日]

乙 第5096号 渕上 恭子

韓国・朝鮮における代理母出産の歴史社会学的考察 ----「シバジ | 研究の射程----

[審查担当者]

主査	慶應義塾大学文学部教授社会学研究科委員		
	社会学修士	岡原	正幸
副査	慶應義塾大学法学部教授社会学研究科委員		
	博士 (社会学)	澤井	敦
副査	慶應義塾大学経済学部教授社会学研究科委員		
	PhD (London)	鈴木	晃仁
副査	慶應義塾大学文学部准教授		
	社会学修士	樫尾	直樹
学識確認	慶應義塾大学法学部教授社会学研究科委員		
	博士 (社会学)	澤井	敦

0 本論文について

本論文において、著者は、韓国・朝鮮において、当初「シバジ」の代理母慣行や「借り腹」習俗として受容されていた代理母出産が、生殖医療技術を用いた「不妊治療」として行われるようになった(「代理母出産の医療化」)後、再び「シバジ」の「借り腹」習俗に回帰していく(「代理母出産の脱医療化」)プロセスを俯瞰して考察している。そのための調査研究は、約30年にわたり、素材だけでも膨大な範囲に及び、現地でのたゆまぬフィールドリサーチに基づいている。1989年、当社会学研究科との交換研究プログラムで韓国延世大學校大学院社会学科博士課程に在籍することになった著者は、映画『シバジ』の鑑賞により本テーマを知り、その後、2019年8月31日まで十数度の韓国滞在を経て、参照した文献・資料が、韓国語:著書200冊、論文247本、日本語:著書139冊、論文67本、英語:著書4冊、論文76本、さらに参照したメディア関連資料(新聞・雑誌記事、判決文、報道番組、インターネット資料)は韓国語:440、日本語:118、英語:148、という膨大なもので、さらに、ネット掲示板書き込み、ブログ投稿、広告看板、店舗看板なども資料として韓国社会のリアルな趨勢を描き出しつつ、本論文を完成させた。総文字数469031、総ページ数513と言う大作である。

ここでまず主テーマである「シバジ」について論文より転載しておく。

「シバジ(刈받이)とは、字義通りに言えば「種受け」で、古びた言葉で言えば「借り腹」、現代風に言うならば「代理母」のことである。今から約250年前の朝鮮時代(1392~1910)の後期に、祖先の霊を祀り、家門の「代を継ぐ」(父系血統を受け継ぐ)跡取り息子に恵まれない名門ヤンバン家(朱子学を修め、代々高位官職に就いていた支配階級の家門)に雇われて、子供の産めない本妻に代わって、主人と交合し、秘密裏に男児を産んで引き渡すことを代々の生業とする、「シバジ」と呼ばれる女人達が実在していた。

シバジは、男児を産めば、耕地や米等の多くの報酬を手にすることができたが、生まれた子が女児であったら、僅かな穀物が与えられるだけで追い出され、その子を連れて帰らなければならなかった。故に、シバジの村は女ばかりの村となり、その娘もまたシバジとして生きていかなければならない運命をたどっていた。

I 本論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

目次

凡例

序章 「シバジ」研究の視座

第1節 本研究のねらい

第2節 先行研究の検討

第3節 各章の概要

第4節 研究の方法

注

第1部 朝鮮時代のシバジ

第1章 韓国映画『シバジ』の民族誌

注

第2章 シバジの代理母制度形成の時代背景

第1節 両班層における父系血統主義の浸透

第2節 「七去三不出」による離婚抑制策

第3節 「庶孽禁錮法」による庶子差別

注

第3章 文献資料にみる「シバジ」研究の系譜

第1節 李圭泰の著作にみるシバジの生活世界

第2節 李圭泰の「シバジ夫人」

- 1. シバジの先天的条件(第1章)
- 2. 種受け日を決める高等数学 (第2章)
- 3. 哀情の「母」(第3章)
- 4. 臍につけた「勲章」(第4章)
- 5. 客間のお客さんと奥の部屋のお客さん(第5章)

第3節 朝鮮時代後期の実学書にみる「シバジ」研究の系譜

- 1. 柳重臨著『增補山林經濟』
- 2. 徐有榘著『林園十六志』

第4節 隠語の伝承にみるシバジの身分層形成過程

注

第4章 伝説および映像作品にみるシバジの売買風習

第1節 智異山ピアコルの種女村伝説

第2節 『野女』にみるシバジの売買風習

第3節 『糸車よ、糸車よ』にみるシバジと「シネリ」

第4節 『恣女木』にみるシバジと「シネリ」

注

第2部 「現代版シバジ」の実像

第5章 婚外交渉型代理母出産

「1958年~2018年シバジ・代理母関連記事一覧表」

第1節 内縁関係の代理母

第2節 女児を産んで引き取りを拒否されたシバジ女人

第3節 「シバジ契約」を反故にされた代理母

第4節 脅迫・恐喝罪に問われたシバジ女人

第5節 「シバジ詐欺」をはたらく女人

第6節 シバジにされた視覚障碍人

注

第6章 人工授精型代理母出産

第1節 韓国における「不妊」の現状

第2節 「性なき生殖」の始まり

第3節 非配偶者間人工授精 (AID) の歴史

- 第4節 代理母出産に転用されるAID
- 第5節 メディアに表れた人工授精型代理母出産
- 第6節 マスメディアに現れた人工授精型代理母

注

第7章 体外受精型代理母出産

- 第1節 「試験管アギ (ベビー)」の誕生
- 第2節 「母」を分割する体外受精・胚移植
- 第3節 伏せられた国内初の体外受精型代理母出産
- 第4節 第一病院による「代理母妊娠」事例発表
- 第5節 「韓國補助生殖術の現況」に表れた代理母施術
- 第6節 症例研究論文の中の親姻族代理母
- 第7節 世化産婦人科医院による代理母の公募
- 第8節 「子宮賃貸型代理母」の出現

注

第8章 ドナー卵子を用いる体外受精型代理母出産

- 第1節 母体を部品化する体外受精・胚移植
- 第2節 代理母出産を補完する卵子提供
- 第3節 「姉妹間卵子供与」の推進
- 第4節 卵子提供者の高齢化
- 第5節 拡がる卵子売買
- 第6節 卵子売買に後押しされた代理母出産

注

第9章 韓国の代理母出産をめぐる法的・倫理的問題

- 第1節 法の死角地帯に置かれた代理母出産
- 第2節 否定される法制化
- 第3節 「母」の規定の有効性
- 第4節 男児を得るための代理母出産
- 第5節 親族間代理懐胎をめぐる倫理問題
- 第6節 忌避される異世代間の代理母出産

注

第3部 グローバル化時代のシバジ

第10章 韓国における生殖ツーリズムの展開

- 第1節 国境を越える不好夫婦・代理母・卵子ドナー
 - 1. 代理懐胎の技術を求める日本人夫婦による私的代理出産ツアー
 - 2. 中国同胞女性による出稼ぎ代理母出産
 - 3. 日本からの期間限定卵子提供ツアー
 - 4. 韓国人不妊夫婦の夫による「遠征代理母出産」
 - 5. 日本人女性同士の渡韓卵子売買

第2節 「朝鮮族シバジ」の出稼ぎ代理母出産

第3節 拡大する「遠征代理母出産」

注

第11章 「グローカル化」する代理母出産

第1節 国内外における代理母市場の変容

第2節 韓国人不妊女性の高齢化

第3節 露呈する「性交渉型代理出産ツーリズム」

第4節 「性交渉型代理出産ツーリズム」の仲介業者

第5節 「ベトナム新婦シバジ事件」の波紋

第6節 シバジへの回帰

注

結語 「シバジ」研究の展望 〈参考文献・参考資料〉

韓国語参考文献

日本語参考文献

英語参考文献

韓国語メディア関連資料

日本語メディア関連資料

英語メディア関連資料

謝辞

Ⅱ 本論文の概要

本論文は、朝鮮時代の後期(18世紀後半)から今日(2010年代後半)に至るまでの韓国に出現してきた、「シバジ」と呼ばれる代理母の視点に立って、韓国・朝鮮における代理母出産の変遷過程について、社会学的視点から考察することを意図したものである。各章の概要と論点は、以下の通りである。

第1部(朝鮮時代のシバジ:第1章~第4章)では、朝鮮時代の「シバジ」の定めを主題とした韓国映画『シバジ(The Surrogate Womb)』(1986年制作)を取り上げて、朝鮮時代の上流両班層におけるシバジの代理母制度について考察するとともに、今日の韓国に伝わる伝説、民話、映像作品を援用し、庶民達や没落両班家、新興両班家の間で広がっていたシバジの人身売買の風習について考察される。

第1章(韓国映画『シバジ』の民族誌)では、韓国映画『シバジ』を、朝鮮時代の上流両班家門における代理母出産の民族誌として解読し、正妻が子供を産めず、家門の「代を継ぐ」跡取りに息子に恵まれない名門両班家において、「嫡男」を得るための代理母出産がどのようにして行われていたかが考察される。

第2章(シバジの代理母制度形成の時代背景)では、朝鮮時代の後期(18世紀後半)に至って、跡取り息子に恵まれない名門両班家の家門存続のための方策として、シバジの代理母制度が必要とされるようになった時代背景について、両班層における「父系血統イデオロギー」の浸透(第1節)、「七出三不去」(跡取り息子を産めない「無子」等の「七去之悪」に該当する離婚事由があっても、妻を離縁できない「三不去」の条件)に基づく朝鮮王朝の離婚抑制策(第2節)、両班の妾の子孫達(庶孽)の官職

就任を禁じた「庶孽禁錮法」による庶子差別(第3節)に焦点が当てられる。

第3章(文献資料にみる「シバジ」研究の系譜)では、シバジの女人達によって語り継がれてきた「男児を懐胎するための秘法」がしたためられている朝鮮時代後期の実学書の『増補山林經濟』(1766年,柳重臨著)、『林薗十六志』(1827年,徐有榘著)と、『シバジ』の種本として知られる李圭泰の「シバジ夫人」(1978年)を紐解いて、朝鮮時代の後期以降、両班層を中心に、朝鮮の人々の間で男児の妊娠・出産に対する関心が高まってゆき、「男児選好思想」が浸透していった経緯が明らかされる。

第4章(伝説および映像作品にみるシバジの売買風習)では、朝鮮時代の庶民層や賤民層における「シバジ」の売買風習と併せて、没落両班層や新興両班層におけるシバジの売買風習を取り上げる。

第1節(智異山ピアコルの種女村伝説)において、今日の韓国に伝わる「智異山ピアコル種女村」の伝説に描かれている「種女」(智異山一帯に流布していたシバジの呼称)を、第2節(『野女』にみるシバジの売買風習)において、韓国映画『野女(シバジ)』(1974年制作)に登場する流浪民のシバジの女人を取り上げ、庶民達の間にあまねく広がっていた、男児を産ませるための「シバジ」として貧しい家の娘や寡婦を売買する風習について考察されている。

第3節(『糸車よ、糸車よ』にみるシバジと「シネリ」)と第4節(『恋女木』にみるシバジと「シネリ」)では、朝鮮時代の没落両班家や新興両班家における(「小室」いう名の妾として売買されていた)「シバジ」の売買風習と併せて、(主人が不妊で跡取りが得られない両班家において、家門の合意のもとで、嫁に下男や行きずりの男をあてがって交合させ、男児を産ませた後、貞操を失った咎で、首を吊らせ自害させていた)「シネリ(種下ろし)」の風習を取り上げ、主人が不妊である両班家門において断行されていた宗嗣(跡取り息子)の「出産偽装法」について考察されている。

第2部(「現代版シバジ」の実像:第5章~第9章)では、朝鮮時代末期の1894(高宗31)年に、「甲午更張」によって朝鮮王朝の身分制度が廃止されて、シバジの代理母制度が消滅し、シバジという身分や生業がなくなって以降、韓国・朝鮮の代理母出産がどのように変っていったのかが示される。

第5章(婚外交渉型代理母出産)では、過去60年の間(1958年~2018年)に、韓国のマスメディアに登場してきた婚外交渉型の「現代版シバジ」を、内縁関係の代理母(第1節)、女児を産んで引き取りを拒否されたシバジ女人(第2節)、「シバジ契約」を反故にされた代理母(第3節)、脅迫・恐喝罪に問われたシバジ女人(第4節)、「シバジ詐欺」をはたらく女人(第5節)、シバジにされた視覚障碍者(第6節)に分類し、それらのシバジ女人達が引き起こしてきた種々の事件の顛末をたどりながら、婚外の性交渉による代理母出産を行う「現代版シバジ」の実像が解明されている。

第1節(内縁関係の代理母)では、子供が生まれるまで、代理母(1922~1973年生)が依頼人の男性の家に通うか住み込むかして、あるいは男性の方が代理母の所に通って来る等して、代理母が依頼人と内縁関係を取り結んで男児を出産し、主人宅に引き渡して、約束した報酬を受け取った23の事例が取り上げられている。(本妻の死後、代理母が後妻となった事例、代理母が子を産んだ後も関係が続いた事例がある。)

第2節(女児を産んで引き取りを拒否されたシバジ女人)では、1987年に起こった二つの「韓国版ベビーM事件」を中心に、代理母から生まれた女児が依頼人夫婦から引き取りを拒否された6つの事例(1958年~1987年に発生)が取り上げられている。

第3節(「シバジ契約」を反故にされた代理母)では、金に窮した未婚女性が、妻が男児を産めず、他の女性に自分の息子を産ませようと企む男性と、男児を産んだら多額の報酬を受け取るという契約を

第4節(脅迫・恐喝罪に問われたシバジ女人)では、代理母となって子供を産んだ後、18年間にわたって依頼人夫婦を脅迫し続け、1億ウォンを超える金を奪い取った40代の女人が、1996年3月に恐喝および詐欺の疑いで拘束された事件について取り上げられている。

第5節(「シバジ詐欺」をはたらく女人)では、男児を産んでやるとうそぶいて、息子を切望する男性をたぶらかし、多額の金品を騙し取るという、「シバジ詐欺」をはたらく女人等にまつわる6つの事件(1976年~2009年に発生)が取り上げられている。

第6節(シバジにされた視覚障碍人)では、2002年7月に、韓半島南西部の全羅北道一帯で、女性視覚障害者等が心身障害者の男性達の「シバジ」にされ、子供を産まされていたことが発覚した事件について、当時の報道記事を参照しながら報告。

第6章(人工授精型代理母出産)では、人工授精(Artificial Insemination)の技術が登場したことによって「性なき生殖」が可能になり、それ以前には、婚姻外の性関係に訴えて、夫の血を引く子を他の女性に妊娠出産してもらう他なかった、不妊夫婦の子作りの問題が、婚外の性を払拭した「不妊治療」によって解決されるものとなったことが明らかにされる。

第1節(韓国における「不妊」の現状)では、2000年~2016年に発表された「韓国における年度別不 妊治療受診者数の推移」(韓国国民健康保険公団)と「全国不妊夫婦現況」(保健福祉部・韓国保健社会 研究院)に基づいて、韓国における「不妊」の現状を概観。

第2節(「性なき生殖」の始まり)では、内外の生殖医療の文献資料に基づいて、「性なき生殖」である配偶者間人工授精 (AIH: Artificial Insemination by Husband) が、いつ、どこで、どのようにして始められ、世界の国々にどのように広がっていったのか探究。

第3節(非配偶者間人工授精 (AID) の歴史)では、今日の世界に伝わる生殖医学の文献資料に基づいて、世界初の非配偶者間人工授精(AID: Artificial Insemination by Donor) が、いつ、どこで、どのような状況下で行われ、その後、AIDが世界の国々でどのように受容されて、今日に至っているのか探究。第4節(代理母出産に転用されるAID)では、韓国において、本来男性の不妊治療に用いられる非配偶者間人工授精 (AID)が、代理母出産に転用されるようになった経緯を、韓国人の産婦人科医師等が書き残した論文やコラム等を参照しながら跡づける。

第5節(メディアに表れた人工授精型代理母出産)では、1973年8月から2011年11月にかけて、韓国のメディアに掲載された人工授精型代理母出産の記事を取り上げ、体外受精・胚移植による代理母出産が脚光を浴びている背後で、簡便で安価な人工授精型代理母出産に対する根強い需要が存在していることを明らかにする。

第6節(マスメディアに現れた人工授精型代理母)では、他の男性の精子の人工授精を受けて妊娠・ 出産した女性達がマスメディアに寄せた手記(1985年4月8日,1990年5月,1991年7月,1992年4月, 1992年5月,1996年8月に掲載)を取り上げ、代理母となった女性の立場から見た韓国の人工授精型代 理母出産の歴史と現状について報告。

第7章 (体外受精型代理母出産) では、体外受精・胚移植 (IVF: In Vitro Fertilization-Embryo Transfer)を通した代理母出産を担う「現代版シバジ」(いわゆる「ホストマザー」) について考察される。

第1節(「試験管アギ(ベビー)」の誕生)では、1978年7月にイギリスで世界初の体外受精児が誕生した時の国内外の報道と併せて、1985年10月に、ソウル大學校病院産婦人科學教室の張潤錫教授(当時)のもとで、韓国初の「試験管アギ(ベビー)」が誕生した時の韓国内のマスコミ各社の報道について検討。

第2節(「母」を分割する体外受精・胚移植)では、体外受精・胚移植 (IVF-ET) の技術の登場によって、排卵、受精、着床、分娩という母体内での一連の生殖のプロセスが分断され、「母」が「産みの母」(子宮の提供者)と「遺伝上の母」(卵子の提供者)に分割されたことによって、人間の生殖のあり方がどのように変ったのか、内外の生殖医療の文献を参照しながら報告。

第3節(伏せられた国内初の体外受精型代理母出産)では、1986年にソウル市江南区の車病院で非公式に行われた韓国初の(実の姉妹間の)ホストマザー型代理母出産の顛末を、後年、依頼人女性(代理母の実姉)が女性雑誌に寄せた手記(「3年前に代理母を通じて一人息子を得た李美花さん」『マリアンヌ』1989年11月号)をもとに明らかにする。

第4節(第一病院による「代理母妊娠」事例発表)では、1989年10月2日に開催された第64回大韓産婦人科學會秋季学術大会において、韓国で初めて公にされた、第一病院産婦人科(ソウル市中区)によるホストマザー型の「代理母妊娠」事例について、当日配布された学会発表抄録(全宗英・李承宰・朴鐘旼・權赫賛・盧聖一「一般演題発表:内分泌および不妊:体外受精による代理母妊娠」『學術發表資料大韓産婦人科學會學術大會』64巻(1989.1.1.付)、67頁。)を参照しながら報告。

第5節(「韓國補助生殖術の現況」に表れた代理母施術)では、これまでに韓国内で実施された体外受精型の代理母出産に関する唯一の公式資料となっている、大韓産婦人科學會生殖醫學小委員會の「韓国における補助生殖術の現況: 1992・1993年」(『大韓産婦人科學會雑誌』 1995年9月号)に掲載されている代理母施術のデータについて報告。

第6節(症例研究論文の中の親姻族代理母)では、1991年9月から2005年6月にかけて、『大韓産婦人科學會雑誌』(1996年4月,2003年3月,2004年11月,2005年6月)と、『啓明医大論文集』(1991年9月,1992年9月)に発表された計6本の代理母出産の症例研究論文と、1本の学会発表抄録(1994年第74次大韓産婦人科學會学術大会発表論文集)を参照し、そこに出てくる親姻族代理母たちの属性を解明。

第7節(世化産婦人科医院による代理母の公募)では、1995年に釜山市東来区の世化産婦人科医院が、地元の新聞紙上で有償の体外受精型代理母を公開募集した時の韓国社会の反応について、当時の報道資料に基づいて報告。

第8節(「子宮賃貸型代理母」の出現)では、世化産婦人科による代理母の公募が契機となって、韓国に多数出現してきた「子宮賃貸型代理母」に関するルポルタージュを取り上げる。

第8章 (ドナー卵子を用いる体外受精型代理母出産)では、そうした卵子提供の技術を用いた代理母 出産を担う「現代版シバジ」について考察される。

第1節(母体を部品化する体外受精・胚移植)において、体外受精・胚移植の技術の登場によって可

能になった人工生殖の諸類型を例示し、それぞれの事例や紛争例について報告。

第2節(代理母出産を補完する卵子提供)では、卵巣機能に障害があって卵子が生産されない女性が、妊娠・出産するために、他の女性から卵子の提供を受ける「卵子提供」の現況について、大韓産婦人科學會人工受胎施術小委員会による「韓国補助生殖術の現況」(1992年~2012年)、および韓国保健福祉部(厚生労働省)生命倫理政策課による「韓国における補助生殖術の実施件数」(2005年~2012年)にもとづいて報告。

第3節(「姉妹間卵子供与」の推進)では、車病院女性医学研究所(ソウル市江南区)の車光烈博士のチームが推進する「姉妹間卵子提供プログラム」の事例に基づいて、韓国において、実の姉妹による卵子提供が受容される社会・文化的背景について考察。

第4節(卵子提供者の高齢化)では、1990年代以降、韓国人女性の晩婚化・晩産化に伴う不妊女性の高齢化が進んだことが、韓国における「卵子提供プログラム」の推進策に与えた影響について、ソウル大學校醫科大學産婦人科學教室・人口醫學研究所による臨床研究論文にもとづいて報告。

第5節(拡がる卵子売買)では、韓国女性の晩婚化・晩産化に伴って、卵子提供が可能な20代後半から30代前半で子供を産み終えている女性が減少し、従来の卵子ドナー層であった(男児を産んだ)実の姉妹からの卵子提供が困難になったことから、卵子ドナー不足が深刻になり、不妊女性達の間で卵子売買が広がったことを、統計庁資料(『2010年人口動態統計年報―総括・出生・死亡編』)と報道資料に基づいて明らかにされる。

第6節(卵子売買に後押しされた代理母出産)では、「生命倫理法」(2005年1月1日発効)に代理母出産を禁止する条項がないことを巧みに利用する「卵子売買カフェ」(卵子売買を仲介するネットコミュニティ)の運営者が、不妊女性等の自助グループが運営する「代理母カフェ」を隠れ蓑にして、卵子売買の仲介をしている実態について、筆者が収集したインターネットへの書込みと、国会保健福祉委員会の『国政監査報告書:「違法卵子売買・代理母カフェ」の現況調査報告』(2006年刊行)を参照しながら報告。

第9章(韓国の代理母出産をめぐる法的・倫理的問題)では、第2部の第5章~第8章において取り上げた「現代版シバジ」による代理母出産が引き起こす法的・倫理的諸問題について考察される。

第1節(法の死角地帯に置かれた代理母出産)では、韓国において、代理懐胎の法整備をめぐる社会的合意が形成されず、代理母出産に対する法規制が進まない現状について述べられている。

第2節(否定される法制化)では、2005年3月に翰林大學校法学部が保健福祉部(厚生労働省)に提出した世論調査報告書(『代理母に関連した問題点の考察および立法政策方案の模索』)を参照し、商業的なものであれ、利他的なものであれ、禁止するにせよ、容認するにせよ、代理母出産の法制化に対し、全調査対象者の83%(女性の場合89%)が否定的な見解を抱いていることが示されている。第3節(「母」の規定の有効性)では、韓国の法律で「出産した女性が母」と規定されている一方で、代理母出産の現場では、「分娩者=母」ルールがかねてより形骸化していて、依頼人の女性を「生母」として、子供の出生届が出されている現実が示されている。また、韓国では、8親等以内の親族同士の結婚が「血族結婚」とみなされて、法律で禁止されており、不妊女性の親族の女性が代理母となった場合、結婚してはならない「血族」の男女間で子供をもうけたことになって大問題になる。そうしたことから、韓国の法曹界が、「血族結婚」を忌避する韓民族の「美風良俗」を守るために、代理母出産の際の「母」を、分娩した女性ではなく、依頼人女性とするよう提唱しているということである(曹光動「代理母

による出生者の法的地位に関する研究」『司法行政』48巻3號)。

第4節(男児を挙げるための代理母出産)では、1991年9月の「シバジ契約無効判決」事件(娘のみ3人いる被告人男性が、自身の血を引く息子を得るために、原告の未婚女性と契約を交わして、婚外の性関係を持った事件)の判決文を、30年後の今日、インターネット上の「男児選択妊娠サイト」に投稿された(娘ばかり産んでいる女性が、「試験管ベビー」施術を通した男児の出産を絶対条件として)代理母を求める書き込みと比較し、「男児を挙げるための代理母出産」をめぐる生命倫理問題について議論されている。

第5節(親族間代理懐胎をめぐる倫理問題)では、先天性不妊症の義姉のために、その夫の精子を自身に人工授精して代理母出産をした女性が、義姉の夫と情を通じて「姦通罪」で告訴された末に、自身の夫との婚姻関係も破綻し、義姉夫婦共々離婚した「シバジ事件」(ソウル家庭法院(家裁)決定1996.11.20.95 = 89617)が、韓国社会に投げかけた波紋について述べられている。

第6節(忌避される異世代間の代理母出産)では、不妊女性の実母が「孫」を産む母娘間代理母出産の事例が取り上げられている。儒教の伝統のもとで、世代間の秩序が重んじられている韓国では、祖母が「孫」を産むことになる、世代を飛び越えての代理母出産は、倫理道徳に反する行為と見なされ忌避されている。一方、海外では、1987年10月に南アフリカ共和国で世界初の祖母による「孫」の出産が行われた後、2019年2月末までに、実の母娘間の代理母出産が、米国、英国、日本等において合計45例以上行われている。こうした不妊女性の実母による代理母出産が、商業的代理母出産の代案となり得るか検討されている。

第3部(グローバル化時代のシバジ: 第10章~第11章)では、グローバリゼーションの時代が到来し、

「生殖のグローバル化」が進行する今日にあって、韓国の代理母出産にどのようなことが起こっているか、近年の韓国において盛行する「国境を越える不妊治療」、いわゆる「生殖ツーリズム (reproductive tourism)」に焦点を当てて考察している。

第10章(韓国における生殖ツーリズムの展開)では、国家間の経済格差と法規制の差異を利用して、不妊カップル(および代理母志願者、卵子ドナー志願者)が、自国では禁止されているか、金銭的理由等により利用することが困難な「第三者生殖医療技術」を、合法的により容易に利用できる外国に渡航する、いわゆる「生殖ツーリズム」の引き起こす倫理的・法的・社会的諸問題について考察されている。

第1節(国境を越える不妊夫婦・代理母・卵子ドナー)では、韓国の「生殖ツーリズム」における不妊夫婦・代理母・卵子ドナーの動きに注目し、1990年代初頭から2000年代前半までの韓国における「生殖ツーリズム」の歴史の中で、この三者の関係がどのように推移してきたか考察。

第2節(「朝鮮族シバジ」の出稼ぎ代理母出産)では、代理母出産の報酬を目当てに、中国東北部の朝鮮族自治州から「結婚相談所」を介して不法入国して来る、「朝鮮族シバジ」の動向について、韓国のマスメディアによる報道資料にもとづいて報告。

第3節(拡大する「遠征代理母出産」)では、「遠征代理母出産」と称される韓国の「代理出産ツーリズム」が、(近年、韓国で実施することが難しくなった)胎児の性選択が認められているインドや東南アジアに拡がっている(2015年10月に、インドで外国人相手の代理母出産が禁止される以前の)現状について考察。

第11章(「グローカル化」する代理母出産)では、今日の韓国において、「生殖ツーリズム」が盛行し、代理母出産のグローバル化が進行する中で、中国の朝鮮族やベトナム人等の外国人女性が韓国人の不妊夫婦の代理母にされることによって引き起こされる法的・社会的・倫理的諸問題について、筆者のフィールドワークと報道資料を交えて報告される。

第1節(国内外における代理母市場の変容)では、2000年代中盤以降の中国の経済発展に伴って、中国内で代理母の需要が急増し、朝鮮族代理母が韓国の代理母市場から撤退したことが、その後の韓国の「代理出産ツーリズム」にどのような影響を与えているか、内外の報道資料に基づいて報告。

第2節(韓国人不妊女性の高齢化)では、1990年代以降の韓国における晩婚化・晩産化に伴って進行していった不妊女性の高齢化が、今日の韓国における代理母出産の動向にどのような影響を与えているか、韓國統計庁『人口動態年報:婚姻・離婚編』(1990~2015年)、『人口動態年報:総括・出生・死亡編』(1993~2015年)、「Geo Archive:韓国の総出生児数と合計出生率」(1900~2010年)、『産婦の年齢帯別出生児数』(1992~2004年)、『増えてゆく40代産婦の出産』(2004~2012年)、韓国保健社会研究院「女性の年齢帯別難姙率」(2008~2012年)、同研究院「難姙夫婦施術費受恵対象者の年齢別妊娠成功率」(2011年)、大韓産婦人科學會「体外受精施術と人工授精施術における女性の年齢別成功率」(2006年)に掲載されたデータに基づいて報告。

第3節(露呈する「性交渉型代理出産ツーリズム」)では、2007年以降、メディアを通して浮上してきた「性交渉型代理出産ツーリズム」の現状について、韓国のメディアによる報道資料と韓国人研究者による代理母へのインタビューを交えて報告。

第4節(「性交渉型代理出産ツーリズム」の仲介業者)では、2014年7月から2019年8月にかけて、 筆者がソウル市内(九老区、永登浦区、冠岳区、廣津区)と京畿道一帯(安山、加里峰、矜井)の中国 同胞街に出向いて探し当てた「行政旅行社」と称する「性交渉型代理母出産」の仲介業者について報 告。

第5節(「ベトナム新婦シバジ事件」の波紋)では、「国際結婚」を装って、韓国人不妊夫婦がベトナム人の女性を代理母に利用した「ベトナム新婦シバジ事件」について、当時のマスメディアの報道資料と裁判資料(「ソウル家庭法院2009.1.15. 宣告2007 上 8832 判決【親権者変更等】」)に基づいて報告。

第6節(シバジへの回帰)では、前述したような、朝鮮族やベトナム人等の外国人女性を代理母とする「性交渉型代理出産ツーリズム」が韓国において漸増してゆく現象を、英国の社会学者のローランド・ロバートソンが提唱する「グローカリゼーション("glocalization")」の理論に基づいて解読される。

結語では、「グローカル化」する韓国の代理母出産の実相を前提にして、「生殖のグローバル化」が進展する今日の韓国における「シバジ」の伝統の在り様について再考され、「シバジ」研究の今後の展望が検討されている。

朝鮮時代以来の「シバジ」の風習が、情報化と脱国境化が進行する昨今の韓国において、今日的なかたちをとって現れているのが、前述したような「性交渉型代理出産ツーリズム」であると考えられる。「生殖のグローバル化」が進展する韓国における「高齢不妊」女性の増加、「嫡出主義」の希薄化、貞操観念の弛緩等を背景として拡がる「性交渉型代理出産ツーリズム」の実情を踏まえて、今日的な意味での「シバジ」の伝統について再考することが、今後の「シバジ」研究に求められている。

Ⅲ 本論文の評価

評価点

これまで「秘密に伏せられて」(13)論じられることが少なく、日本においては認知度の低いこの主題について、朝鮮時代からグローバル化時代の現代という長い時間軸の中で、代理母出産のテーマのもと、現代のメディア資料など含めた膨大な量の資料を網羅的に活用して記述した本研究の意義は、それ自体として非常に高く評価されるべきものである。多種多様な素材(学術的な論文・コラム、統計資料、報道記事、雑誌記事、映画、テレビ、裁判記録、手記、ネット情報、現地調査なども含む)をもとに、可能な限りあらゆる手段で手がかりとなる資料を収集し、それらを総動員して、歴史社会学的に歴史・現状を再構成していくということが本論文の目論見であり、そうであるとすれば、シバジをめぐる膨大な資料の集積としての本論文の意義は高い。足掛け30年にわたる韓国でのリサーチの意味がそこに見出せるだろう。

ただし「シバジ」に関する微に入り細に入るデータ集積とそれに基づく分厚い記述であるという側面 だけが、本論文の意義ではないだろう。審査員としては本研究の及び得る射程を探り出すことこそ責務 と感じられた。まずは、この研究が生殖医療を土台にするという、その論文の骨組みから明らかになる のは、最先端の医療、ここでは生殖医療、それが置かれ得る社会的・文化的・歴史的な文脈の効果につ いてである。諸々の社会事象がグローバル化される現代、生殖のグローバル化も指摘される。商業的代 理出産、卵子精子の市場、生殖ツーリズムが代表的であるが、本論文が明らかにしたのは、体外受精、 胚移植などの高額な生殖技術を利用しない、直接的な性交渉による代理母出産の可能性であり、その実 情である。それは韓国に限られたことではなく、代理出産先進国であるアメリカ合衆国においても、婚 外の性交渉による代理懐胎の存在が指摘される通りである。つまり生殖医療は、医療行為や医療制度や 医療テクノロジーの問題であるとともに、ある意味で当然のことであるけれど、医療外の生殖行為と密 接不可分な関わりにあるということである。本論文では「代理母出産の脱医療化」「生殖のグローカル 化」として議論されるこの事象の示唆することは、医療社会学それ自体の場の再帰的反省にもつながり 大きな貢献として認められる。性交渉により女性が出産するという事態が、社会的にどのように活用利 用されるか、それはフェミニズム論、ジェンダー論にも新たな視点を付すことになる。もちろん、国家 による子宮の収奪、出産に関わる権利の闘争、あるいは売買春に見られる女性の身体の市場化や管理に ついては従来から議論されている通りだが、セックスして出産する能力を労働として捉え、その労働力 が売買されるという観点は、二つの方向性で、つまり、女性の出産能力を女性本人とともに道具化する、 男性による客体化という方向(従来の売買春批判の方向),また一方で,自らの出産能力を主体的にマー ケットに売り出す女性のライフ選択という方向(主体的行為者としての女性)、この二つの方向性で議 論され得るものである。著者が目指すのは後者であり、そこからフェミニズム論、ジェンダー論への新 たな貢献が期待される。とりわけポストフェミニズム論、第三波フェミニズムには有益な視点を提供す るだろう。男系子孫の継続を目的にする「シバジ」研究であるため、その端緒から設定されていない、 ある可能性、つまり、女性が自分自身の子供を、男性(精子)を道具にして、それも精子マーケットで 調達するのではなく、性交渉により妊娠するという可能性や、さらには、そのための脱生殖医療化した マーケットの存在についても含意され、そこから広がる研究分野も興味深い。

さらに、セクシュアリティ・セックス研究においても、重要な知見をもたらすと思われる。従来、逸 脱的な文脈でのみ(青少年、未婚妊娠、中絶、婚外セックス、管理売春など)社会的な事象として語ら れてきた性行為についての認識の転換である。性行為が社会的な行為であるということの再認識からは、数々の方向性に展開されるセックス研究が社会学の範疇で行われる可能性を示唆してくれる。社会学においてセックス自体の主題化が一部の例外を除き未開拓であることを鑑みれば、その波及的効果は大である。

主査である岡原の専門分野、障害学と感情社会学についても同じく大きな貢献が認められる。まずは、シバジと障害との関係が示唆的である。視覚障害、脳性麻痺などの障害を持つ女性が、シバジとして生きさせられたという指摘は、看過できるものではなく、未だに随所で施設内での性暴力が絶えない中、障害学的な主題へと展開される。また、感情社会学的な興味も尽きない。性的嫉妬という感情は、パートナーシップの維持機能を持つとして議論されてきた歴史があるが、社会的構築というより自然的産物と前提的に了解されることが多い。しかし、シバジの例では、性的嫉妬なるものがむしろ社会的に構築された感情であることを、つまり、性的嫉妬が、特定の社会的な文脈の中で敢えて産出されている可能性を見ざるをえない。まさに感情社会学的な理論の実証ともなる。

以上のように、本論文はシバジ研究の基礎を膨大な資料を土台にして築いただけでなく、医療社会学的貢献、フェミニズム・ジェンダー論的貢献、セクシュアリティ研究的貢献、障害学的貢献、感情社会的貢献など、その研究の裾野は広く、学術研究としての意義は非常に高いと評価される。

疑問点・問題点

公開審査会では以下のような疑問点が提出された。

- 1 シバジ研究. 歴史社会学における先行研究サーベイが不十分ではないか。
- 2 メディアの資料を大量に活用しているが、資料批判に乏しく、素朴に内容を信じて活用しているという印象を受ける。現代の社会学においては構築主義的な検討が必要であろう。
- 3 朝鮮時代のシバジに関して、映像資料を民族誌として活用している点は興味深いが、朝鮮文化の基底にある道教文化の視点からの考察があればよりよかったと考えられる。
- 4 文献挙示について、本文、注で参照されていない文献がリストに上がっている。
- 5 世界初の人工受精に関して不正確な記述がある。

これらに対して、渕上君は、公開審査会の席上での発言、さらには、審査会終了後に、リプライを作成し、回答し、上記4.5については修正を施している。

IV 審査結果

審査委員一同は、本論文がいくつかの課題を残しつつも、圧倒的な資料収集を支えにして、従来顧みられてこなかった社会事象をつぶさに描き出し、多方面への展開を可能とする示唆的な研究成果を出していると認め、博士(社会学)を授与するに足る有意義な研究であると判断します。

博士(2019年度)

博士(社会学)[2020年3月23日]

甲 第5267号 近兼 路子君

高齢者シェア居住の社会学―生活の共同と家族の再編―

[審查担当者]

主査 慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員

博士(社会学) 岡田あおい

副査 慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員

社会学修士 稲葉 昭英

副査 慶應義塾大学名誉教授・元社会学研究科委員

教育学修士 渡辺 秀樹

副查 日本大学文理学部教授

I 本論文の構成

本論文の目的は、少子高齢化、長寿化が進む日本社会で試みられている高齢期の新たな住まい方である高齢者シェア居住の内実を解明し、社会的意味を提示することである。

本論文で取り上げる高齢者シェア居住は、市場にケアをゆだねる暮らし方ではない。入居時には比較的健康な高齢者が「自立と共生」を理念や目標とし、10人程度の家族以外の他者と助け合いながら共に暮らす、新たな住まい方とケアの試みである。しかし、この新たな試みの内実は、まだ解明されていない。そこで、本論文では、高齢者シェア居住の居住者を対象にインタビュー調査を実施し、語りのデータからここでの住まい方の実態とケアに関する意識を解明する。特に、高齢者シェア居住者間のケアの関係と、居住者と家族とのケアの関係に着目する。

本論文の構成は以下のとおりである。

【目次】

序章 高齢期の住まい方とケアへの問い――高齢者シェア居住に注目する意義

- 1. 研究の背景
- 2. 問題提起
- 3. 本論文の目的
- 4. 研究方法
- 5. 本論文の構成

第1章 先行研究の検討と分析の視角

- 1. 高齢者の住まい方とケア
- 2. 個としての高齢者と高齢者ケア
- 3. 高齢者シェア居住
- 4. 分析視角

5. 調査の概要

第2章 高齢者シェア居住の入居選択――新たな役割

- 1. 入居選択の制約
- 2. 入居選択の選好
- 3. 入居選択と「自立と共生」の理念/目標
- 4. 小括

第3章 居住者相互のケア――新たなコンボイの成員との関係

- 1. 居住者相互のケアの内容
- 2. 居住者相互のケアの特徴
- 3. 「自立と共生」の理念/目標と居住者相互のケア
- 4. 居住者相互のケアの課題
- 5. 心理的負債感の課題を乗り越える可能性
- 6. 外部のケアとの協働
- 7. 小括

第4章 居住者と運営者との間のケア――居住者以外の新たなコンボイ

- 1. 運営者のケアの内容と居住者との関係
- 2. 運営者による直接的ケアの供与
- 3. 運営者による地域のケアの選択・提供
- 4. 運営者による居住者関係の調整
- 5. 小括

第5章 居住者と成人子のケア――異なる世代の道づれ

- 1. 高齢者と成人子のケア
- 2. 入居選択と成人子のケア
- 3. 入居後の生活と成人子のケア
- 4. 将来の成人子のケアへの期待
- 5. 小括

第6章 居住者ときょうだいのケア――同世代の道づれ

- 1. 高齢期におけるきょうだいのケア
- 2. 入居ときょうだい関係の変化
- 3. 入居後の生活ときょうだいのケア
- 4. 将来のきょうだいのケアへの期待
- 5. 小括

第7章 高齢者シェア居住からの退出とケア――コンボイの成員との別れ

- 1. 高齢者シェア居住からの退出
- 2. 退出の理由
- 3. 退出後のケア関係
- 4. 小括
- 終章 高齢者シェア居住と家族の再編――「自立と共生」の新たな生きる基盤のモデル

- 1. 「家の境界」の越境と「自立」
- 2. 新たな生きる基盤と「共生」
- 3. 「自立と共生」がもたらす家族の再編
- 4 政策的示唆総括

文献一覧

初出一覧

Ⅱ 本論文の概要

序章では、本論文の背景と目的、および意義について論じている。少子化が進み、高齢者の単独世帯が増えるなか、今後、家族のケア資源が少ない高齢者は増加し、現在の自宅以外で、市場からケアを購入しつつ暮らす住まい方のニーズは高まると考えられる。しかし、高齢者への公的支援の縮小により市場からのケアの購入資源は減少する。また、市場のケアには、サービスの質の格差や、サービスからの撤退の自由などの問題がある。したがって、家族や市場にケアをゆだねる以外の選択肢が必要である。本論文では、高齢者シェア居住を、その選択肢となりうる新たな住まい方とケアの試みと位置づける。

本論文の目的は、高齢者シェア居住の内実を解明し、社会的意味を提示することである。新たな試みの実践現場の多元的な声を聞くために質的調査を行い、語りのデータを分析するという研究方法をとる。

本論文の意義は、第1に、家族外の他者とのケアの可能性を探ることであり、これは家族のケアを再考することでもある。この点は、家族社会学およびケアの社会学への学問的貢献につながると考える。第2は、高齢期の新たな住まい方とケアのあり方を提示することで、高齢者の多様な生き方の可能性を広げることである。第3は、高齢者シェア居住における課題と解決の可能性を検討することで、当事者にとって有用な知見が得られることである。

第1章では、まず、高齢期の住まい方とケア、および高齢者シェア居住に関するこれまでの議論を整理、検討し、高齢者を家族に埋め込まれた存在としてではなく、個としてとらえる必要があること、ケアを動的な相互行為、相互関係としてとらえるべきであること、高齢者シェア居住での居住者の暮らしをケアに焦点を当ててとらえる必要があることを指摘している。

本論文ではケアを、介護、介助に限らず、気づかい、配慮などを含めた「他者の福祉の実現のために、他者の様々なニーズを充足する行為およびその対応」とする、稲葉昭英(2013)による広義の定義を用いる。また、個としての高齢者の多様なケアの関係を動的にとらえるための分析視角として、(1) カーンとアントヌッチ(1980)による、ライフコース上の時間のなかで変化するソーシャル・サポートのネットワークであるコンボイの概念(特に、長期的に安定した親密な関係を「道づれ」と呼ぶ)を取り入れ、(2) ケアの与え手とケアの機能との関係の多様性に着目し、(3) 社会的交換論の視点を取り入れる。

本論文では、高齢者シェア居住18カ所58人の居住者を対象にしたインタビュー調査のうち、11カ所28人の語りのデータを分析対象とする。分析対象の所在地域は北日本2カ所、東日本4カ所、西日本4カ所であり、対象者の内訳は男性8人、女性20人である。高齢者のシェア居住には、アパート、マンションと同程度の共同生活のルールはあるが、特段の制限はない。毎月の居住費用は、年金に少し足せば暮らせる程度であり、比較的低廉な料金設定となっている。

第2章は、高齢者シェア居住への入居理由について分析している。高齢者シェア居住には、「自立と共生」の理念と目標がある。「自立」とは、「必要な依存」をすることで自立した生活をするという意味である。「共生」には、居住者の暮らしの共同性、暮らしの共同運営、地域とともにある暮らしが含意されている。本章では、居住者の役割といえるこの「自立と共生」の実践が、入居の決定においてどの程度考慮されたかに注目する。その結果、経済的に自立可能な住まい方であるか否か、居住人数、日常生活の支援体制、終の棲家になるか否かなどが入居選択で検討された要素であり、「自立と共生」の理念や目標はあまり重視されていないことが明らかになった。

第3章では、高齢者シェア居住でのケアのベースである、居住者相互のケアについて分析している。 役割にもとづくコンボイの成員である居住者間のケアの内容は、(1) 気づかいや配慮などの弱いケア、 (2) 軽度の手段的ケア、(3) 緊急時の初動に関わるケアであった。この居住者相互のケアには2つの課題がみられた。第1は居住者のケア資源の脆弱性である。第2は、自尊心とプライバシーの尊重、および互酬性の規範に起因する心理的負債感により、相互のケアは「できれば避けたい負担」ととらえられやすいことである。

こうした居住者間のケアの課題を乗り越えるには、2つの方向性がみられた。第1は、地域の生活支援サービスの共同購入であり、第2は、「自立と共生」の実践のなかで、居住者間のケアの交換形式や内容が変化し、継続的交換の新たな動機が生まれる方向である。交換形式では、2者間の限定交換から一般交換へと変化することを、交換内容では、他の居住者の老いや死からの学びが返報に値する新たな価値とみなされることを見出した。

第4章では、運営者のケアについて分析している。運営者のケアの内容は、(1) 直接的ケアの供与、(2) 地域の生活支援サービスの選択・提供、(3) 居住者関係の調整の3つに分類された。居住者は運営者によりケアを受動的に供与されるのではなく、主体的に運営者と交渉し、ケアのニーズを充たしている。また、運営者によるケアを活用し、他の居住者に対する間接的ケアが行われている。このケアの交渉と交換の成立の積み重ねを通し、運営者に対する居住者の信頼は醸成される。また、運営者による居住者関係の調整により居住者間のトラブルは防止され、協調性が生まれている。運営者は、居住者間のケアの交換を促し、「自立と共生」の実践を支える役割を担っていることが明らかになった。

第5章では、成人子のケアについて、(1) 入居時、(2) 入居後、(3) 将来という3つの時間軸を用いて分析している。居住者にとって成人子は、親密さとモラル・キャピタルがケアの供与の動機として働く信頼性の高いケア資源であり、重要な道づれである。しかし、居住者は成人子のケア資源の利用をできるだけ控えている。それは、長寿化をリスクとしてとらえ、成人子に迷惑をかけたくないという意識と双方の自由で自立した生活への選好があるためである。その一方で、居住者には成人子に対する将来のケアへの期待もある。居住者は、最期のときの備えとして成人子のケア資源を節約するため、他の居住者との関係性に投資し、ソーシャル・キャピタルを蓄積していると考えられる。

居住者にとって、高齢者シェア居住での「自立と共生」の実践は、世代の異なる道づれである成人子との関係を維持し、そのケア資源を守る行為であることが明らかになった。

第6章では、配偶者および成人子がいない居住者を対象に、きょうだいのケアについて分析している。きょうだい関係は、比較的平等な横のつながりという点で居住者関係と類似している。しかし、きょうだいは、家族規範にもとづく信頼できるケア資源であり、人生の重要な支えであると認識されている点で、居住者関係とは異なる。また、きょうだい関係は、将来のケアへの期待が少ないという点で、

成人子との関係とも異なる。その理由として、(1) きょうだい関係では、家族のケア規範の蓄積が相対的に少ないこと、(2) 同年代であるきょうだいも高齢期をむかえており、ケア資源として脆弱であること、(3) 異なる人生経路への配慮などが挙げられる。本章では、「自立と共生」の実践は、ケア資源の少ない自らのリスクを回避するだけでなく、自らがきょうだいのリスクになることを避ける行為でもあることを見出した。

第7章では、居住者主体の高齢者シェア居住からの退出に注目し、退出の経緯と退出後のケアの関係について分析している。居住者主体のシェア居住では、関係の調整の役割は居住者自身が担っている。調整役が特定の居住者に固定化されている場合、調整機能が低下する可能性が高く、居住者間に勢力差が生じやすい。その結果、居住者の問題が解決されにくく、退出者を生むことになる。高齢者シェア居住でケアのニーズを充たしていた居住者にとって、退出は、他の居住者たちとのケアの関係の喪失を意味する。退出後は、成人子や親友という道づれたちとのケアの関係が強化される一方で、退出者は道づれに負担をかけずケアのリスクを自らが引き受ける意識も持っている。

終章では、分析結果から結論を提示している。家族外の他者とのケアの関係の分析から、高齢者は、他者に関与し、新たなケアの可能性を拓くことで生きる基盤を創造する主体的行為者であることを明らかにした。高齢者シェア居住の居住者は、入居選択の際には、必ずしも家族外の他者への関与による自立を選好していたわけではない。また、入居後の暮らしでは、いくつかの困難な課題に直面している。しかし、居住者は他の居住者との生活の共同のなかで「自立と共生」の実践に巻き込まれ、試行錯誤しつつ他者の生き方から学び、新たな価値を発見し、課題を乗り越えようとしている。以上の分析から、このような居住者にとっての「自立と共生」を、「地域の人々を含む具体的な他者と共に、新たな生きる基盤の創造に主体的に関与し続けること」であるととらえ直すこととする。また、この創造行為が持続可能なものになるためには、居住者の積極的関与と、運営者による関係の調整という「支える仕組み」の2つの軸が必要であることを指摘する。

家族とのケアの関係の分析からは、高齢者シェア居住での新たな生きる基盤の創造行為は、脆弱な家族という旧来の生きる基盤を守る行為でもあることを見出した。また、新旧の脆弱性をはらむ生きる基盤への居住者の関与により、家族/家族外という社会的カテゴリが組み直され、家族の再編が促されていることを解明した。

高齢者シェア居住における居住者のケアの相互行為、相互関係を検討し、「自立と共生」の住まい方とケアの試みは、高齢期の新たな生きる基盤の創造行為であり、家族を再編する動きであるというのが本論文の結論である。

総括では、本論文の学問的貢献と限界について論じた。本論文の学問的貢献は、家族外のケアの可能性、および家族のケアについて新たな視点を提示したことである。また、高齢期の生き方のみならず社会のあり方として参照可能なモデルを提示することで、社会的にも貢献するものになったと考える。本論文の限界として、(1)より詳細な居住者の他者との関係を分析するためには長期的参与観察の必要があること、(2)運営者、地域のサービス提供者なども対象に含め、より多元的調査、分析が必要であること、(3)ジェンダーの観点からの分析が必要であることを挙げている。これらは本研究の今後の課題となる。

Ⅲ 本論文の評価

本論文は、これまで体系的な調査が行われてこなかった高齢者シェア居住について、全国18箇所、58人の居住者に対する丹念なインタビュー調査を行い、その実態や居住者のケアに関する意識をつぶさに聞き取ることで、高齢者シェア居住の全体像を描き出した労作である。現代日本社会にとって、超高齢社会にどのように対処するかは重要な社会的課題であり、本論文は、この課題に理論的、また政策的に示唆を与えるものとして評価したい。

主な評価点を具体的にあげるなら、第一点目は緻密に考えぬかれた論文の構成によりケアをめぐる高齢者のネットワークが立体的に描き出された点である。シェア居住者の入居(2章)から、退出(7章)まで、その間に居住者の関係する重要な他者となる他の居住者との関係(3章)、運営者との関係(4章)、居住者の成人子との関わり(5章)、居住者のきょうだいとの関わり(6章)を配する章構成となっており、ケアをめぐる高齢者の重層的なネットワークが解明され、高齢者のシェア居住のケアの全体像が明確に提示された。

二点目は、家族社会学への貢献である。グリーンバーグらの心理的負債理論、グールドナーの互恵性論文は重要であるにもかかわらず、これまで家族研究に活かされてこなかった。相互行為論的な分析をこれらの理論を用いて行ったことで、家族やシェア居住内での相互作用やケアの特質、その構造的な限界をかなり解明することができた。重要でありながらあまり注目されてこなかった、研究を取り上げ再評価の機会を与えた点は高く評価できる。

また、本論文では、現在(および将来)、脆弱化する家族(ケア資源提供者としての家族)への対処として、シェア居住当事者の戦略が抽出されている。ケア資源としての家族を放棄、あるいはあきらめるのでなく、「家族(子ども)に負担をかけないため」の対処、すなわち希少となった家族のケア資源を最期まで守りぬくための戦略としての、シェア居住という側面を本論文は強調する。新しいライフスタイルと見えるシェア居住は、実は従来の家族規範を保持する手段ともなっている。この主張は、現在の家族社会学の家族の多様化や変容という点を強調する議論に一石を投じることになる。

このように本論文は、丹念なインタビュー調査を通して高齢者シェア居住の実態を解明した研究として高く評価されるが、いくつか残された課題も指摘される。課題は、大きく分けて三点ある。

一点目は、インタビュー調査に関する問題である。シェア居住の高齢者個人の視点から、彼らへのインタビューを通して一貫して議論していることには、それなりに意味はある。しかし、著者も限界として述べているように、(さまざまな困難があることは承知しているが)相互作用する他の居住者・運営者・成人子・きょうだいなどへのインタビューを可能な限り実施し、シェア居住の実態をより多角的に捉えるという工夫が必要であった。著者も今後の課題として述べているように、参与観察を含めた事例研究にするという方法もあったように思われる。プライベートな場面に関するインタビュー調査では、かなり居住者の主観的な判断が入るため、それらを相対化できるような情報が欲しかった。

二点目は、研究対象の問題である。本論文は立体的な巧みな構成となっているが、シェア居住者のケアをめぐる他者との関係のダイナミクスは、多様で錯綜的なものではないかと思われる。本論文は、ひとつのストーリー展開としてまとまったものとなっている。同じ条件の対象者の語りのみを分析の対象とするのではなく、すべての語りの内容を分析する過程で、共通点を見出し、その対象者に共通する属性を解明していくという方法もあったのではないか。そうすることによって、ストーリーはかなり複雑になると思われる。さまざまなストーリーの併存や錯綜を考慮しながら高齢者のシェア居住を描き出す

ことも必要であり、この点は今後の課題になると思われる。

三点目は、重要な概念定義や、先行研究に対する新規性の提示の仕方に混乱や不明瞭さを残している点である。まず、本論文にとって重要な概念である「ケア」について、高齢者シェア居住における介護や気遣いの実践の幅広さを射程に収めるために広義の「ケア」概念を用いるとしながらも、どのような「ケア」なのかを具体的に指示せずに「ケア」概念を用いているために、叙述上・分析上の混乱を招いている箇所がみられる。また、本論文には、調査対象が「高齢者シェア居住」であると同時に「シェアに暮らす高齢者」であるという二重性がみられる。これに起因するために生じる問題であるが、どのような先行研究群に対して新たな知見を提示するのか、この点が不明瞭になっている。

以上の課題は、本論文がインタビュー調査を丹念に積み重ね、あまり大きな抽象化をせず、丁寧に考察した労作であるために、将来への期待をこめ提示されたものであり、今後の研究の豊かな発展性を示唆するものである。

Ⅳ 審查結果

このようにいくつかの課題は残されているものの、審査委員一同は本論文を博士(社会学)の学位を 授与するにふさわしいものと判断する。

博士 (2019年度)

博士(社会学)[2020年3月23日]

甲 第5262号 小田中 悠

日常的な相互行為のゲーム理論的研究

[審查担当者]

主査 慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員

社会学修士 織田 輝哉

副査 東京通信大学教授・慶應義塾大学名誉教授

文学修士 浜 日出夫

副查 芝浦工業大学准教授

博士(学術) 武藤 正義

I 本論文の構成

本論文の目的は、現象学的社会学やGoffmanの一連の研究などの、社会学的相互行為論とゲーム理論の関係を見定めながら、日常的な相互行為を捉える数理社会学的な理論を構築することである。

本論文の構成は以下のとおりである。

序論

- 1 問題意識
- 2 数理社会学のあゆみ: 日米を中心に
- 3 社会学的相互行為論と数理社会学

- 4 本論文の流れ
- 第1章 先行研究の検討:相互行為における意味付けとゲーム理論
 - 1 はじめに
 - 2 ゲーム理論の概要
 - 3 相互行為における意味付けのゲーム理論的研究
 - 4 本稿の課題
- 第2章 意味世界の構成と行為の選択: Schutz行為論とゲーム理論
 - 1 はじめに
 - 2 Schutz行為論における行為を可能にする条件
 - 3 行為の選択はいつどのようになされるのか
 - 4 Schutzからゲーム理論へ: Esserモデル・Etzrodtモデルの検討を通して
 - 5 小括
- 第3章 ハイパーゲームによる間主観的同一性のゲーム理論的モデル
 - 1 はじめに
 - 2 Garfinkelの「信頼」論文からゲーム理論へ
 - 3 ハイパーゲーム
 - 4 間主観的同一性のゲーム理論モデル
 - 5 小括
- 第4章 合理的な意思決定による意味構成: Esser と Goffman を手かがりに
 - 1 はじめに
 - 2 Esserによる状況の定義の選択モデル
 - 3 Goffmanのフレーム分析
 - 4 ゲーム結果への予想の充足・違背条件
 - 5 小括
- 第5章 嘘・秘密論の問題構図:ハイパーゲームによる分析に向けて
 - 1 はじめに
 - 2 社会学的嘘・秘密論の特徴
 - 3 嘘・秘密の4類型とダイナミクス:状況の定義に着目して
 - 4 本稿の視角からみた嘘・秘密
 - 5 小括
- 第6章 嘘と秘密のハイパーゲーム的分析:人狼ゲームのある場面の検討
 - 1 はじめに
 - 2 人狼ゲームのルールとデータの概要
 - 3 対象となる場面の詳細な経過
 - 4 ゲーム理論的分析
 - 5 考察
 - 6 小括

結論

- 1 本稿の要約
- 2 本稿の意義と今後の課題

文献

初出一覧

謝辞

Ⅱ 本論文の概要

序論では、まず、本論文が依拠する社会学的相互行為論とゲーム理論は、同じく相互行為を対象とする理論であること、ゲーム理論が社会学において広く用いられていること、しかし、それにもかかわらず、両者の関係を論じるような先行研究が少ないことが指摘される。そこで、本論文の位置付けを明確にするために、両者が接点を持つことがなかった背景を、数理社会学の歴史を辿りながら明らかにすることが試みられる。そこでは、20世紀半ばのアメリカで数理社会学が生まれた背後に、論理実証主義や行動科学といった学際的な研究を推しすすめるような潮流があり、Weber以来の社会学の伝統であり、社会学的相互行為論が主たる研究の対象としてきた、人々による意味付けの問題が焦点化されにくかったことが明らかにされる。

その上で、本論文の目的として、これまで接点を持つことが少なかった、意味をめぐる諸理論とゲーム理論を架橋し、それによって社会学における数理的な手法の応用範囲を広げるとともに、社会学的相互行為論における議論をフォーマルに表現することをめざすことが提示される。

第1章では、先行研究を紹介することを通して、本論文全体を貫く枠組みと取り組むべき課題が抽出される。そこでは、まず、ゲーム理論という観点からみたときに、相互行為における意味構成を論じる際には3つの水準があることが示される。すなわち、行為選択肢集合のようなゲーム構造の形成、間主観性の成立、そして、ゲーム結果に対する予想の充足/違背という3水準である。その上で、先行研究においては、一見すると合理的な選択を伴うゲームが成立する前段階に当たると考えられる、ゲーム構造の形成と間主観性の成立という2水準について、合理的な選択の結果として説明するという、先行研究の議論が成功していないことが示される。そして、現象学的社会学の端緒とされるSchutz、その影響下で研究を行なったGarfinkelや、Goffmanの理論を取り上げ、それらとゲーム理論の関係を再検討しながら、そのような問題に改めて取り組むことが課題とされる。

第2章では、まず、ゲーム構造の形成という水準について、Schutzの議論を参照しながら論じられる。Schutzの行為論においては、習慣などのように、目的合理性という水準では行為を選択しないということが日常的な行為においては大半であることが指摘されている。しかし、そこでは、行為を選択する場面についての考察もなされており、そのような議論はゲーム理論と接合的であることが指摘されている。すなわち、行為の選択を行う場面の選択肢集合の形成や選択基準に関するものとして捉えることのできるSchutzの議論は、ゲーム理論的な分析の前提として扱いうることが明らかにされる。

しかし、主として、次の2つの理由ゆえに、Schutzの議論はただちにはゲーム理論と接合できないこともまた指摘される。第1に、前者が相互行為に参加するある行為者の視点から理論を構成しているのに対し、後者が科学者としての視点から相互行為者全員を捉えているという、理論構成の前提となっている視点の違いである。第2に、前者が、相互行為参加者それぞれの意味世界が異なるとし、「視界の相互性の一般定立」によって間主観性が成立しているという議論になっている一方で、広く知られてい

るゲーム理論においては、相互行為参加者双方が同一のゲーム構造を認識していることを共有知識という強い仮定によって支えることが一般的となっているという、行為者たちの現実認識のしかたについて の態度の相違である。

第3章では、2章で浮かび上がってきた問題を解決するために、Garfinkelの理論の検討とハイパーゲームという枠組み導入が行われ、ゲーム構造の形成と間主観性の成立の問題について論じられる。Garfinkelの理論は、Schutzと相互行為観を共有しながらも、Schutzの視点とは異なり、ゲーム理論的な視点、すなわち、科学者としての視点から相互行為場面を捉えながら、「構成的期待」や「信頼」という概念によって間主観性の成立を論じている。他方で、ハイパーゲームは、共有知識の仮定を置かず、SchutzやGarfinkelと同様に、相互行為参加者たちが異なる認識を行っていることを前提としたモデルである。

その上で、ハイパーゲームにおいてゲームの成立を支える仮定である「主観的共有知識(inside common knowledge)」と、Schutzの視界の相互性の一般定立や、Garfinkelの構成的期待・信頼が、論理的に同一のものであることが示される。また、主観的共有知識に依拠することで、Garfinkel理論によっては説明することが困難な、現実認識に多層性があるような場面、すなわち、参加者の一方が、「自らの認識している現実と相手が認識している現実とが異なっていること」を認識しているような場面における間主観性の成立のしかたについても数理的に表現できることを示している。

さらに、Garfinkelの違背実験をゲーム理論的に表現するという作業を通して、ゲーム構造の形成・間主観性の成立という2水準がゲーム理論的な分析にとって所与とせざるを得ないことを示した上で、これら2水準に加えて、結果に対する予想の違背という3つ目の水準にゲーム理論的にアプローチしていく1つの道筋が示唆される。すなわち、ハイパーゲームの元では、違背実験の実験者がそうしたような、他者が想定するゲーム構造の形成や、他者による予想の違背を引き起こすこと自体を目的とした行為の選択を考えることができ、また多層的な間主観性のありようへの移行も、合理的選択の結果として説明しうることが示される。

第4章では、そのような方針に基づいて、ドイツの合理的選択理論家であるEsserの状況の定義論とGoffmanのフレーム分析が検討される。Esserによる、状況の定義論は、状況の定義を合理的な選択の結果として説明する試みであり、また、Goffmanのフレーム分析は、状況の定義への主体的な関わりを捉える視角となっており、いずれも、ゲームの意味構成そのものを目的的に選択することを想定するモデルだからである。そして、それぞれの検討を通して、ひとまず、ゲーム理論的な分析の前提とみなされていた、意味構成の2水準について、ゲーム理論的に説明しうることが示される。まず、ゲーム構造の形成という水準に対しては、Esserによる、状況の定義を合理的に選択するというアイデアをゲーム理論的に展開することを通して、モデル化することが議論される。ついで、フレーム分析の検討によって、合理的な行為に伴う間主観性のありようの変容、すなわち、一方が他方のゲーム構造を操作しているような場面においては、認識の多層性が生じることが指摘される。

また、意味構成のもう一つの水準である、ゲーム結果に対する予想の違背という現象についてもゲーム理論的な検討が行われている。そして、違背が生じる/ない条件について、数理的な導出が行われる。すなわち、双方が異なる行為選択肢集合や利得を想定していたとしても、それぞれが認識しているゲーム構造の中で予想される結果が同一である場合、予想の違背は生じることがないが、逆に、互いの認識が似通ったものであったとしても、それぞれが予想する結果が異なったものとなっている場合に

は、違背が生じてしまうとしている。第5章では、本論文のモデルが分析対象としうる現象として、嘘・秘密を取り上げ、それらを扱った諸研究の検討が行われている。その結果、社会学的な嘘・秘密論が対象としてきた現象は、状況の定義への関わり方という観点から、嘘、秘密、擬制、公然の秘密という4つの現象に分類することができること、そして、それらのあいだに移行関係があることが示される。その上で、本論文の枠組みが社会学的に嘘・秘密現象を捉えうることが論じられる。

すなわち、嘘をつくという他者の状況の定義の操作については、ゲーム構造の形成や間主観性の成立のしかたという水準が、また、秘密を守るという他者の状況の定義を維持することが試みられる局面においては、ゲーム結果に対する予想の違背という水準がそれぞれ関わっていること、そして、その様子をゲーム理論的に捉えられる可能性が示される。

第6章では、嘘や秘密が存在する、具体的な場面の分析を行っている。そこでは、分析対象となる場面として、会話を中心に進行する多人数ゲームである、人狼ゲームの一場面が取り上げられている。ここで、分析対象として、人狼ゲームが取り上げられるのは、このゲームの中で、嘘や秘密が重要な役割を果たしていること、そして、自然に生起する相互行為においては、これらの現象を捉えることが困難だとされているからである。分析の結果、ここまで展開してきたゲーム理論的な分析枠組みによって、嘘や秘密が存在している場面での相互行為の詳細な分析が可能であることが示されている。すなわち、そこでの各プレイヤーのふるまいを、ゲーム構造の形成に関わるもの、あるいはゲーム結果に対する予想の違背に関わるものとして捉えることが可能である。また、それらのふるまいが間主観性の成立のしかたの変容への主体的な関わりとなっていることも示される。

また、本論文の枠組みが遊戯としてのゲームという枠を越えて、日常的な相互行為の分析、とりわけ、社会学的相互行為論における古典的な問題、すなわち、「パッシング」(Goffman 1963=1970)や「知覚の衝突」(Garfinkel 1940=1998)という意味付けに関わる現象の分析にも耐えうるものであることが示唆されている。それは次のような人狼ゲームの特徴による。すなわち、人狼ゲーム全体は、日常的な相互行為よりは単純ではあるものの、定式化することは困難な不完備情報ゲームであると考えられる。しかし、そこでは、たとえば、将棋のようなゲームとは異なり、プレイヤーたちが一次的なゲームのルールの枠の中で、ゲーム理論的に分析することが可能な程度にシンプルな、二次的なゲームを自由に作り出すことができるという性質を持つ。

結論では、本論文の要約がなされた上で、そこから得られた成果が示される。すなわち、日常的な相互行為における意味付けという対象を、ゲーム理論の数理的方法で分析可能なモデル化を行った点、また、人狼ゲームという遊戯を題材として扱うことで、より自由度が高く、複雑性の高い相互行為場面についても、ゲーム理論的分析の対象としうることを示した点が挙げられている。また、今後取り組むべき課題として、確率を組み込んだゲーム理論の枠組みの構築、行為の意味理解についてのモデル化、秩序問題との連関についての検討、社会学的相互行為論に対する統一的視角の提示、具体的な経験的事象への応用が挙げられ、今後の展開の方向性が示されている。

Ⅲ 本論文の評価

本論文は、日常的相互行為秩序をゲーム理論の枠組みを用いてフォーマライズし、数理社会学的分析の対象としうるモデルの提示を試みたものである。これまで、ともすれば二つの文化に分裂していた意味学派と数理社会学との間に架橋しようとする試みは重要な意義を持つもの考えられる。また、その

際、理論的検討に先立って、日米における数理社会学の歴史をたどることで意味現象を数理社会学が取り扱うことの困難について、学説史的に解き明かしている部分も興味深い点である。

日常的相互秩序の研究として、いわゆる意味学派の立場の主要な学者である、Schutz・Garfinkel・Goffmanの研究を丹念に読解し、ゲーム理論の枠組みといかに接合しうるかを詳細に論じた点が本論文の中心的貢献であるが、適切な学説理解に基づいて議論が展開されており、またドイツ語圏の文献にも範囲を拡げて論じられている点は高く評価できる。

また、状況定義・状況認識の多様性等の意味学派の研究者の共有する世界観をゲーム理論に取り込むために、オーソドックスなゲーム理論から踏み込んで、ハイパーゲーム理論を用いることで、構成的期待・信頼・違背・フレーム分析といった概念を、ゲーム理論的に整理し、位置づけることを試みた点にも特徴がある。ここでは、特に、Garfinkelの信頼論に関連して、構成的期待と違背実験の問題をハイパーゲーム理論における認識の多層性のモデルで、明確に解明している点は、Garfinkel研究に対する大きな貢献であるといえる。

さらに、このようなハイパーゲーム理論の枠組みを、嘘・秘密論とクリアに接続し、人狼ゲームという遊戯の世界に適用した点にも独創性があるといえる。人狼ゲームが複雑な不完備情報ゲームの構造が持っているが故に、その中で、各プレイヤーがフレームを創出、利用することがゲームの戦略の一部となっており、ハイパーゲーム理論の分析に対し豊穣な可能性を提供することが示されたことも、貢献として挙げることができる。またその際ビデオデータを利用したことは、ゲーム理論とエスノメソドロジーとの研究の接合可能性が経験的研究にも及ぶことを示している。

この論文を通して、従来関連付けることが難しいと考えられてきた、意味学派による日常的相互行為の研究と、数理社会学的・ゲーム理論的研究とが、論理的に同型の構成を持っており、フォーマルな形で分析をすることが可能であることを示した点は、二つの文化を架橋する研究として、高く評価することができる。

一方で、いくつかの問題点も指摘しておかなければならない。本論文では、意味構成をゲーム理論的に分析する際に三つの水準があることを示し、ハイパーゲーム理論によって、意味構成自体を行為選択の目的として分析する枠組みを提示した。しかしながら、既存研究が解明できていないとされる、意味構成とゲーム理論の接続性の問題が本論文によって包括的に乗り越えられたかという点については、まだ端緒についたばかりと言わざるを得ない。既存研究の成果の再検討を含めて、意味の問題へのアプローチを多角的な方法で進めていく必要があると考えられる。また、ハイパーゲームモデルは、行為者の認知的負荷の大きいモデルであり、現実の行為者のモデルとしての妥当性がどこまであるのか、という問題も指摘できる。経験的な応用を想定するならば、より認知的負荷の小さいモデルを検討する余地がある。さらに、本論文では、経験的研究の対象が、遊戯としてのゲーム場面に限定されており、社会学的研究としては、より現実性の高い相互行為場面に展開していくことが必要であるといえる。

しかしながら、これらの問題点は、さらなる研究を展開していくための課題として捉えられるものであり、本論文の達成した成果の評価を貶める性質のものではない。

Ⅳ 審査結果

このように、いくつかの課題は残されているものの、審査員一同は本論文が博士(社会学)を授与するにふさわしい水準に到達しているものと判断する。

博士(2019年度)

博士(心理学) [2019年9月4日]

甲 第5199号 新保 彰大

海馬時間細胞の相対的時間情報符号化

[審查担当者]

主査 慶應義塾大学名誉教授

文学博士 坂上 貴之

副査 慶應義塾大学文学部教授

博士 (農学) 伊澤 栄一

副査 理化学研究所脳神経科学研究センター チームリーダー

博士 (工学) 藤澤 茂義

論文要旨

本論文は、げっ歯類ラットをモデル動物として、生理心理学的知見の豊富な脳領域である海馬を対象に、時間知覚のメカニズムを神経細胞活動による符号化様式のレベルで検討した研究である。本論文は3章から構成される。第1章が序論、第2章は7つの実験的検討の成果が記され、第3章で総合考察がなされている。

第1章では、時間情報処理の生理心理学的基盤として本研究が対象としている脳領域、海馬の機能について解説がなされている。まず本章では、時間情報が視覚や聴覚などの情報とは異なり、物理的な信号として存在せず、かつそれを知覚するための感覚器や受容体が存在しないという特異性を指摘し、実験心理学における時間知覚の情報処理メカニズム解明の意義を提示している。その上で、時間情報の神経メカニズムについて、モデル動物を中心とした従来の知見を、特に本論文において解析対象となっている脳領域「海馬」に焦点を当てて概説し、個体の移動時において特定の場所に受容野を持つ神経細胞「場所細胞」などを例示している。さらに、本研究を含む生理心理学研究において、神経活動に表現されている情報を読み解くための基礎となる2つの符号化様式として、神経活動の量的変動に着目した「発火率符号化」と、時間的変動に着目した「時間的符号化」を紹介している。そして、近年、海馬で見出された「時間細胞」と称される特定時点からの経過時間を表現する神経活動に基づく海馬における「時間」情報処理という新しい展開について述べたのち、本研究の中核的問いである「計時場面において海馬細胞が符号化している時間情報が絶対時間なのか、相対時間なのか」という未解決の課題を提示する。

第2章は9節から構成され、著者が行った7つの実験的検討に対する結果と考察がなされている。第1節では、第2節以降の神経活動解析を行うための計時行動課題の確立とその妥当性が検討されている。本研究を通して用いられているのは、ある時点からの経過時間を被験体に弁別させる間隔二等分課題と呼ばれる行動課題である。被験体であるラットをトレッドミル上で5秒ないしは10秒間走らせ、トレッドミルに接続された左右2本の選択肢のどちらかを選ばせ、正反応であればサッカリン溶液を報酬として提示した。ラットの走路選択は、トレッドミル上での経過時間ではなく走行距離を手がかりとして生じているかもしれない。その可能性を検討するため、3種の速度条件で訓練を行い、走行時間と速度条

件の組み合わせである6つの試行条件間に正答率に差がないことが確認された。特に,走行距離は同じであるが走行時間の異なる2つの試行条件の正答率に有意差が認められなかったことから個体は距離を利用して課題を遂行していないといえる。さらに,これらの走行速度3条件において,訓練試行で未経験の走行時間(5.6, 6.3, 7.0, 7.9, 8.9秒)をプローブ試行として挿入し,それらの走行時間の長短判断に走行速度が影響するかについても検討がなされ,長短判断の感度は速度条件によって差が見られなかった。これら一連の条件操作の結果は,同課題におけるラットの弁別反応が時間の長短を手がかりとして行われていることを示唆する。つまり,同課題におけるトレッドミル上の走行についての時間判断は,走行開始時点から終了時点(以下,インターバルと記す)という2時点間の計時過程に基づいているとみなすことができ、以降の神経活動解析はこのインターバル期間を対象に行われる。

第2章の第2節から第9節では、同課題遂行中の海馬の神経活動を解析することで、時間情報が神経細胞レベルでどのように表現されているのかが実験的に検討された。具体的には、シリコンプローブ電極を脳に慢性的に埋め込み、課題遂行中のラットの海馬から多数の神経細胞の活動を同時に記録し解析することで、インターバル期間中の様々な時点で活動する、「時間受容野」を持った「時間細胞」の存在を確認し、それらを対象に詳細な解析を試みている。

第2節の実験2-1では、「発火率符号化」の視点から、時間細胞が表現している時間情報が、インターバル開始後の特定の時点を反映した「絶対的時間」なのか、あるいは、インターバル全体の長さに対する経過時点の割合を反映した「相対的時間」なのかについて、インターバル長の異なる2条件間で比較することで検討している。ラットに5秒と10秒の弁別を行わせた後、インターバルが2倍となる10秒と20秒の弁別を異なる試行ブロックとして同一セッション内で行い、10秒と20秒のインターバルの計時過程に対する時間細胞群の活動変化が検討されている。その結果、10秒のインターバル経過中の異なる時点で逐次的な応答を示した細胞群のうち、75%以上の細胞群はインターバルが20秒に延びると、その時間受容野を緩やかに広げ、20秒のインターバル全体を覆うようにそれらの逐次的応答が変化した。この結果は、海馬の時間細胞の大部分は、2時点間の相対的な経過時間を表現している可能性を示唆している。

続く第3節では、実験2-2として、インターバルを3倍に延長、および2分の1に短縮する操作により、実験2-1で得られた時間受容野の変化が起きた結果の確認を行っている。いずれの条件においても実験2-1と同様に、時間細胞の約70%がインターバルの延長・短縮に応じて時間受容野を変化させることが見出された。

第4節の実験2-3では、あらかじめ異なる時間弁別を学習した2群のラットを用意し、実験2-1,2-2と同様にブロック間で短縮・延長されたインターバルを事前に学習していた群と学習していなかった群での時間細胞の応答パターンとその割合を比較検討している。その結果、インターバル中に生じる時間細胞の応答とその割合は、事前学習の違いによる差が見られなかった。

第5節実験24では、時間細胞の応答パターンとその割合が、計時の必要がない位置弁別課題でどうなるかを検討している。この行動課題では、ラットはこれまでと同様、一定時間トレッドミルの走行を課されるものの、走行時間であるインターバルの長さではなく、LEDライトの点灯が報酬選択肢と結びついている。この課題遂行中のラットの海馬には、それでもなおインターバル中に応答する時間細胞が見出された。解析の結果、実験2-1から2-3に比べ、時間細胞の数は有意に少なかったものの、インターバルの絶対的時間および相対的時間に対する応答パターンの全細胞に対する割合は有意差がなかっ

た。第6節では、これら実験2-1から2-4から得られた結果の考察として、海馬の時間細胞が表現している時間情報は、発火率という符号化様式でみると、2時点間の相対的な時間的位置を表現しており、計時の長さやその必要性、あるいは事前経験によらないものであると論じている。

第2章第7節から第9節は、個々の神経細胞の発火のタイミングに着目した「時間的符号化」の視点から、海馬の時間細胞がどのように時間を表現しているのかが検討されている。時間的符号化による解析を行うにあたり著者は、先行研究において判明している海馬の神経回路に内在するシータ波と呼ばれる5ヘルツから12ヘルツの周期的活動に基づき、個々の神経細胞の発火のタイミングをシータ波の位相として捉えた解析を行っている。すなわち、あるインターバルの各時点に受容野をもつ個々の時間細胞の逐次的な応答のタイミングを、シータ波における異なる位相の連鎖(シータ・シークエンス)として捉えることで、インターバルをシータ波という周期的活動として符号化された情報として解析する方法である。

第7節実験3-1において著者は、インターバルの延長操作によって、経過時間を反映するシータ・シークエンスがどのように変化するのかを調べるために、実験2-1で見出された相対的時間の応答パターンをもつ時間細胞に焦点を当てて解析を行っている。実験2-1では発火率でみた時間細胞の受容野が拡大したが、発火タイミングにも変化が生じるかは自明ではない。インターバル延長操作によって発火タイミングが広がる場合、細胞間の発火タイミングの時間差は拡大するため、シータ波1周期に含まれる細胞数の減少し、シータ波1周期が表現する時間は変化しないことが予想される。逆に、発火タイミングが広がらない場合、細胞間の発火タイミングの時間差が変化しないため、シータ波1周期に含まれる細胞数も変わらず、シータ波1周期が表現する時間が拡大することが予想される。これらの予想をもとに、インターバルの延長前後における時間細胞群のタイミングを調べた結果、後者の予想が支持された。発火率の時間受容野が拡大していても、細胞間の発火タイミングそれ自体は変化していないことが明らかになった。さらに、各細胞の発火タイミングをシータ波の位相に変換し、そこから推定されるインターバル中の時間と実時間を比較した結果、各位相に反映される時間長が広がっていることが示唆された。したがって、第8節では考察として、先行研究と比較し、シータ・シークエンスによって表現される時間長が拡大するという実験3-1の結果の妥当性を解説しながら、これらのシータ・シークエンスの変動と個体の時間弁別との関連を検討する必要性を論じている。

これを受けて第9節実験3-2では、5秒と10秒、および、10秒と20秒の弁別条件を異なるブロックとして実施し、各ブロック内でテスト試行として7.1秒あるいは14.1秒というラットの長短弁別が無差別となるインターバルを挿入し、ラットが長い・短い反応を示した試行内での、7つのインターバル経過時点ごと(5秒と10秒の弁別では1秒ごと、10秒と20秒の弁別条件では2秒ごと)に時間細胞群のシータ位相から経過時間を推定し、どの時点で符号化された時間に差が生じるか比較検討した。その結果、5秒と10秒の弁別では5~6秒の時点から、10秒と20秒の弁別条件では6~8秒の時点から、その後のラットの長い・短い反応に応じて、シータ位相から推定される時間に有意差が生じていることが見出された。これによって、シータ・シークエンスによって表現された時間情報と、ラットの計時ないしは長短時間弁別との関係が示唆された。

最後の第3章では、一連の実験結果を整理した上で、これまで明確ではなかった海馬の時間細胞に反映される時間情報を、発火率符号化における相対的な経過時間の表現、および、時間的符号化におけるシータ・シークエンスによる相対的な経過時間の表現、の2つの異なる視点から明らかにした点で、海

馬における時間情報処理に新たな理解を与えたものとして本論文の意義を論じ結びとしている。

審査要旨

本論文の一連の研究は、主に次の点で評価できる。

まず、ラットを対象に2時点間の計時が必要な時間弁別の行動課題を立ち上げた点である。動物の計時過程の分析については、行動研究において様々な課題が確立しているが、神経活動を検討するためには試行を繰り返すことで個々の時間細胞が示す特異的活動について、条件内での一貫性と条件間での差異を示す必要がある。筆者は、そのような神経活動記録・解析研究の視点から、計時過程の神経活動の評価に適した間隔二等分課題に着目し、被験体の反応がインターバルの時間長という時間情報を手がかりとして生じていることを実験1で丁寧に検討している。これによって、その後の実験2および実験3で行われた、神経活動の記録・解析の結果の解釈を強固なものにしている。

さらに評価できる点は、時間細胞群の活動を発火率と時間という2つの符号化様式の視点で解析し、神経細胞における時間情報の表現の多層性を描き出すことに成功している。ヒトを対象とした研究も含め脳活動を分析する研究の多くでは、2つの符号化様式のいずれかの解析だけが行われている。これに対して本研究は、多数の神経細胞の活動を同時に記録できるシリコンプローブ電極と信号分離の技術を駆使することで、インターバル期間中に同時並行的に生じている多数の時間細胞の活動について、個々の時間細胞の応答特異性の差異だけでなく、それらの相互関係の評価が可能になっている。実験2で見出された複数の時間細胞の逐次的な発火率上昇による経過時間の表現と、実験3で見出された複数の時間細胞の発火タイミングとしてのシータ・シークエンスにおける経過時間の表現が、同じ時間細胞の集団から得られた結果であることは、神経細胞における情報表現の多層性を示すものと考えられる。海馬における情報処理という範囲にとどまらない、生理心理学における神経細胞の情報表現を理解する上でも意義ある成果である。

評価できる第3の点は、インターバル中の経過時間を時間細胞がどのように表現しているのかを評価するだけでなく、ラットの計時行動に対して時間細胞の活動がどの程度予測力をもつか検討している点である。神経細胞に表現された情報が、個体の行動と機能的関係をもつならば、神経活動は個体の行動に対して予測力をもつはずである。実験3-2はその可能性を検討したものであり、ラットがインターバルの長短を判断する時点と、時間細胞の活動から推定される経過時間とが概ね一致していたという結果は、神経細胞の情報表現と行動との相関関係に記述にとどまらない、因果関係の解明に踏み込んだ点、そしてそれを示唆する成果が得られた点で、本研究の意義を高めることに成功している。

本論文は以上のように評価できるものの、公開審査会(2019年7月23日)では次のような問題点も 指摘され、それに対する著者からの回答を得た。

最も多くの指摘があったのは、本研究で用いられた間隔二等分課題がもつ計時課題としての問題点についてであった。時間経過の長短を弁別するこの計時課題は、長短それぞれの時間長を計時せずとも、短い時間に対する計時さえ行っておけば、それを越えた時点で長い時間と判断する戦略によって正答することができる。被験体がこの戦略を採用している場合、長いインターバルにおいて見出された時間細胞の特異的な活動は、長いインターバルの終了時点へ至る計時過程を反映しているとは言い切れない。この指摘に対して、著者も行動課題がもつ問題を明確に自覚しているが、その問題によって本研究で見出された時間細胞による時間情報の表現が覆ることはないとの回答であった。その根拠は、実験2およ

び実験3のいずれにおいても、長いインターバルの試行における時間細胞の活動は、短いインターバルの終了時点を超えても特定の経過時間を表現していたことであった。一方で、実験2で見出された経過時間を表現する発火率上昇のうち、長いインターバルやインターバルを延長した条件では、時間受容野が総じて広かったことは、短いインターバル終了時点を超えた時間の計時は、被験体にとって精度が要求されなかったという間隔二等分課題の問題が影響した可能性が残る。しかしながら著者からは、間隔二等分課題が持つこれらの問題を明確に意識した上で、試行の繰り返しが必要な神経活動記録・解析研究に適した課題として同課題をあえて選んだこと、あわせて、今後はピーク法など他の計時行動課題を用いた研究との比較検討の重要性についても回答が得られた。

次に、時間弁別を要しない実験2-4や、特定時間長の計時を行っているわけではない実験3-2において、時間細胞が時間情報を表現していることは、著者の見出した時間細胞の活動は、計時課題とは無関係に生じる可能性があるのでないかという指摘もなされた。これに対して筆者からは、インターバル延長や短縮などの実験操作によって同一の時間細胞群がその活動を可塑的に変化させていることから、時間細胞の活動と行動課題との関係は示されているとの回答がなされた。しかし、特定の場所に受容野をもつ海馬の場所細胞は、場所手がかりを必要とする行動課題を学習せずとも生じるという先行研究の例を挙げ、一部の時間細胞も同様に行動課題とは無関係に生じる可能性も棄却できないことも併せて回答された。

また、弁別時間の差を小さくすることで、わずかな計時時間の差に対する時間細胞の時間表現の精度と限界を調べる必要がなかったのかという指摘があった。これに対する著者からの回答は、弁別時間差を小さくすることで時間表現の精度をより詳細に検討する方向性は、行動研究に重きを置くアプローチであれば当然そうすべきだが、それによって生じる正答率の低下が、同一条件の試行の繰り返しが不可欠な神経活動記録・解析という本研究のアプローチにとっては、むしろ不利に作用すると考え、80%以上の正答率で安定する今回の実験条件を採用したというものであった。

さらに時間細胞が時間情報を表現していることは確かだが、それは計時行動と神経活動の相関であり、それらの時間情報がもつ行動への機能的役割を示しているわけではないとの指摘もなされた。著者はこの問題に自覚的であり、それを検討する実験手法として局所破壊や光遺伝学的手法による機能阻害を挙げて回答するとともに、現時点では時間細胞が海馬の錐体細胞であること以外にそれを細胞レベルで同定することは困難であるため、時間細胞の活動を選択的に阻害することは現状では技術的に困難であるとの回答がなされた。

以上に挙げられた指摘や問題点は、新たな時間弁別課題の下での時間細胞の機能的な役割の分析、行動研究と神経科学研究とのバランスを踏まえた上での今後の研究の設計、時間細胞の機能的役割の発現という挑戦的テーマの設定など、著者の考えている今後の研究において十分克服可能なものと考えられる。また本論文を構成する個々の結果は、優れた最先端の技術を駆使し、明快な数理モデルに基づく丁寧な解析によって導出された高水準のものと認められる。以上の点を鑑み、審査員一同は本論文が博士(心理学)学位を授与するに値するものと判断する。

博士 (2019年度)

博士(心理学)[2019年9月3日]

乙 第5043号 中野 泰志

[審查担当者]

主査 慶應義塾大学名誉教授

文学博士 坂上 貴之

副査 慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員

文学博士 山本 淳一

副查 東京女子大学現代教養学部教授

文学修士 小田 浩一

論文要約

本論文は、ロービジョン者が日常生活や社会生活を送る上で困難を感じている「読書」という活動に 焦点をあて、困難さが生じる原因や解決策に関する基礎研究を行った上で、多様なロービジョン者によ る効果的な読書を可能とするための読書環境の構築方法について検討した研究である。

本論文では、障害を生体機能の低下と捉えるのではなく、環境の適切な調整の不備や不足の問題であると位置づけ(第 I 部)、環境調整型アプローチを行うための新たな行動評価ツールを開発し(第 II 部)、ロービジョンの多様な見えにくさに対応しうる読書環境を明らかにし(第 III 部)、理想的な読書環境と考えられている拡大教科書の評価を行った(第 IV 部)上で、多様な視機能を有する様々なロービジョン者が選択する、読書のための新しいデジタルメディアを開発・評価して(第 V 部)、これら系統だった一連の研究を考察(第 VI 部)している。

第 I 部では、ロービジョン者の読書の効率を向上させるための方略を明確にするために、障害の概念の変遷(第1章)、ロービジョンの定義(第2章)、ロービジョン者にとっての日常生活・社会生活上の障壁(第3章)を先行研究に基づいて整理し、本研究の問題の所在と目的(第4章)を論じている。先行研究のレビューに基づいて、従来のロービジョン者への医療的ケア、リハビリテーション、教育等が、「障害の個人モデル」から構築されてきたがゆえに、専門家は生活機能を向上させるための方法として、主に、低下した視機能(生体機能)を補完・拡張するアプローチ(生体機能補完型アプローチ)を取ってきたことを明らかにした。その上で、「障害の社会モデル」の観点に立脚すると、ロービジョン者が遭遇する社会的障壁を、その視機能では視認できない環境に問題があると捉え、読書環境を整備・調整する新たなアプローチ(環境調整型アプローチ)の必要性があるという結論を導き出している。そして、本論文の目的を、ロービジョン者の読書行動に影響を及ぼしている要因(個人因子、環境因子)を、主として知覚心理学(精神物理学的測定法)の観点から分析し、多様な視機能のロービジョン者が効果的に読書をできるインクルーシブな読書環境を、環境調整型アプローチによって構築すると位置づけている。

第Ⅱ部では、環境調整型アプローチを行うための方法に関する基礎研究として、読書活動のパフォーマンスを低下させる要因を分析するために必要な評価ツールについて検討している。まず、読書活動のパフォーマンスに与える影響やその評価方法に関する従来からの研究は、障害の個人モデルに基づいた個人因子の阻害要因(例えば、視力低下、視野狭窄、中心暗点、コントラスト感度低下等)を、専門家

が身体機能を補完・拡張するための手がかりを得る目的で用いてきたことを指摘する。その上で、障害の社会モデルからの観点では、多様な視機能のロービジョン者を包含(インクルード)できる環境を構築するための行動評価方法が必要となることを論じ、新たな行動評価ツールとして、「環境を評価するツールとしてのブラーシミュレータ」(第5章)と「視野を評価するツールとしての文字処理有効視野評価法」(第6章)の開発を行い、その信頼性・妥当性を5つの実験研究を通して確認している。

第Ⅲ部「ロービジョンの多様な見えにくさに対応出来る読書環境整備に関する基礎研究」では、第Ⅱ 部で開発した行動評価ツールを用い、ロービジョンの多様な見えにくさに対応出来る読書環境整備につ いての基礎研究を行っている。第7章「低視力や低コントラストによる見えにくさを軽減する環境とし てのUDフォント | 研究では、5種類のシミュレーション実験、4種類のロービジョン当事者実験、1種 類のロービジョン当事者調査を実施し、低視力・低コントラストでも見やすい2種類のUDフォントの 開発が行われている。第8章「視野狭窄による見えにくさを軽減する環境としてのコンデンスフォン ト | 研究では、2つのシミュレーション実験を実施して、視野狭窄による同時情報処理能力の低下を補 い、視野内の情報量を増やすことが可能なコンデンスフォントの開発を行なっている。第9章「視野の 不均一さによる見えにくさを軽減する環境としての文章のディレクション | 研究では、2種類の実験を 実施し、(利用出来る範囲が上下方向と左右方向で異なることからくる)視野の不均一さによる見えに くさを軽減する方法として、文章のディレクション(縦書き/横書き)を変更することが有効であるこ とを示している。第10章「まぶしさ(グレア)による見えにくさを軽減する環境としての白黒反転| 研究では、2つのロービジョン当事者調査を実施した結果、まぶしさ(グレア)による見えにくさを軽 減する環境としての白黒反転の有効性を示している。そして、これらの基礎研究に基づき、読書環境を 調整するための要件を明らかにすると同時に、それらの要件を実現可能にする環境整備ツールを開発し た。

第IV部「理想的な読書環境と考えられている拡大教科書の評価」では、ロービジョン者からも切望され、社会モデルの観点からも理想的だと考えられている拡大教科書について論じている。第11章「拡大教科書は理想的な読書環境となり得るか?」研究では、ロービジョンのある児童生徒に対して全国調査を実施し、拡大教科書を国レベルで用意する制度は有効活用されており、ユーザの満足度も比較的高かった反面、要望も多く、必ずしも理想的な読書環境とは言えないことを明らかにしている。第12章「拡大教科書の選定・評価の実態と課題」研究では、拡大教科書が必ずしも有効活用されていない理由を明らかにするために、ロービジョンのある児童生徒の担当教員に対して、拡大教科書の選定・評価方法に関する全国調査を実施し、教員の専門性によって選定方法が異なることや、選定・評価するためのツールを提供しても利用されない場合があることを明らかにしている。第13章「ロービジョン者の拡大教科書の選択とパフォーマンスの関係」では、ロービジョン者の拡大教科書の選択と読書パフォーマンスの関係を実験的に分析し、ロービジョン者の好みに基づく選択と読書パフォーマンスは必ずしも一致しておらず、ロービジョン者の選択はパフォーマンスの観点からは合理的とは言えない場合もあることを明らかにしている。そして、これらの大規模な調査や実験研究に基づき、個々のロービジョン者が拡大教科書を自由に選択出来るようにしただけでは、教科書の内容やロービジョン者の見え方の変化等に応じてインタラクティブに読書環境を調整することが出来ないため、十分とは言えないことが示された。

第V部「インタラクティブに選択肢を変更出来る新しいデジタルメディアの開発・評価」では、第Ⅲ

部で検討した読書環境整備ツールを用いて、第IV部で分析した拡大教科書の問題点を解決するために、インタラクティブに選択肢を変更出来る新しいデジタルメディアについて論じている。第14章「デジタルメディアは紙媒体の拡大教科書の代わりになり得るか?」研究では、デジタルメディアが紙の拡大教科書の代わりになり得るか否かを検討するために、作業効率比較実験と利用実態に関するヒアリング調査を実施し、紙とデジタルの作業効率は、ほぼ同程度であることを明らかにした。第15章「デジタル技術を活用したインクルーシブな教科書システムの開発と評価」研究では、第1章から第14章までの知見を踏まえ、ロービジョン者にとって必要な環境調整が出来るインタラクティブな教科書システム(UDB&PDF版拡大図書)を試作し、評価と改良を繰り返して、多様な視機能のロービジョン者に「選択」される、読書のための新しいデジタルメディアについて論じている。そして、これらの研究に基づき、インタラクティブに選択肢を変更出来る新しいデジタルメディアが開発され、それを利用した読書行動が調べられた。

第VI部「総合考察」では、本研究において実施した、6種類の開発(ブラーシミュレータ、文字処理有効視野評価システム、UDゴシック体、UDデジタル教科書体、コンデンスフォント、UDB)、22種類の実験(晴眼者実験52人、シミュレーション実験114人、ロービジョン実験459人の合計625人)、10種類の調査(ロービジョン者調査3,257人、教員調査1,348人の計4,605人と学校調査108校)を整理した上で、環境調整型アプローチの意義の明確化、実施方法の構築、ロービジョンの多様な見えにくさに対応出来る読書環境の明確化、理想的な読書環境と考えられる拡大教科書の課題の明確化を行い、インタラクティブに選択肢を変更出来る新しいデジタルメディアの開発をその1つの解決として位置付けた。また、生体機能拡張型から環境調整型アプローチへの転換の意義、専門家による「処方」から当事者による「選択」を重視することの必要性、状況やユーザのニーズに応じてインタラクティブに選択出来るシステムの重要性について議論した上で、知覚心理学の方法論、特に、精神物理学的測定法を用いることで、国際生活機能分類(ICF)や障害の社会モデルの理念を、エビデンスに基づいて具現化したり、評価出来たりすることが示された。

審査要旨

本論文は、ロービジョン者が日常生活、社会生活を送る上で、困難を感じている「読書」という活動に焦点をあて、事例研究によって提起された問題意識を出発点として、困難さが生じる原因や解決策に関する実験的な基礎研究を行った上で、多様なロービジョン者による効果的な読書を可能とするための読書環境の構築方法を考案し、その効果を大規模調査ならびに精神物理学的知覚実験を通して検討した実践研究である。その内容は、著者が約30年間の歳月をかけて蓄積したロービジョン者の読書に関する研究の集大成であり、22種類の実験研究、10種類の全国調査、6種類の開発研究によって構成されている。ロービジョン者は、人数も少なく、全国に点在しているため、研究への協力を得ることが困難な状況にあり、延べ459人を対象とした実験研究、延べ3,257人を対象とした全国調査を実施した点だけをとりあげても、他に類を見ない貴重な研究といえる。また、障害学が提起した心理学への批判に対して、障害の社会モデルの理念を尊重した上で、伝統的な知覚心理学、特に、精神物理学的測定法を用いて、実証主義的な見地から新しいデジタルメディアを構築することに成功している点も高く評価出来る。

本論文は、以上のように高く評価出来る一方で、公開審査会(2019年7月30日)においては以下のよ

- うな問題点も指摘され、それに対する著者からの回答を得た。
- 1)本論文では、国際生活機能分類(ICF)の環境因子に注目し、ロービジョン者が遭遇している読書の課題を環境への介入で解決しようという試みを行っているが、ロービジョンという障害は、国際障害分類(ICIDH)で捉えた方がメカニズムに基づいて問題解決が出来るのではないかという指摘がなされた。この指摘に対して、著者から、障害が発生する生理学的メカニズムに基づいて障壁を取り除く際にはICIDHが適しており、障害学の発祥の地であるイギリスにおいても、現に視覚障害に関しては、ICIDHの方がICFよりも適しているという議論があるとの回答があった。また、著者が実施した事例研究においても、生理学的メカニズムに基づいて障壁を軽減する際に、ICIDHが有効であったことが紹介された。その上で、障害の生理学的メカニズムを検討することは問題解決をする上で重要であるが、障害の原因を個人の心身の状態だけに帰属させるのではなく、多様な心身の状態を包含出来る環境を構築するICFの考え方も理念上、重要であるとの回答があった。さらに、心理学は伝統的に、行動を、個人と環境との関係で論じてきた学問であるため、障害のある人達が遭遇する障壁を、個人の心身の特性だけでなく、環境への介入で捉えていくアプローチも必要ではないかという議論が紹介された。そして将来、ICIDHとICFを統合する新たな理論が必要となるとの見通しが示された。
- 2) 本論文では、ロービジョン者という用語を用い、視機能に障害のない人(晴眼者)とロービジョン者を2つの異なるカテゴリーを指す概念として記述しているが、ロービジョンという用語は状態を表す語として捉えるべきで、ある特定のカテゴリーを指すような概念ではないのではないかという指摘がなされた。この指摘に対して、著者から、ロービジョンはたしかに状態を指す語であり、著者自体は「視機能の連続的な変化の状態」の1つと捉えているとの回答があった。海外の論文では、"person with low vision"や "people with low vision"と記述しており、ロービジョン者という、特性の特別な人がいるのではなく、ロービジョンの状態にある人がいると考えることが適切であるものの、日本語で「ロービジョン状態の人」や「ロービジョンのおる人」や「ロービジョンを持つ人」と記載するのは一般的ではないため、本論文ではロービジョン者と記載したという説明があった。そして、今後、自閉症スペクトラムと同様に、適切な日本語の用語法を考案する必要性があるという問題提起がなされた。
- 3) 本論文で理想的なメディアの姿を示すことが出来たのは大きな成果である一方, 読書の素材として書籍の中でも特殊な, 教科書を選択したことは, 果たして適切であったのだろうかという指摘がなされた。それに加え, 教科書を読むことと小説等の一般的な読書とは異なる課題ではないかという指摘もなされた。これらの指摘に対して, 著者から, ロービジョン者は視機能の低下があるため, 読書が出来なかったり, 読書をしようとしなかったりする場合が多いため, 必ず読まなければならない教科書を対象に検討を行ったという回答がなされた。その上で, 一般的な書籍の読書の問題については, 今後の課題であり, デジタルメディアでの読書が一般的になれば, 教科書と小説等の書籍との比較研究が可能になるのではないかという回答があった。
- 4) 本論文には、多くの実験や全国調査が示されている一方で、多様な個人への効果を評価する事例 研究が実施されていないため、心理学の主要な方法論を網羅出来ていない点が残念であるという指摘が なされた。この指摘に対して、著者から、実際の問題解決に繋げていくためには、障害の発生メカニズムを明らかにしたり、想定したメカニズムが適切であることを確認したりする上で、事例研究は必要不可欠だと考えているとの回答があった。また、本論文には掲載しなかったが、一連の研究の出発点に は、自身が行った複数の事例研究やメカニズム研究があるとの回答があった。

5)本論文では、「処方」と「選択」、「パフォーマンス」と「好み」を対立概念として論じているが、果たしてこれらの概念は対立する概念なのかという指摘がなされた。この指摘に対して、著者から、確かに処方の際に選択肢が示されることがあるし、パフォーマンスと好みとは異なる次元での現象と捉えることも可能であるとの回答があった。その上で、本論文においては、処方やパフォーマンスは専門家によって行われるものであり、選択や好みはロービジョン者が行うものであるという主体の違いを明確にするために、対立概念として説明したという回答がなされた。なお、生体機能補完型アプローチと環境調整型アプローチという対立概念も、「生体機能を補完するために環境を調整する」という両者を融合した考え方によって統合できる可能性があることは認めるものの、障害の原因を個人の生体機能に帰属させるか、社会(環境)に帰属させるかを明らかにするために、対立概念として論じたという回答があった。

以上に挙げられた議論や問題点は、そのほとんどが著者の行った研究の成果によって示された方向の 先にあるものであり、その意味で、これら新しい論点は、著者の研究内容そのものに依存した、もしく はそこから新たに立てられたものということができる。これらに対して、著者は誠実で適切な回答を行い、それらの回答は、この領域における問題の整理にとって重要で新たな視点を提供し、今後の研究の 展望を切り拓いていくための指針を提示していた。これらの研究成果は、すでにロービジョン研究の中でも重要な位置を占めており、今後、一層の解明や研究の発展が期待される領野を形成している。以上 の点を鑑み、審査員一同は本論文が博士(心理学)学位を授与するに値するものと判断する。

博士 (2019年度)

博士(心理学)[2020年3月23日]

甲 第5352号 関根 悟

自閉スペクトラム症児の運動・社会機能の定量解析と発達促進条件の分析

[審查担当者]

主查 慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員

文学博士 山本 淳一

副査 慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員

博士 (医学) 皆川 泰代

筑波大学システム情報系教授

博士(工学) 鈴木 健嗣

要旨

自閉スペクトラム症では、社会的コミュニケーションおよび対人的相互反応における困難が持続し、行動・興味・活動が狭く、反復的な行動を示すため発達が制約されることが多い。また発達性協調運動症を併存することが多く、それが視覚的注意、共同注意、模倣、相手とのインタラクションを抑制し、社会機能の発達を妨げている可能性がある。自閉スペクトラム症の社会機能に関する研究は、世界的に見ても数多く行われているが、協調運動が後の社会機能の発達と直接関係しているにも関わらず十分な分析が行われていない現状がある。また、アセスメントから支援につなげる方法を探求した研究もほと

んど行われていない。これは、これまでの研究が運動の反応型の評定にとどまっており、日常的活動の中での協調運動を分析するための方法が確立していないためであると推測される。

関根悟君の博士学位請求論文は、自閉スペクトラム症児(以下、自閉症児)の日常空間の中でのインタラクションの成立条件を、大人と子どもの行動を、同時に定量指標を用いて計測し、それを発達支援につなげる、基礎・応用にわたる意欲的な研究である。研究1では、遊びの中で子どもが大人を追いかける「追従行動」について、モーションキャプチャによる計測と評定者のビデオ観察による計測の一致率から、開発した計測モデルの妥当性を検討した。研究2では、追いかけっこ遊びをしながら、「随伴模倣手続き」と「接近行動強化手続き」を組み合わせた発達支援技法を開発し、その支援効果を、モーションキャプチャおよび視線追跡装置(アイ・トラッカー)を用いて定量分析した。研究3から研究5では、様々なリズムに対応した同期行動を生み出す条件を分析した。

論文の構成は以下のとおりである。

1. 序論

- 1-1. 自閉症児とその症状
 - 1-1-1. 自閉症と対人相互作用の問題
 - 1-1-2. 自閉症児の運動面の問題
 - 1-1-3. 自閉症児の運動機能と社会性の問題
- 1-2. 自閉症児に対する早期発達支援
 - 1-2-1. これまでの早期発達支援
 - 1-2-2. 運動に対する早期発達支援
- 1-3. 自閉症児の行動の計測
 - 1-3-1. 自閉症児の視線計測
 - 1-3-2. 自閉症児の広空間における視線行動の計測
- 1-4. 自閉症と同期行動
 - 1-4-1. 同期行動と自閉傾向
 - 1-4-2. 同期行動を用いた社会的コミュニケーションの指導
- 1-5. 本論文の目的

2. 研究

- 2-1. 研究1 追従行動の測定モデル開発
- 2-2. 研究2 運動・社会性発達支援技法の効果検証
- 2-3. 研究3 運動中の同期の定量計測手法の開発
- 2-4. 研究4 同期の生起条件の検討
- 2-5. 研究5 二者同士の観察が同期に影響を与える条件の分析

3. 総合考察

- 3-1. 本論文で明らかになった点
 - 3-1-1. 追従行動の計測モデルとその妥当性の検討
 - 3-1-2. 発達支援パッケージによる運動・社会性発達支援への効果
 - 3-1-3. 他者との同期行動の生起条件の検討

- 3-2. 本発達支援パッケージの効果
- 3-3. 同期行動が生起する条件の分析と発達支援への効果
- 3-4. 広空間における社会的行動の定量計測手法の開発

4 結論

4-1. 本論文の意義と今後の課題

研究1では、3歳と4歳の自閉症児2名について、子どもの追従行動を、モーションキャプチャによって自動計測するための計測モデルをつくりあげ、工学デバイスによる計測の妥当性を検討した。その結果、観察者によるビデオ評定では行動を連続的にとらえる傾向があり、計測モデルによるスコア化によって連続的な追従行動を離散量として計測できることがわかった。このデータを基盤に、自動計測の方法を構築することができた。

研究2では、4歳から5歳の自閉症児3名について、研究1の結果を踏まえ、モーションキャプチャに加え、子どもに装着できる視線追跡装置を用いることで、子どもが何を見ているのかを自動計測できるシステムを構築し、運動発達支援の効果を分析した。この自動計測システムによって、広空間における子どもの注視行動・追従行動・他者を注視しながら追いかける行動が分析可能になった。支援方法としては、子どもが始動する音声や動作を大人が模倣する「随伴模倣手続き」、および大人が主導して玩具での遊びと対人接近を促す「接近行動強化手続き」の2つが含まれていた。その結果、大人への注視行動が支援の導入とともに大きく向上し、フォローアップ時においても維持された。他者を見ながら追いかける統合的行動が増えることが明らかになった。この結果は、他者とのインタラクション遊びに運動発達支援技法を組み込むことで、他者を見ることに困難があるとされる自閉症児に対して、他者を注視し続ける行動が成立することを表している。

研究3から5では、研究2で得られた成果の要因分析として、他者との同期行動が生起する条件の分析を行った。研究参加児に対して、実験者が一定のリズムを提示し、そのリズムに子どもの運動が同期するかを、モーションキャプチャを用いて自動定量計測をおこなった。

研究3では、4歳から6歳の自閉症児11名について、実験者の動きのリズムに合わせて歩行する条件の方がメトロノーム音のリズムに同期して歩行するよりも、同期が成立しやすいことが明らかになった。60bpm(60秒あたり60回)のリズム刺激を提示した時と比較して、120bpm、180bpmのリズム刺激の方が同期しやすいことがわかった。

研究4では、4歳から6歳の自閉症児8名について、その場での足踏みと太鼓たたきでリズムの同期を検討した。その結果、足踏みと太鼓たたきを同時に行う課題の方が他者と同期しやすかった。太鼓叩き課題において、課題が進行するにつれて太鼓たたきのリズムが同期したことが示された。

研究5では、5歳から6歳の自閉症児5名について、実験者と自閉症児が対面した条件の方が、背中合わせでいた条件よりも、他者との足踏み動作の同期が生起しやすかった。

以上, まとめると, 同期行動が生起する条件が4つ明らかになった。①子どもの歩行速度に近いやや速いリズムを提示すること。②視覚刺激と聴覚刺激を同時に提示すること。③リズムを一定時間継続して提示し続けること。④視野内で運動刺激を提示し続けること。

評価

2020年2月18日に行われた公開審査会では、本研究は、工学領域との連携を通して、心理学独自の観点から、運動と社会機能の発達アセスメントと支援の方法をつくりあげ、それらを自閉症児の発達臨床支援で展開するための基礎研究・応用研究となっている点が高く評価された。関根君は、研究を進める上での発達支援技術も多くの臨床ケースを通して習得し、自閉症児本人および保護者の信頼を得て、長期にわたる研究を進めた点も高く評価できる。心理学の基礎研究としての観点からは、社会機能の基盤を、個人内における運動の機能化、知覚の機能化、運動と知覚の統合、および対人関係における相互模倣と同期として、包括的にとらえ、多くのユニークな知見を得た点が評価できる。特に、大人(実験者)も子どもも同時に動く日常的場面設定の中で、運動、視線、それらの統合を同時計測し、インタラクションの発達と支援効果に関する多くの知見を得た点、挑戦的な研究としての成果が大きい。本研究で得られた知見は、発達臨床場面で活用されている音楽療法、運動療法、コミュニケーション支援、早期発達支援、ペアレントトレーニングなどへの展開の可能性も持っている。

討議

公開審査会では、3名の審査委員の専門領域である応用行動分析学、発達心理学、システム情報学の 観点から、様々な論点が提出され、研究成果の意義を深める白熱した討議が展開された。以下は、討議 された論点と関根君の回答である。

(1) 制御工学の観点から、子どもが大人を追いかける行動について、観察者の判断とモーションキャプチャによる自動計測とが一致しなかったことがあったが、その理由は何かについての討議がなされた。大人と子どものインタラクションのフィードバック制御を考えると、毎回、相互の行動随伴性が微妙に変化することが、「相互引き込み」を生み出していたのではないかという点についても問題提起がなされた。

回答:詳細にデータを分析すると、観察者によるビデオ評定では、物理的に行動が途切れた場合でも行動の連続を想定して、心理学的意味を付与していた。また大人の方向を見ていた場合でも行動の連続としてとらえる傾向があった。10秒程度の時間ユニット内に起こる対人接近行動の有無を離散量として評定するのであれば、モーションキャプチャによる自動計測で十分であると判断できる。「相互引き込み」に関しては、実験者の行動と子どもの行動の時間関係を詳細にビデオ分析することで、行動随伴性の予測誤差が、インタラクションの重要な要因である可能性を検討できると考えるので、今後試みたい。

(2) 発達科学の観点から、2者間の行動の同期の研究は重要な研究テーマであるが、研究 $1\cdot$ 研究2は模倣行動の研究、研究 $3\cdot 4\cdot 5$ は同期の運動要因の研究と考えることができ、論文全体としてどのように統合されていくか詳細に説明してほしい、との問題提起があった。視線と運動との関係はどのようなものであるかについても、さらなる分析が必要であるとの指摘があった。

回答:研究1・2では実験者と自閉症児の双方が互いのリズムに合わせることを目的にした。広い意味で、双方向的な同期を分析した。そのため、支援の包括的な効果の分析はできたが、個々のメカニズムの分析に至らなかった。研究3・4・5では、実験者の行動に子どもがどのような応答を示すかを、要因分析する目的で実施した。自閉症児が実験者のリズムに合わせる条件を設定し、詳細な分析を行った。同期を軸に、子どもの始発行動、子どもの応答行動、子どもと大人のインタラクション、という3つの観点から研究をさらに統合していくつもりである。対人距離と視線は直接関係していると考えた。これ

- まで、自閉症児の視線の研究は、ディスプレイに提示された刺激への注意のみが対象とされていた。支援につなげるために、子どもも大人も移動している自由度のある広空間で、視覚運動協調の分析が必要であると考え実施し、支援効果を得たことが本研究の成果である。
- (3) 臨床発達支援の観点から、以下の点が討議された。今回の発達支援では自閉症児は、何を習得したのか? 発達支援の中で視線行動が増加したのは、この場面だけなのか?ほかの社会機能に般化したのか?社会的な指標をもっと多く盛り込んで検討すると臨床的な意義がさらに深まるのではないか?

回答:インタラクションの基盤として、他者への接近、他者の行動の模倣、その前提としての視線追跡が獲得されたと考える。その点で、モーションキャプチャと装着型アイ・トラッカーを使って計測することで個人内の知覚運動協調、相互模倣、同期などの「自己と他者の行動のインタラクション」の過程を定量分析した点が、今回の実験の強みだと考えている。研究2に参加した3名の保護者の報告によると、保護者を追いかけっこやシャボン玉遊びに誘うようになったため、般化が見られたと考えているが、客観的指標で評定するべきであった。ベースラインでは、実験者が鬼ごっこを模した遊びに誘っていた。介入期では、子どもの動きへの随伴模倣と子どもの接近行動への強化を行った。ベースラインから介入期にかけて注視行動が大きく変化したのは、接近行動への玩具による強化によると考えられるが、その後も長期にわたって維持したのは随伴模倣によるものだと考えている。今後はさらなる臨床成果を検討するために、笑顔、自発的共同注意などを計測したい。

(4) 運動学の観点から、自動計測された歩行の際の上下動を基礎データにしているが、上下動が計測できるためには、歩幅が相対的に大きいことが前提になるとの指摘があった。歩行の運動解析を今後どのように進めるかについて、討議がなされた。

回答: 歩幅も含む歩行そのものの分析は、今後の課題にしたい。また、歩行リズムをあらかじめ決めずに、子どもの歩行リズムの平均値を出し、そこから速くする、遅くするなどの条件下での同期のデータ収集も進めたい。その際、ABAB実験デザインなどの単一事例研究デザインが、方法論として強いツールになる。本実験の同期課題では、上肢と下肢とを別々に分析した。今後は、上肢、下肢、視線追跡だけでなく、言語によるリズムがどのように効果をもつかを明らかにする研究を進めたい。

(5) 統計分析の記述, 用語の正確性, などについての指摘があった。これらについては, 修正対照表を添付し, 対応することで合意を得た。

審査結果

公開審査会では、上記のように、今後の研究の方向を導く、多くの論点をめぐって、議論が展開された。このことは、関根君の一連の研究成果が、広い分野にわたる多くの研究意義を内包していることを示している。関根君は、それらの論点をひとつひとつていねいに回答できたことから、討議の結果は、今後の研究の発展に生かされるものと判断できる。

関根悟君は、臨床的に重要な研究を、実験的手法を駆使して粘り強く続け、実証研究としての成果を あげてきており、上記全ての点を鑑みて、審査委員一同は、本論文は、博士(心理学)の学位の授与に 値するものと判断する。 博士(2019年度)

博士(教育学)[2020年2月20日]

甲 第5268号 山田真由美

京都学派の教育思想における主体概念に関する研究 一高坂正顕と木村素衞の「歴史的主体」概念を手掛かりに—

[審查担当者]

主査 慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員

教育学修士 松浦 良充

副查 慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員

博士(教育学) 山本 正身

副查 奈良女子大学研究院人文科学系人間科学領域教授

博士(教育学) 西村 拓生

I 本論文の構成

本論文は、今日の教育にかかわる言説における「主体」の意味を問い直すために、独自の主体形成論を展開した「京都学派」の教育思想を、歴史哲学の視点を含めて再理論化することを目指すものである。特に高坂正顕と木村素衞の教育哲学に着目し、彼らの「歴史的主体」形成論を解明することで、歴史哲学を基盤とした「『主体』の語り方|を、現在の教育学の課題として提示しようとしている。

「主体性の育成」や「主体的な学び」などの語は、今日に至るまで教育学・教育論あるいは教育政策・行政のさまざまな局面で用いられてきている。しかしながらそれらの用語における「主体」(性/的)概念については、必ずしも明確な定義が存在しているわけではなく、あいまいな共通理解が成立しているにすぎない。最近では、改訂された学習指導要領のひとつの眼目として「主体的・対話的で深い学び」が掲げられており、教育方法や授業実践にかかわる言説において、その重要性が繰り返し強調されている。しかしやはり、その「主体」がいかなるものかについての議論は稀薄である。

こうした状況において本論文の著者(以下、「著者」)が着目するのが、京都学派の教育思想における「主体」概念である。京都学派とは一般に、戦前から戦後にかけて京都帝国大学を拠点に活躍した哲学者集団を指す呼称である。西田幾多郎と田辺元を中心に、戦前の京都学派が日本における「主体」の確立を目指したこと、そしてそのために戦争の思想的な意味づけを試みたことはよく知られる。一方、近年では教育学の領域においても、京都学派の思想への注目が広がっている。特にポスト・モダン思潮を経験した教育哲学・教育思想史研究は、これまで自明の概念として使用されてきた「教育」や「発達」の「語り直し」に着手したが、そのなかで従来の教育論を乗り越える「オルターナティヴ」として、京都学派の哲学が有する可能性に注目が集まっている。

しかしながら著者によれば、こうした立場から「京都学派教育学」の構築を目指す現在の教育哲学・教育思想史研究の動向は、戦前から戦中にかけて京都学派が主題とした歴史哲学の議論にほとんど注目していない。西田をはじめとして、京都学派の教育思想は歴史哲学を基盤に構築されており、彼らの教育論においては「主体」の形成が目指され、「歴史的主体」の形成が論じられる。それは、今日、学習

者の態度や姿勢を「主体性」において語ろうとする教育論議に一定の示唆を与える、と著者は主張する。こうした観点から著者は、京都学派のうち、それぞれ戦前と戦後に教育哲学を論じた、木村素衞と高坂正顕の思想に着目し、その基盤となる歴史哲学を検討することで、彼らが展開した「歴史的主体」形成論の内実を明らかにすることを、本研究の課題とする。

本論文の構成は以下の通りである。

序章

第一節 研究の目的

第二節 研究の背景 I 教育における「主体 | 概念の変遷

第三節 研究の背景Ⅱ 「主体」をめぐる問題と教育学における京都学派研究

第四節 本研究の課題と方法

第一章 戦後教育学における「京都学派」政治的批判と哲学的再評価のあいだ―

第一節 はじめに

第二節 戦後道徳教育論争における「京都学派」

第三節 教育学におけるポスト・モダンと「京都学派」再評価第四節 木村素衞と京都学派

第五節 おわりに―「歴史的主体」形成の教育理論の探究―

第二章 高坂正顕の教育思想における「主体 | 概念

第一節 はじめに

第二節 歷史的世界

第三節 歷史的基体

第四節 教育哲学

第五節 おわりに

第三章 高坂正顕の歴史観―逆超越と逆対応

第一節 はじめに

第二節 高坂の「逆超越」と西田哲学の「逆対応」

第三節 歴史的世界と主体

第四節 歴史的世界の「無」的性格について

第五節 おわりに

第四章 木村素衞の教育思想における主体―形成概念の歴史性に着目して―

第一節 はじめに

第二節 『表現愛』(1939年) における歴史の問題

第三節 『国家に於ける文化と教育』(1946年)における歴史の問題第四節おわりに

第五章 京都学派の教育思想における主体―木村素衞と高坂正顕を中心に―

第一節 はじめに

第二節 京都学派の思想における主体

第三節 京都学派の思想における歴史

第四節 現実に絶対無を自覚するということ

第五節 おわりに

第六章 戦後教育学における民族と歴史―上原専祿を手掛かりに―

第一節 はじめに

第二節 教育対話篇『日本人の創造』(1952年)の課題

第三節 「国民形成の教育」(1960年) における「日本国民」

第四節 「民族集団」形成の教育論とその挫折

第五節 おわりに

第七章 高坂正顕における超越と人間の問題―戦後道徳教育をめぐる議論から―

第一節 はじめに

第二節 歴史の動力と人間

第三節 人間と歴史の「無」的性格

第四節 おわりに一絶対無への探究という道徳教育の可能性

終章

第一節 本研究の成果―京都学派の教育思想における主体と主体形成―

第二節 今後の研究課題 I 教育と主体をめぐる問題

第三節 今後の研究課題Ⅱ 京都学派研究における課題

補論 高坂正顕の生涯と思想

第一節 カント研究者としての出発第二節 歴史哲学と世界大戦

第三節 教育哲学

第四節 「期待される人間像」(1966年) の編纂とその後の急逝

Ⅱ 本論文の概要

序章では、前述したような本論文の目的および研究課題設定の背景が説明される。研究の背景として は第一に、教育における「主体 | 概念の変遷について、今日の教育論における「主体性 | 強調の動向が 概観される。さらに戦後の教育論における「主体」概念に関して、1960~70年代においては、人間形 成の理念として「主体」が把握されていたことが確認される。それが今日では、「主体的な学び」が強 調されることで、学習の主体としての概念的矮小化が見られる。著者は、この状況に対して、教育理念 および人間形成の課題としての「主体」に関する議論から検証を加えようとする。そしてその検証の手 掛かりとするのが、人間の世界における在り方としての「主体」を探究し、その教育学的展開に尽力し た京都学派の思索である。本研究の第二の背景とされるのは、近年、教育学(教育哲学・教育思想史研 究) において関心が高まっている京都学派研究の動向である。本研究の重要な主題として焦点化されて いる京都学派の哲学者である高坂正顕は、1966年の中央教育審議会答申(「後期中等教育の拡充整備に ついて |) の別記として公表された「期待される人間像 | を主査としてとりまとめ、強い批判にさらさ れた。しかし彼が「主体」を重要な概念として捉えていたにもかかわらず、今日の教育学がそれにほと んど着目していないことを、著者は問題視する。他方で近年の教育哲学研究では、近代的な「主体」概 念の見直し(著者によれば「超克」)に寄与する思想として、「京都学派教育学」の再評価が試みられて いる。その際、再評価の対象として注目されるのが木村素衞である。「期待される人間像」の編纂に関 与した高坂が戦争責任を負うべき「京都学派」として厳しく批判されてきた一方で、木村素衞の教育思

想は、従来の教育学を超克する可能性を秘めた「京都学派」として取り上げられる。いわば同じ京都学派に位置付けられる思想家でありながら、高坂は批判の対象とされ、木村は再評価の対象とされる。こうした構図について、著者は、あらためて両者の「主体」概念に焦点化して、京都学派・教育学の思想構造を内在的に解明することで検証しようとする。その際に、著者が着目するのは、京都学派の歴史哲学とその「歴史的主体」の概念である。

第一章では、現在の教育学における「京都学派」研究の動向が論じられる。教育哲学の領域で「京都学派」が注目されはじめたのは、発達という人間観や、統合された主体の観念に疑問を提示したポスト・モダンの文脈においてであった。著者は、高坂と木村に関して対照的にあらわれている現在までの先行研究における「京都学派」評価のねじれ構造を明らかにする作業を通して、「歴史的主体」を論じた歴史哲学の文脈に両者の思想の結節点があるのではないか、という仮説を提示する。そして戦前の歴史哲学を通して「京都学派教育学」の根幹をあらためて問い直すという本研究の課題設定を明確にしている。

第二章,第三章では、高坂正顕の教育思想が取り上げられる。戦後、意図せずして教育学の領域に移った高坂は、自身の書『教育哲学』(1970年)において、教育とは「歴史を作る自由な人間を形成すること」であると定義する。著者は、この定義の内実を明らかにするために、歴史哲学の主著である『歴史的世界』(1937年)を、西田哲学と田辺哲学とのあいだに位置付けつつ検討し、戦後の教育学におよぶ彼の「主体」概念には、歴史による限定を主体の側から逆に限定し返す「逆限定」の発想が貫かれていることを明らかにした。

「生死即涅槃」を以て自己と世界の完全な合一を説いた西田の「逆対応」に対して、高坂の主題はあくまで世界に対して「逆限定」する主体におかれ、その論述には人間理性への信頼が貫かれている。このことは、太平洋戦争を合理化した「モラリッシェ・エネルギー」の議論にたしかに結合するものの、しかし理性を以て歴史の上に立つ「歴史的主体」を理論化しようとした高坂の試みは、その理性への信頼のゆえに教育論としての展開可能性を十分に持つのではないか、という新たな見解を著者は提示した。

第四章で検討されたのは、再評価の文脈にある木村素衞の教育思想である。従来の木村研究では、初期の「表現愛の哲学」とその後の「国民教育論」が分けて語られることが一般的であり、豊かな発想を有する「表現愛の哲学」がその哲学の本流であると捉えられてきた。これに対して著者は、先に検討した高坂の思想との接点を探るため、木村の『表現愛』(1939年)に展開される「形成」概念の歴史性に着目し、それが高坂の場合と同様に、過去と未来、伝統と創造の弁証法的転換点として構想されていたことを明らかにした。木村の思想において、形成のイデアは歴史的現在における具体的なイデアでなければならず、その意味で教育においてもまた、歴史的現実と対峙することでイデアを見る「歴史的主体」の形成が目指される。「天地の化育を賛ける業」として語られる木村の教育論は、1930年代の京都学派が共有した歴史哲学への関心を明らかに摂取しており、彼の形成概念は、歴史形成の意味をなくしては把握できない、と著者は主張する。

第五章では、ここまで歴史哲学の面からそれぞれ検討してきた高坂と木村の「主体」に関する思索を、西田哲学を介して突き合わせ、あらためて「京都学派教育学」を再構成することが試みられた。形成すべき「主体」について、西田をはじめ京都学派が提起したのは、無限に動的なる歴史的世界と不断に交渉する主体であり、彼らが教育に託したのは、歴史において絶対的な規範の不在を自覚しながら、

しかし歴史に対峙し続ける歴史的主体の形成であった。その意味で、主体の形成は常に同時に歴史の形成であるのでなければならない。ポスト・モダン思潮を通して教育学における「近代的主体」や「理想的人間像」の概念は批判されたが、しかし一方で学校教育は、今日の最重要課題として「主体性の育成」を掲げている。こうした教育論の現状に対し京都学派の主体形成論が示すのは、「教育理念としての主体」と「歴史の現実を生きる主体」を架橋するための議論の必要と、その可能性である、と著者は主張する。主体が「歴史的主体」である限り、それが何らかの規範を要するのでないことはもとより、一方で「主体性」は単に個別的ないわゆる「個性」の範疇を超えて、同時に歴史という基体を語るのでなければならない。京都学派の歴史哲学に着目し、第一章から第五章を通して従来とは異なる「京都学派教育学」が提示されたことで、主体を歴史の主体として語り、原理と現実を同時に引き受けようとした京都学派の課題を、教育哲学の課題として引き受ける必要性を著者は提起する。

第六章と第七章で試みられたのは,第五章までに明らかにされた京都学派教育学の,戦後教育学における展開の検討である。第六章では,終戦直後の教育学にて「世界史的主体」の形成を主張した上原専祿の議論に着目し,上原の「国民教育論」が,世界史の形成を担う主体としての民族集団の形成を意図していたことを明らかにしたうえで,それと京都学派の議論との関係が考察された。それによって明らかにされたのは,教育の目的として同じく歴史的主体の形成を説くにもかかわらず,そこで意図する「歴史」の意味が両者においてまったく異なることである。すなわち上原の歴史には,過去・現在・未来をともに担うという京都学派の論じた歴史性が捨象され,近代化に遅れた日本に「近代ヨーロッパ」を実現するという,まったく新しい「歴史」の担い手を形成する意味で,世界史的主体の形成が説かれている。著者は,上原と京都学派の「主体」に関する議論を対比的に並べてみることで,教育学において「歴史」や「近代」の問題がいまだ収束していないことを指摘し、「戦後教育学」の軌跡をあらためて吟味する必要を提起している。

一方,第七章では再び高坂の歴史哲学を主題とし,「期待される人間像」をはじめ戦後の道徳教育論との関連で,人間を「超越者」との関係でとらえようとする高坂の人間観が検討された。「期待される人間像」以来「学習指導要領」に明記される「宗教的情操」の意味や,教育における「宗教」と「宗教的なもの」との区別など,「主体」を論じる限り,超越者と人間の関係を吟味することが必須の課題であることを,著者は高坂の人間観に即して提起した。

終章では、教育学が「主体」を語る限り、その主体が何において主体であるかを語ることが必須であることが再度強調され、著者は基体の獲得に努力した京都学派の試みを今日の課題として引き受ける必要をあらためて提起した。さらに今後その理論を検討していく必要性が、残された課題として提示されている。

Ⅲ 本論文の評価

本論文は、現在に至るまで、教育学・教育論、教育実践や教育政策で頻繁に取り上げられる「主体」(性/的)という用語に焦点をあて、その意味とこれからの教育におけるそのあり方を、京都学派の哲学・思想および教育学における「主体」概念に着目しながら教育哲学・思想史研究の立場から検討する意欲的かつ独創的な研究にもとづくものである。その問題設定は、教育哲学・思想史の最新の研究動向を批判的にふまえたものであり、着眼点は秀逸である。また今日の教育学・教育論、教育実践や教育政策の課題に対しても真摯に向き合っており、本研究の成果はそれらに対して重要な貢献をなす可能性を

もっている。そして資料検討および論述の精緻さ・明確さ・信頼性、さらに結論の的確さと説得度において高水準の論文であり、積極的に評価できるものである。その水準は、本論文を構成する各章の多くが、すでに関連諸学会の審査を通過し学会誌に掲載された論考をもとにしているだけでなく、それらが複数の学会において研究奨励賞を受賞していることからも明らかである。本論文の評価としては、より具体的には次の諸点を指摘することができる。

第一は、本論文が、「期待される人間像」や道徳教育論争を中心として、戦後の教育学や教育論議において強い批判の対象となってきた高坂について、政治的・イデオロギー的批判から距離をおいて、思想内在的に緻密にかつ批判的に検討することによってその教育哲学の全体像を明らかにし、再評価とバランスのとれた思想的批判への道をひらき、一定の説得的な成果をあげていることである。高坂が、絶対的な規範に従属する人間像ではなく、歴史を形成する主体として、人間の主体性の回復や人間理性の復権を教育や人間形成の課題として想定していたことが解明・論証されたのである。

第二に、このことと深く関連するが、著者の高坂に関する再解釈・再評価は、高坂のみを思想内在的に検討したのにとどまらず、その「主体」概念に焦点化した上で、木村とともに、西田および田辺の哲学・思想にまで遡った京都学派の思想的連関のなかで精緻に読み説くことに成功している。そしてその過程において、京都学派の歴史哲学に着目することになり、それによって高坂(および木村)の「主体」概念を、「歴史(的主体)」を基体とするものとして再構成することが可能になったのである。その結果、本研究は高坂や木村の再評価のみならず、京都学派の哲学・思想および教育学の思想内在的・批判的検討を試みた研究としての意義をももつことになった。

第三に、このことは、戦後しばらくの間、特に教育学において、京都学派が「戦争責任」の観点から厳しい批判にさらされてきたにもかかわらず、近年のポスト・モダン思潮の影響を受けて近代的教育やそこにおける「主体」の捉え直し(著者によれば「超克」)が進められる動向のなかで、京都学派への肯定的な再評価が隆盛をみているいわば「ねじれ」構造への著者なりの批判的洞察をうみだすことにもつながっている。著者による戦後の京都学派批判や先行諸研究への目配りと整理の仕方も、また高坂や木村の解釈に不可欠な西田や田辺の思想理解もいずれも過不足のないものである。これまで往々にして、いわば「善玉/悪玉」的契機を振り分けて、前者(主として木村の中期まで)を称揚し、後者(主として戦後の高坂)を無視する傾向にあった「京都学派教育学」研究に対して、高坂の「歴史的主体」と木村の「国民」概念を統一的に把握し直すことを通じて、あらためて統合的に検討する視点が提起されていることは、大きな学問的貢献である。

第四は、精緻な思想内在的な検討を主題とする本論文ではあるが、その研究の射程には、現在のアクチュアルな教育の問題がしっかりと据えられていることである。著者も述べているように、「主体」は、これまでさまざまなレベルにおける教育論議において、不可欠・不可避の用語として登場してきた。近代的な教育においては、およそどのような教育観に立つにせよ、「主体の」あるいは「主体的な」形成が中核的な原理になっていた。そうした近代的教育概念やそこにおける「主体」の位置付けについては、特にポスト・モダンの思潮の影響を受けて、批判的な議論が生じてきている。しかし特に昨今のいわゆる「アクティブ・ラーニング」や「主体的な学び」の提唱に顕著なように、「主体」はいまでも教育学・教育論や教育政策における論争的な概念である。著者は、そうしたアクチュアルで相克的な課題を意識しつつも、ある意味オーソドックスな教育哲学・教育思想史研究の手法を用いて、こうした課題に対応しようとしている。課題即応的な教育学への志向性や傾斜が強まっている最近の動向に対して、

貴重な問題提起を行う研究としての意義は小さくない。

このように本論文には、積極的に評価できる点が多いが、さらに踏み込んで議論されるべき問題や、 今後いっそう追求していってほしい課題がある。

第一は、丁寧な考察によって、高坂の再解釈・再評価について大きな成果をあげていることは認めつつも、それによって導き出された高坂の「主体」概念は、教育学全体のなかでどれほどの独創的な意義をもつのか、ということへの疑問である。高坂の「主体」が、「歴史的主体」として単なる絶対的な規範ではなく、理念と現実の間のダイナミズムのなかで形成されるという指摘は、教育理論的におさまりがよいものであるが、ある意味平板な結論であるとも考えられる。教育における理想と現実、理論と実践の相克や往還については、教育哲学・思想史のなかで、さまざまな観点からすでに論じられてきていることでもある。そうした文脈のなかでの、高坂の「主体」概念の位置づけが必要である。著者のアクチュアルな課題意識や現在職務についている教員養成や道徳教育の実践的課題に対する理論的有効性を証明するためには、そうした考察が求められる。

第二は、京都学派研究としての課題である。西田以来、京都学派にとっての一つの思想的焦点は、「原理的に言葉で語ることのできないことを、如何にして敢えて言葉で語るのか」というパラドックスである。著者が明晰に――そのために特には図式的に整理して――語れば語るほど、その企てはこのパラドックスに投げ返される。これはおそらく京都学派の哲学・思想に取り組む著者が逃れることのできない宿命である。本論文における西田や田辺の思想理解は、高坂や木村の思想を検討する前提として簡にして要を得た解説ともいえるが、いささか単純化された図式的理解であるようにも思われる。その理解や要約の妥当性は、高坂や木村みずからの西田や田辺に対する理解――そこにも常に解釈の幅や創造的誤読の余地がある――と、それらに対する著者の理解とに向けられた二重の問いとして議論の余地がある。このことは、「京都学派教育学」の先行研究の整理についても言える。その単純化された明快な整理が、著者の課題設定のわかりやすさにつながっていることは確かである。しかしそれらの先行研究の――おそらく西田や田辺の哲学の大きさに呼応した――奥行きや複雑さを捉えきれているだろうか。本研究の明晰さは、達成であるとともにあくまで出発点であると考えられる。

第三に、本研究の特色である高坂や木村についての思想内在的な検討の成果は、今後、それらの思想が当時、なぜそのように語られねばならなかったのか、その歴史的・社会的文脈を問う思想史的検討に、あらためて開かれる必要がある。これはすでに著者が、終章において課題として述べていることではあり、またその端緒は、第六章の上原専祿との対比や補論における高坂の生涯の見取りに見られる。高坂や木村が強調した「歴史的主体」概念は、それが生成された、まさに歴史的・具体的文脈や現実との関連を抜きにしては、これからの教育(学)における「主体」概念の構成への理論的な装置にはなり得ないのではないか。あるいは単なる参照枠にとどまってしまうのではないか。

IV 審查結果

このようにいくつかの問題点や課題は残されているものの、それは現時点での本論文の価値を損ねるものではなく、本論文の深遠な考察から導き出される将来的な展望としての意味をもつものである。したがって、審査委員一同は、本論文が博士(教育学)を授与するにふさわしい水準の論文であると判断する。